

平成21年(行コ)第241号 分限免職処分取消等請求控訴事件

控訴人 増田都子

被控訴人 東京都外1名

控訴理由書

2009年10月16日

東京高等裁判所第2民事部 御中

上記控訴人訴訟代理人

弁護士 和久田修

同 萱野一樹

同 萩尾健太

同 寒竹里江

記

<はじめに(原判決に対する総論的批判)>

我々は、原判決を読んで、愕然とする思いを抑えきれなかった。

原判決は、控訴人が懸命に立証してきた控訴人のこれまでの教育実践や教育にかける情熱、思いといったものを一顧だにせず、ひたすらに都教委らの主張をそのまま

まなざるかのような判断を下した。しかも、それは、分限処分に関する先例的価値を有するいわゆる長東小事件最高裁判決に見られる判断基準を無視してまでなされているものでしかなかった。

そして、何よりも、驚くべき事は、原判決における前提事実には、長東小事件判決の基準からすれば、本来記載されるべき控訴人にとって争いのない有利な事実が全く記載されず、控訴人にとって不利益な事実のみを一方的に並べ立てたものであったのである。

このような公正さを欠く前提事実から導き出される結論は自ずから決まったものにならざるを得ない。

分限免職処分は、教育公務員たる控訴人にとって、生き甲斐であった教壇を奪われるだけでなく、その経済的基盤まで奪い去るきわめて苛酷かつ重大な処分であることは言うまでもない。

かかる重大な処分が下され、その適否が司法審査されているにかかわらず、原判決のような杜撰かつ恣意的な判断であったのであれば、控訴人のみならず、裁判を受ける権利を有する人々全てが司法に対して絶望しかねないものと言わざるを得ない。

控訴人としては、当審におかれでは、公正かつ慎重な審理を行い、本件処分の本質を正しく認定されることを願って止まない。

本書面は、まず、上記のような理由から、「第1」として、原判決の前提事実そのものの問題性を指摘し（3頁以下）、次いで「第2」として、本件戒告処分に対する原判決の判断の誤りを（30頁以下）、「第3」として本件各研修に対する原判決の判断の誤りを（42頁以下）、「第4」として、本件分限免職処分に対する原判決の判断の誤りを（53頁以下）、「第5」として損害論を（124頁）それぞれ、論じている。

以下、控訴理由を述べる。

第1 原判決「第3 前提事実（争いのない事実及び括弧内に挙示した証拠による認定事実）」そのものが予断と偏見に満ちていることについて

原判決は、「第3 前提事実（争いのない事実及び括弧内に挙示した証拠による認定事実）」において、約10頁にわたり、控訴人の過去の懲戒処分歴、研修処分歴、本件戒告処分に至る経緯と本件戒告処分発令、本件研修命令処分発令と、本件研修命令処分中の控訴人の言動、本件分限免職処分等の事実を摘示・認定している。

しかしながら、その内容たるや、極めて恣意的に「控訴人にとって不利、または、不利な印象を与える事実のみ」を論うものであり、原判決冒頭部分から、原判決が、被控訴人らの主張のみを重視・援用し、公正・中立を欠く、偏頗且つ不公正な事実認定を行っていることを如実に示している。

以下、順を追って詳述する。

1 原判決第3の「2 控訴人に対する従前の懲戒処分等」について

(1) 原判決同項(1)摘示のとおり、控訴人が1998（平成10）年11月17日付で被控訴人都教委から減給の懲戒処分（以下、原判決に倣い「第1次懲戒処分」という。）を受けたこと自体は、事実である。

しかしながら、原判決は、当該第1次懲戒処分に至る事実経過・経緯については、全く捨象し、控訴人主張事実のみならず、控訴人・被控訴人らの間において争いのない事実についてまでも、一切無視し、控訴人が一方的に不適切なプリント配布等非違行為を行ったかの如き事実のみを摘示している。

しかし、当該第1次懲戒処分至る事実経過・経緯は、原判決摘示のような、「原告（被控訴人）の授業について校長等に苦情を伝えた保護者について、原告（被控訴人）が、『密告（チクリ）』『クライエイティブ・エネルギー』『

アサハカな思い上がり』等記載したプリントを生徒に配布した」というだけの単純なものではない。

まず、当該第1次懲戒処分のそもそもものきっかけは、控訴人が、1997(平成9)年当時勤務していた足立区第16中学校の社会科の「紙上討論授業」において、「米軍基地問題」を取り上げたことに端を発する。この「米軍基地問題」をテーマとする「紙上討論授業」自体は、同中学校第2学年の授業において、NHK福岡製作のテレビ番組「沖縄の米軍基地・・・普天間第二小の場合」という公共放送局製作の番組を放映し、生徒達に感想を書かせ、或いは、生徒達の書いた感想文の内容をプリントに記載し、他の生徒に読ませ、更に感想を書かせるといった、控訴人の主觀のみならず客觀的・一般的にも全く問題のない手法・内容の授業であった。

ところが、この全く問題のない授業に対し、ある保護者が、同中学校の当時の校長や足立区教育委員会に対し、原判決摘示の「原告(控訴人)の授業のやり方は一方的で偏りがある」とか、「反米教育をしている」「こういう授業をやらせるな」云々といった苦情を持ち込んできた。

そこで、控訴人としては、当該保護者がある生徒の母親であると推知したことから、苦情内容を確認し、控訴人の授業は「米軍基地問題」という社会的・政治的且つ憲法上も重要な問題を取り上げ、生徒達の意見や感想を問うものではあっても、「反米」の趣旨などはないことにつき、当該保護者に説明し理解を求めようと、同年7月4日、当該保護者に電話をかけたところ、当該保護者から、頭ごなしに「授業が反米的である」旨決めつけられ、「教育委員会の者も、控訴人を辞めさせたいけどできないと言っていた。」旨激しく攻撃・指弾を受けた。

のみならず、当該保護者は、同月5日には、控訴人に知らせることなく、他の保護者数名と共に、同中学校の当時の教頭に対し、「控訴人の授業が反米的である」旨の苦情を述べた上、同月8日から9日にかけて、PTA緊急

連絡網まで用いて、しかも、同中学校の当時の校長や教頭も、当事者であるはずの控訴人には全くその事実を伝えることのないまま、同月 10 日には、控訴人欠席の場で控訴人の授業内容等を「吊し上げる」ための P T A 集会が開催された。

この間、控訴人は、当事者であるにも拘わらず、全く「蚊帳の外」におかれ「欠席裁判」を受ける羽目になっていたことも知らず、勿論、当該保護者が校長らと結託して控訴人に秘密裡に「控訴人弾劾 P T A 集会」を開催する騒ぎを起こしていることも知らぬままでいた。

ところが、同月 11 日になって、生徒らからの「あの P T A 緊急連絡網の連絡は何？」旨の質問を受けたことから、当該保護者が「匿名の P T A 緊急連絡網を用いて原告の授業に対する批判、のみならず、不当な介入や誹謗中傷を行っている」旨誤信した（なお、控訴人の、誤信部分は、「当該保護者が匿名で行っている」と考え、まさか「当該保護者が校長や教頭に苦情を言うのみならず、 P T A 集会まで開催して大々的に大騒ぎをして批判、不当介入、誹謗中傷を行っている」事実を知らなかつた点である。）。

そこで、控訴人としては、教育公務員として、生徒に対し、「憲法に従つた正当な授業を行っていること、何ら、誹謗中傷され、恥じるべき授業を行っていないこと」を知らせようと考え、且つ、また、前述の「誤信」のため、「当該保護者」が生徒らに特定されるとは考えず、「控訴人の授業について、あなたたちの親の 1 人が教育委員会に密告（若者スラングで言う『チクリ』）電話や密告ファックスを送った人がいるが、そのクライエントやエネルギーには敬意を覚えますが、親の自分の『思想』が、教師の『憲法に忠実な思想』と合わないからと、教師の教育内容に介入しようと笑止千万な、あまりにも『アサハカな思い上がり』と言うべきです。」旨の原判決摘示の文言の入ったプリントを作成し、生徒達に配布したところ、 P T A 集会等の大騒ぎの後であったため、この集会に参加していた一部の保護者に、当該保護

者の騒ぎを知らされていた生徒達に当該保護者が特定されてしまったというものである。

この件は、控訴人が、自らに敢えて秘匿されていた事実を調査・確認する前に、当該保護者が特定されることはないと誤信し、且つ、控訴人としては、「中学生である生徒にも分かり易い言葉で」プリントを作成・配布したため、傍目からその事実だけ取り上げれば、恰も、控訴人が「当該保護者を誹謗中傷している」と取られかねない結果となってしまったものである。

しかしながら、真実の事実経緯・経過としては、むしろ、当該保護者が、控訴人に先行し、PTAを巻き込み、同中学校の当時の校長や教頭らと結託し、しかも、当事者である控訴人自身の意見や弁明を聞くどころか、敢えて控訴人に秘密裡に行うことによって、控訴人に弁明の機会すら与えることなく、一方的に控訴人の授業内容等を「誹謗中傷」「授業への不当介入」攻撃を行っていたものである。

よって、そもそも、第1次懲戒処分においては、控訴人のプリントの片言隻句を云々する前に、当該事実関係・経緯・経過を総合的に考慮・判断し、当該保護者の控訴人に対する一方的な苦情・攻撃・誹謗中傷行為や、当該保護者や控訴人に対する同中学校の当時の校長や教頭の対応等も問題にされるべきであったにも拘わらず、恰も「トカゲの尻尾切り」の如く、控訴人の「プリント作成・配布」といった行為のみが焦点化され、懲戒の対象とされたものである。

原判決は、第1次懲戒処分に至るかかる事実関係・経緯・経過につき、乙口第11号証等の被控訴人側の証拠からでも認定できたにも拘わらず、全くこれを捨象し、「控訴人が不適切な内容のプリントを作成し生徒に配布する等したから第1次懲戒処分を受けた」と切って捨てんばかりの、控訴人に極めて不利且つ恣意的な事実認定を行っている。

(2) また、原判決同項(2)摘示のとおり、控訴人が、1999(平成11)年

7月28日付で被控訴人都教委から減給処分（以下、原判決に倣い「第2次懲戒処分」という。）を受けたこと自体は事実である。

そして、当時、控訴人は、前述のとおり、「名誉毀損」を行ったのはむしろ前記当該保護者が控訴人に対してであるにも拘わらず、また、第1次懲戒処分にかかる控訴人の行為は「その職務を行うについて」行われた行為であることから、控訴人は被告適格もなく個人責任も負わないにも拘わらず、前記の当該保護者から、名誉毀損の不法行為を理由とする損害賠償請求を起こされていたこと、その訴訟係属により、控訴人が「応訴の負担」を負わされていたことは事実である。ちなみに、当該保護者の損害賠償請求については、校長・教頭が校長室で当該保護者の代理人に会い「全面協力」を約束しながら、その事実については、これも敢えて原告には隠蔽・秘匿するという、非常に特異な出発をしていることを付言する。

また、そもそも、前述のとおり、当該保護者は、PTA会長らが招集した1998（平成10）年7月10日に控訴人には秘密裡にPTA集会が開催されたが、そこで控訴人の授業内容を糾弾・誹謗中傷するなどしたのみならず、その後も、控訴人相手に前記損害賠償請求訴訟を提起するのみならず、産経新聞社や、東京都議会議員らと共に、控訴人の授業の方法や前記プリントの配布を取り上げて、全国的規模で控訴人について、「偏向教師」、「人権侵害教師」と誹謗中傷するキャンペーンを大々的に展開していたものである（乙ロ第16号証）。

このような情況下において、当時、控訴人は、同中学校の教壇に立ち続け、継続的日常的に生徒に授業を行っていたものである。

よって、控訴人としては、継続的日常的に授業を受ける生徒とその保護者に不安や動搖が拡大し、控訴人に対する信頼が破壊され、結果的に、生徒達の教育を受ける権利が阻害されることを回避するためには、自らの授業手法や内容、教育理念を真っ向から否定し、誹謗中傷する当該保護者や産経新聞、

都議会議員らのキャンペーンや訴訟提起・遂行につき、控訴人自らが教育公務員として、自らの授業や教育理念の正当性を主張説明し、生徒、及び、その保護者らとの信頼関係を改善する努力をせざるを得なかった。

そこで、原判決摘示のとおり、控訴人が、同中学校のPTA会員名簿を用い、当該保護者を原告、控訴人を被告とする前記訴訟事件に関し、原判決摘示の文言を含む文書を生徒の保護者宛に送付したことは事実であるが、控訴人としては、現に教壇に立ち生徒を指導教育する教育公務員として、前述保護者らのメディア等を用いた反控訴人キャンペーンや当該訴訟の進捗や内容について、控訴人として、原告である当該保護者の虚偽主張等を明らかにし、或いは、控訴人の教育理念や授業内容等の正当性を説明することにより、保護者らが有している、或いは有する虞のある誤解・曲解を解き、その信頼を取り戻し、よって、生徒らの享受すべき権利を守りたいとの意思・趣旨から、かかる文書送付を行ったものであり、且つ、当該文書中、原判決が殊更に摘示する、恰も、控訴人側のみが当該保護者を激しい言葉で指弾しているかの如き文言も、当該文書送付の趣旨を踏まえた上でその文書の内容を全体的・総合的な文脈で考察・分析すれば、全く違う意図・趣旨のものであることが理解できるはずのものである。

この点、被控訴人都教委は、控訴人が、当該文書送付に当たり、同中学校のPTA会員名簿を用い、同中学校の印刷機を使用し、差出人として、控訴人の名前の前に同中学校の所在地・学校名を付したことを以て、「教育公務員としてあるまじき行為であり、信用失墜行為に当たる」と主張した（乙口第16号証）。

しかしながら、前述の控訴人の「同中学校保護者に対する当該文書送付」は、控訴人が、「控訴人個人として」ではなく、同中学校に在籍し、同中学校の教職員として生徒の授業に携わる教育公務員の責務として、前述の趣旨で行った行為であるから、PTA会員名簿や同中学校の印刷機を使用し、同

中学校に所属する者として控訴人の名前に同中学校の所在地・学校名を付するのは、むしろ当然の行為である。

以上、原判決は、1999（平成11）年7月28日付第2次懲戒処分に至る前述の事実関係・経緯・経過を一切無視し、「争いのない事実」などという表題の下に、殊更に、控訴人にとって不利な被控訴人都教委らの主張事実のみを摘示・認定するものであり、その恣意性・不当性は論を待たない。

(3) 原判決同項(3)摘示のとおり、控訴人が、被控訴人都教委から、同年8月27日付で同年9月1日から翌2000（平成12）年3月31日までの間、同月27日付で同年4月1日から翌2001（平成13）年3月31日の間、「学習指導法の改善に関すること、教育公務員としての資質向上に関すること」等を内容とする研修命令処分発令を受けた事実、また、訴外足立区教育委員会から、2000（平成12）年4月1日付で、同日から2001（平成13）年3月31日まで、同日付で、同日から2002（平成14）年3月31日までの研修命令処分の発令を受けた事実、控訴人が当該各期間当該各研修命令に従って各研修を受講した事実、控訴人が、第1次懲戒処分、第2次懲戒処分、被控訴人都教委による当該各研修命令処分の違法性を主張し訴訟提起したが棄却されたこと自体は事実である。

しかしながら、ここにおいても、原判決は、控訴人にとって不利益な事実のみを殊更に論い、摘示・認定している。

まず、控訴人は、当該各研修期間1999（平成11）年9月1日から2002（平成14）年3月31日までの合計2年7ヶ月の各研修受講に際し、当該各研修命令処分の不当性・違法性を主張し、原判決摘示のとおり被控訴人都教委発令の各研修命令処分につき訴訟提起も行い、且つ、その各研修内容からして、どこが「学習指導法の改善や教育公務員としての資質向上等」に資するのか甚だ疑問を感じつつも、教育公務員として「職務命令」に違背することなく、当該各研修命令処分の全期間を通じ各研修を受講し、その結

果、被控訴人都教委によって、控訴人の「学習指導方法の改善や教育公務員としての資質向上等」の研修成果を評価・認定され、2002（平成14）年4月1日には、教壇への復帰が認められたものである。

即ち、第1次、第2次懲戒処分、及び、その後の各研修命令処分を経た後に、被控訴人都教委は、控訴人の「教育公務員としての適格性」を認め、控訴人を教育現場へ復帰させたものである。

この事実は、控訴人・被控訴人ら間において、何ら争いのない事実であるにも拘わらず、原判決は、敢えて、被控訴人都教委による2002（平成14）年3月31日時点における「控訴人の教育公務員としての適格性認定」の事実を恣意的に排除している。

これらの点も、原判決の事実摘示・認定の不当性・恣意性を如実に示す部分である。

2 原判決第3の「3 本件戒告処分」について

（1）原判決同項(1)摘示のとおり、控訴人が、2005（平成17）年当時も、千代田区立九段中学校の社会科公民の授業において、「紙上討論授業」を行い、各テーマについて、生徒らの意見を紙上で交換させ合い、その「紙上討論授業」の一環として、生徒らの意見をノ・ムヒョン大統領宛に送る際に控訴人がその趣旨を説明した手紙を、更に同年6月頃の紙上討論授業の際の「3学年、紙上討論1」という資料（以下、「本件資料」という。）の中に掲載した事実、当該控訴人の手紙の中に、原判決摘示の内容の記載があることは事実である。

しかしながら、原審において、控訴人（原審原告）が縷々主張してきた「本件資料中当該手紙の当該記載部分の内容・表現の正当性」等については本件の中核的争点であるから置くとしても、この点についても、原判決の事実摘示・認定は恣意的且つ不当と言わざるを得ない。

何故なら、本件戒告処分は、前記「本件資料当該手紙の当該記載部分」が、

控訴人が「特定の個人（公人）及び特定の法人（公刊物出版社）をその実名を上げて『歴史偽造主義者』『国際的には恥を晒すことでしかない歴史認識』『歴史偽造で有名な』等記載・表現こと」が信用失墜行為に当たる」旨理由として発せられたものであるところ、本件資料に同じく掲載されている他の「特定の個人（公人）が特定個人（公人）を評論、或いは、批判した部分」については、その掲載内容事実につき控訴人・被控訴人間に争いはないにも拘わらず、原判決は、これを一顧だにすることなく捨象しているからである。

即ち、例えば、本件資料「3学年、紙上討論1」には、「〈メディアもブッシュ政権も調子に乗って、イラク選挙を民主主義の勝利だと吹聴するが〉抵抗勢力の攻勢が激化する中、1月30日にイラク選挙が強行されました。主流メディアにはちょうど持ちの報道が多く流れ、2月2日の一般教書演説でもブッシュ大統領は明るい未来を描いて見せました。逊ニ派はボイコットし、実施された選挙そのものにも問題点が多すぎるこの選挙に対して、国際行動センター（IAC）が選挙翌日、声明を出したので紹介します。IACはアメリカのクラーク・ラムゼー元司法長官が立ち上げ、主宰し、平和・連帯・真実を目的として国内外で共同行動を提起している、ニューヨークに本拠を置く団体です。TUP／寺尾光身（国際行動センター（IAC）声明 イラク選挙について）『大ばか者が、何の意味も無い話を、声高く大仰に語っていることよ』 ウィリアム・シェイクスピア』《訳者註：『マクベス』5幕5場》」（甲第6号証3頁右側）という内容の掲載部分がある。

また、本件資料には「（毎日新聞）－4月10日23時40分更新（靖国神社参拝）野中氏『歴史に汚点を残した』と小泉批判 野中広務・元官房長官は、10日、福岡市内で講演し、小泉純一郎首相の靖国神社参拝について、『一国の総理として我が国の歴史に汚点を残した』と厳しく批判した。野中氏は『信頼すべきパートナーとしてアジア全体と信頼感を持っていかなければ

ば、日本は衰退国として歴史から疎んじられるのではないか』と話した。」
(甲第6号証8頁左側) という内容の掲載部分がある。

本件「3学年、紙上討論1」資料にこの2例の掲載内容があることは、甲第6号証によって明らかであるのみならず、本件戒告処分以前に本件資料と同じ内容の資料を入手している被控訴人らも十分承知しており、控訴人・被控訴人間において全く争いのない前提事実である。

そして、この本件資料掲載内容2例に共通することは、いずれも、個人（公人）等一ここでは、ブッシュ大統領や小泉純一郎元総理の言動等について、別の団体や個人一ここでは、TUPの記者やクラーク・ラムゼー元司法長官が主催する国際行動センター（IAC）や野中広務元官房長官が、「ブッシュ政権も調子に乗って、イラク選挙を民主主義の勝利だと吹聴」とか、「大ばか者が、何の意味もない話を、声高く大仰に語っている」とか「一国の総理として我が国歴史に汚点を残した」等、非常に痛烈な文言を用いて批判している点である。

ところが、原審においては、控訴人（原審原告）において、この点を摘示し、「何故、例えば、本件資料中のこの2例の掲載内容については、全く問題視されないので？」、本件資料中の前記原判決摘示の控訴人手紙部分の記載内容と、前記2例の掲載内容と、「本質的且つ実質的に何が異なるのか？」、公人の言動を痛烈或いは強い表現や文言（但し、その評価基準は、個人や文脈によって多少評価が異なるが。）を以て批判することが「懲戒処分の対象となる信用失墜行為・非違行為」であるとすれば、「前記2例のクラーク・ラムゼー元司法長官主宰の国際行動センター（IAC）や野中弘元官房長官も、『信用失墜行為・非違行為』を行ったことになるのか？」、或いは、「控訴人が本件資料にその記事を掲載すること自体、別個の『信用失墜行為・非違行為』を構成することになるのか？」等主張し、被控訴人らに釈明・反論を求めたにも拘わらず、被控訴人らは、この点については、全く

釈明することも反論することもなかった。

かかる原審の経緯に照らせば、前述の控訴人の主張・救釈明・反論要求に対し、被控訴人らが全く釈明も反論もしなかった点は、本件において重要な争点に関わる問題である。よって、原判決が、本件において「争点に対する当裁判所の判断」を示す前提として、本件資料「3学年、紙上討論3」に前記2例の掲載内容があることは、重要な前提事実となるはずである。

然るに、原判決は、本件資料「3学年、紙上討論1」中の控訴人の「ノ・ムヒョン大統領宛の手紙」部分の、しかも、その全体的な文脈や総合的意図や趣旨は無視し、被控訴人らの論う部分のみを「前提事実」として摘示し、国際行動センターや野中広務元官房長官によるブッシュ大統領や小泉純一郎元総理に対する痛烈な批判等の前記2例掲載部分については、全く無視し、「前提事実」として摘示・認定しようともしていない。

原判決摘示・認定の「前提事実」なるものの偏頗性・不当性・恣意性は明らかである。

(2) 控訴人にとっては、本件訴訟を通じて初めて認識し得た事実であるが、原判決同項(2)摘示のとおり、原判決同項(1)で摘示されている「古賀（俊明）東京都議会議員」が、古賀自身の言動に言及した控訴人作成の本件資料「3学年、紙上討論1」入手し、2005（平成17）年7月、何の権限に基づくものかは全く不明であるものの、被告都教委指導部義務教育心身障害教育指導課長大江近を呼びつけて面談し、「本件資料（の古賀自身に対する言及部分を中心とする箇所）を示して、原告の授業には問題がある等指摘し、調査するよう依頼（命令）した。」事実、「その後、千代田区立九段中学校の生徒の保護者（中藤健三PTA副会長）から、被控訴人都教委宛に本件資料が郵送された。」事実、大江課長が被控訴人千代田区教委に対し、照会・調査を指示し、控訴人が本件資料を同中学校3年生の社会科公民の授業で生徒に配布し、使用したことが確認された。」事実については認める。

しかしながら、この点についても、原判決は、これらの事実関係・経緯・経過にとって重要な「前提事実」を恣意的に排除する姿勢を示している。

そもそも、本件資料を件の古賀都議会議員が入手するに至ったのは、「古賀都議会議員の友人」且つ熱心な支援者であり、しかも、本件以前から、控訴人を異常に敵視し、根深校長との会話の中で「（控訴人を）刺してやります！」等と敵愾心をむき出しにしていた中藤健P T A副会長が、おそらくは、「何か問題にできないか？」という観点から控訴人作成の本件資料を子細且つ執拗に観察・検討し、本件資料で問題とされた古賀都議会議員らに関する記載を発見し、古賀都議会議員に「御注進」に及んだ結果である。

かかる事実は、中藤健P T A副会長自身が作成し被控訴人都教委に対し発信した書簡（乙口29の1、2）から明らかであるのみならず、余程執拗な執念で探したのでなければ、被控訴人都教委の職員である証人らがしきりと「分量が多い」と主張していた本件の資料の中から、そのほんの僅かな部分に過ぎない本件「古賀都議会議員と扶桑社に対する批判」部分を発見し取り沙汰することは、通常考えられないからである。

要するに、本件戒告処分等の処分に至る発端は、そもそも、「単なる一保護者」ではなく、「本件以前から控訴人を異常なまでに憎み敵視していた中藤健P T A副会長」が「控訴人を刺す」ことを目的として起こした行動にあるのである。

このような事実・経緯を、原判決は、全く無視している。

また、この当時、同中学校においては、同年5月に、本件などとは比べものにならないほど凄惨且つ重大な犯罪・人権侵害事件が生徒間で発生しており、同校長の当時の根深得英校長（以下、「根深校長」という。）や紅床直也副校長（以下、「紅床副校長」という。）は、被害生徒の保護、加害者と被害事実の調査・特定・刑事手続への対処、事態の收拾等のために、奔走しなければならない状態が継続していた（酒井寛昭証言調書16頁）。

しかも、かかる緊急事態の情勢下において、同年8月2日から同中学校の軽井沢高原学校（3泊4日）が実施され、前記重大事件の加害生徒を同行するか否かにつき問題が生じていたことから、根深校長自らが、生徒らを責任を持って引率しなければならない事態となっていたにも拘わらず、且つ、同日から紅床副校長は全国副校長会議のため宮崎出張をしなければならないにも拘わらず、同日午後3時半頃には、被控訴人千代田区教委酒井寛昭指導課長から根深校長宛に、「増田教諭（控訴人）と直接話し合う」、「（本件とは何の関係もないはずの控訴人が授業で使用した）教材ビデを見せろ」「明日8月3日に午後1時から行うから、増田教諭を出席させ、校長または副校長が立ち会うこと」等の一方的且つ理不尽且つ不可能な命令が行われた（甲第66号証）。

のみならず、同日夜中に軽井沢高原学校職員打ち合わせ中の根深校長の元へ、被控訴人千代田区教委酒井指導課長から「（被控訴人）都教委から校長、副校長、管理職がいないとは何事だと言われた」云々と電話が入り、酒井指導課長が30分近くも本件につき執拗に話を続けるため、根深校長の高原学校職員打ち合わせが妨害される事態となり、更に、被控訴人千代田区教委酒井指導課長が「8月3日午後1時からの、校長または副校長立ち会いの下の、事情聴取・ビデオ教材視聴」云々を執拗に命令したことから、やむなく、根深校長は宮崎に出張している紅床副校長に「明日午後1時までに東京に戻るよう」と連絡せざるを得なくなり、その結果、紅床副校長は全国副校長会議に出席できずに東京にとんぼ返りさせられる羽目になり、根深校長から全国副校長会議宛に謝罪文を出し、しかも、その無駄になった交通費は一部支給されず私費負担とされてしまった（甲第66号証）。

そのような情況下において、控訴人は、被控訴人千代田区による事情聴取を受けさせられたものである（丙第5号証）。

このように、本件は、特定の都議会議委員等の言動に言及した資料が控訴

人の授業で使用されたと言うだけの、何らの緊急性も、重大性もない事柄であるにも拘わらず、被控訴人らの命令・圧力・喧嘩たるや、そのために、千代田区立九段中学校の当時の緊急且つ重大な事態に対する対応や、その他の生徒のための学校行事、教職員の会議等を妨害して何ら恥じないという異常なものであった。

しかも、原判決摘示の本件資料を同中学校に送りつけてきた保護者（中藤健三 P T A 副会長）と控訴人とは、既に、同年 7 月 15 日に、根深校長立ち会いの下で、面談して話し合い、誤解を解消したり、見解の相違を確認し合い、その後も継続的に話し合いを続ける意思一致をするなどしており（甲第 77 号証）、その話し合いについては、被控訴人千代田区教委酒井指導課長も当時から認識していたものであり（酒井寛昭証言調書 18 頁）、根深校長、控訴人らは、「古賀俊昭都議会議員自身の本件に対する関与と命令」については知らされていなかったことから、古賀都議会議員に対する対処はしていなかったものの、控訴人の本件資料を用いた授業を問題視する保護者に対してはきちんと対応するなど、教職員として本件に対してなすべき対処は尽くしていた。

にも拘わらず、原判決は、「前提事実」として、これら控訴人・被控訴人間に争いのない重要な事実について、全く削ぎ落として一顧だにしようともしていない。

（3）原判決同項（3）摘示のとおり、同年 8 月 30 日付で被控訴人都教委から控訴人に対し、本件戒告処分が行われたこと自体は事実である。

しかしながら、ここにおいても、原判決は、重要な「前提事実」を敢えて捨象している。

例えば、原判決摘示のとおり、本件戒告処分理由は本件資料中の控訴人原案作成の「ノ・ムヒョン大統領宛手紙」部分の記載内容、及び、本件資料が同中学校の授業で生徒に配布され使用された事実のみを理由とするものであ

るが、そのような「既に同年7月段階で分かりきった事実」のみが本件戒告処分の「理由」となるのであれば、前述（2）において詳述した「古賀都議会議員からの命令」に基づく、しかも、同中学校の学校現場の重大事件や緊急事態、学校運営や生徒の安全等の重要課題への対応を妨害してまでの被控訴人らの執拗且つ異常な控訴人、根深校長らに対する調査命令、本件戒告処分理由とは全く関係のない教材ビデオ提出要求、事情聴取出頭命令等は何のために行われたのかという点について、原判決は、何ら言及していない。

また、本件戒告処分に先立ち、被控訴人千代田区教委は、根深校長に半ば強要して、本件に関する「本校教員の服務事故」と題する事故報告書（丙第6号証）を提出させたが、同報告書の中には、「特定の公人名を挙げて・・・不適切な文言を記載し、・・・特定の出版社を上げて、・・・不適切な文言を記載した資料を作成し、使用した」とか「このことは、全体の奉仕者たるにふさわしくない行為であって、教育公務員としての職の信用を傷つけると共に、職全体の不名誉となるものであり」などという評価は一切記載されていなかった（丙第6号証）。のみならず、そもそも当該報告書自体、根深校長が作成した原案に対し、被控訴人千代田区が執拗な加除訂正を命じ、完成されたものであり（甲第78乃至80号証）、いわば、現場の責任者たる根深校長の意向を被控訴人千代田区が歪曲した上で作成・提出された書面であった。

更に、被控訴人千代田区教委から被控訴人都教委に対し、同年8月9日付で「教員の服務事故について」と題する報告書が上げられ（乙口第35号証）、その後、被控訴人東京都教育長人事部職員課課務担当係長樋川宣志らによって本件戒告処分が決定された（乙口第24号証）。

しかも、本件戒告処分については、同年8月30日午前9時10分頃、根深校長が被控訴人都教委人事部へ赴いた際には、既に本件戒告処分発令が決定していたにも拘わらず、そのことは根深校長には全く知らされることなく、

被控訴人都教委人事部は根深校長に対し、「もう用はないので校長には帰つてもらう。」、「もう、ここからは校長の仕事ではない。後は都教育委員会が全部やる。校長は知らないことでいい。」と不可解なことを言われ、更に、不可解なことには、根深校長にすら知らされていない本件戒告処分発令について、同日午後6時30分過ぎには、「読売新聞石川氏」なる人物から「増田教諭の戒告処分が発表されている」云々といった電話が2度も入るなど、「知らされるべき責任者には本件戒告処分が知らされもしないのに、部外者のマス・メディア等には情報が漏洩・リークされる」という事実が生じていた（甲第66号証）。

この点、控訴人は、本件戒告処分は「古賀俊昭都議会議員や産経新聞社等の政治的圧力・政治的意図の下で発令された」旨主張してきたことから、本件戒告処分発令に至る事実関係・経緯・経過、それを巡る不可解な事実は、重要な「前提事実」となるはずである。

にも拘わらず、原判決は、これらの事実について、一切摘示・認定することを避けている。

3 原判決第3の「4 本件各研修命令」について

(1) 原判決同項摘示のとおり、被控訴人千代田区教委が同年9月1日付で控訴人に対し、同日から同月16日までの本件研修命令処分（以下、「本件第1次研修命令処分」という。）を発令し、更に、被控訴人都教委が同日付で控訴人に対し、同月20日から翌2006（平成18）年3月31日までの本件研修命令処分（以下、「本件第2次研修命令処分」という。）を発令し、控訴人が、その「職務命令」に違背することなく、本件第1次、第2次研修を受講し、研修課題に対し、レポートを作成・提出するなどしたことは事実である。

しかしながら、原判決が全く無視し、摘示しようともしていない事実であるが、被控訴人千代田区教委による本件第1次研修命令処分発令日2005（

平成17)年9月1日の前日である同年8月31日付の産経新聞においては、「都教委では、『指導に問題がある』として、この女性教師に研修を命ずる方針。」との記事が掲載されていた(甲第15号証の4)。

この点、被控訴人千代田区教委による本件第1次研修命令処分発令すら未だ行われていないにも拘わらず、しかも、原判決摘示の事実経過よりすれば、「(同年9月1日から開始された)本件第1次研修命令処分における研修が十分な成果を上げられず、区教委では長期研修の実施に限界があると判断し、更に根本的、専門的な研修が必要であるとして、都教委に対し、研修の実施を依頼」されたことから、被控訴人千代田区教委の依頼を受けて初めて被控訴人都教委が検討の上決定するはずの、「被控訴人都教委による研修命令」(原判決8頁)が、「被控訴人千代田区教委による本件第1次研修の成果がどうなるかも不明な同年8月31日時点」で「被控訴人都教委の方針」として決定されていたという不可解な事実が存在したのである。

しかも、その被控訴人都教委による「不可解な研修方針」は、産経新聞社という「産経新聞社出版部が分社化独立して設立され、サンケイグループ傘下にある件の扶桑社」にのみ情報漏洩・リークされていた。

更に、根深校長は、同年8月31日の午後、被告千代田区教育委員会に呼ばれ、そこで、初めて被控訴人に対する本件第1次研修命令の発令を知らされたものである。

それ以前には、根深校長すら、被控訴人に対する研修命令の発令とそのために被控訴人が学校現場を離れる事実も知らされなかつたばかりか、同年9月以降被控訴人が学校現場を離れた際の社会科授業の継続、年間授業計画の変更、それによってもたらされるかもしれない生徒達の動揺や混乱、控訴人が分掌していた授業以外の公務等の引き継ぎ等につき、被控訴人千代田区教委からは、全く何の指示や相談、協議等は行われず、事前に九段中学校の学校現場における授業等に支障や混乱が起きぬよう、生徒達を動搖させぬよう

配慮した事実は認められない（甲98）。

加えて、九段中学校3学年の生徒達の中には、「もっと先生の紙上討論授業を受け続けたかった。」旨の思いを卒業時に手紙に託している生徒もおり（甲20乃至24）、また、同九段中学校の教職員らは、本件各研修命令によって控訴人が九段中学校の教壇を追われてしまつてことに対し、「学校も非常に困り、生徒も迷惑します。是非、この研修命令の取り消しをお願いします。」「現場の混乱、教育活動のしくみ上、生徒にも、我々教師にも多大なダメージを与えることを考慮していない」と抗議と嘆願を行つており（甲18の1乃至7）、更に、保護者からも、控訴人に対する本件各研修命令により原告がいなくなつたことについて、「増田先生の授業はいい授業なのはどうして」という声が上げられている（根深証言23頁）。

にも拘わらず、原判決は、これらの重要な「前提事実」を、敢えて看過し、全く摘示・認定しようとしなかつた。

（2）原判決同項（2）について

本件第1次研修命令期間中に研修課題として課された課題に対し、控訴人は、解答論文を作成してきたことは事実であるが、原判決認定の「これら（研修課題）に対する原告の解答の大半は、従前行った紙上討論授業の資料をそのまま転記したものであった。」とある部分は、事実と異なる。

控訴人は、各研修課題に対し、まず、約2頁乃至6頁以上にわたり、自らの意見や見解、解答、或いは、自らが授業において実践したアンケート結果等を記載し、それ以降の「控訴人による授業における実践例の紹介」という位置づけで一部紙上討論授業における生徒の意見等を紹介しているものであつて、控訴人が、研修課題に対する解答や意見・見解を論ずることなく、「従前行った紙上討論授業資料をそのまま転記したことなどない。この事実は、被控訴人千代田区教委提出の丙第9乃至26号証の「控訴人作成の研修課題に対する解答論文」を一読すれば容易に認定できる事実である（丙第9

乃至 26 号証)。

にも拘わらず、原判決が「これら（研修課題）に対する原告の解答の大半は、従前行った紙上討論授業の資料をそのまま転記したものであった。」と認定しているのは、原審裁判所が、原審提出書証等の証拠をまとめて取調べることもなく、被控訴人らの主張のみによって、「事実を認定」したことの証左という他ない。

なお、原判決摘示の、控訴人の解答論文中に文言として記載された「君の厚顔無恥な言動」「自己の狭い利益しか考えられない人物である」等の文言についても、原審裁判所は、乙号証をきちんと閲読し、その文脈を解釈することなく、被控訴人千代田区教委の主張のままに、「控訴人による問題ある記載内容」であり「紙上討論で生徒を厳しく指導して傷つく生徒」がいるのではないかと言わんばかりの摘示を行っている。

要するに、原審裁判所は、控訴人が作成・提出した各研修課題に対する解答論文がときにはかなり大量であること等からか、乙第 9 乃至 26 号証をまとめて取調べることを解怠し、被控訴人千代田区教委の主張のみから「事実認定」を行うという、「証拠に基づく事実認定」という審理の大前提に違背する違法・不当な審理の末に原判決「前提事実」該当部分を起案したとしか考えられない。

（3）原判決同項（3）について

被控訴人都教委による本件第 2 次研修命令処分発令は、被控訴人千代田区教委による本件第 1 次研修命令に基づく「研修が十分な成果を上げられず、区教委では長期研修の実施に限界があると判断し、更に根本的、専門的な研修が必要であるとして、都教委に対し、研修の実施を依頼」されたことから、被控訴人千代田区教委の依頼を受けて初めて被控訴人都教委が検討の上研修の実施を決定し発令された（原判決 8、9 頁）ものではなく、本件第 1 次研修命令の成果如何に拘わらず、同年 8 月 31 日時点で既に被控訴人都教委の

「規定方針」として決定され、外部に情報漏洩されていた事実については、前述のとおりである。

よって、原判決同項(3)摘示・認定事実は、被控訴人千代田区教委の「研修依頼書」の内容、研修期間等の些末な部分を除くと、明らかな事実誤認であって、「前提事実（争いのない事実及び括弧内に挙示した証拠による認定事実）」などではあり得ない。

(4) 原判決同項(4)について

原判決同項(4)摘示の、本件第2次研修命令に基づく研修期間中に、控訴人が、同年9月20日同研修初日に、当該研修実施場所である東京都教職員研修センターの当時の所長である近藤精一に対し、「あなたは私の個人情報を都議に漏洩するという非違行為を犯しました。」等記載した抗議文を朗読し、研修内容を一部録音し、同月22日、「研修センターにおける人権侵害の実態」等を記載した近藤研修センター所長宛の抗議文を作成し、担当者に手渡し、その後も、複数回抗議文を提出する等してきた事実については、概ね事実である。

また、豊島区立勤労福祉会館で控訴人の内輪の支援者に配布されたビラ等に原判決摘示の文言があったことは事実である。

更に、被控訴人都教委研修センター指導主事らによる、控訴人に対する、「個人的見解で特定個人や団体等を誹謗中傷した箇所がある資料を生徒に配布して授業を行った」云々とする「研修課題」に対し、原判決摘示にある如く、控訴人が、「ごく当然の批判であって誹謗中傷では全くない、これを誹謗中傷と判断したのは教育公務員として侵略戦争の反省の上に立って作られた日本国憲法の理念を身につけていないことを意味している」等解答したこと等の控訴人の研修中の言動は事実である。

しかしながら、原判決は、原判決同項(4)摘示の控訴人のかかる言動の重要な「前提事実」たる以下の事実について、敢えて看過し、摘示・認定する

ことを恣意的に回避した。

まず、「東京都教職員研修センターの当時の所長である近藤精一が、本件第2次研修命令以前に、控訴人の個人情報を土屋敬之都議会議員に漏洩するという非違行為を犯した」ことは紛れもない事実であり、近藤精一の情報漏洩行為の違法性は、既に、裁判所の確定した判決となっている（甲第26号証）。

また、「研修の実施について」に「録画、録音を行わない」旨の記載があることは事実であるが、「研修の実施について」自体はあくまでも研修の趣旨・内容・注意事項について説明するものに過ぎず、それ自体、法令規則でもなければ、職務命令の性質を有するものでもない。

さらに、何故、研修中に「録画、録音を行わない」のかについては、「研修の実施について」においてもその理由・趣旨の説明はなく、研修実施担当者指導主事であった種村明頼証人は、「録音されて困ることもあるのか」旨の質問に対し、「御本人の成果にならないことは、これは困ると思います」（種村明頼証言調書23頁）と証言し、「あくまでも研修生本人の成果・利益のためである」旨説明していることから、「研修生本人の成果・利益の妨げにならなければ録音してもよい」と言うことになろう。

現に、控訴人は、原判決第3の2の(3)摘示の本件以前の2年7ヶ月間の研修期間中も録音を行っていたが、にも拘わらず、被控訴人都教委によって「学習指導法の改善及び教育公務員としての資質の向上という研修成果」を認められ、教壇に復帰した経緯がある。

よって、「録音行為」によって「控訴人の研修成果」が上がらないという因果関係が認められない限り、本件第2次研修命令期間中の控訴人の録音行為につき、殊更に、摘示・認定する意味はないはずである。

加えて、控訴人は、本件第2次研修期間中には、せせこましく仕切られた狭い空間に壁に向かって薄汚い机といすが置かれ、そこを控訴人の「研修場

所」と定められ（甲91、92）、「指導」担当主事から、研修の全期間中に渡り、控訴人の一挙手一投足を監視し、控訴人の一挙手一投足を書面に記録するなど、「ゲシュタポ」張りの監視体制下におかれていた（甲82、甲83控訴人本人陳述書47頁、控訴人本人供述32、33頁）。

しかしも、控訴人は、トイレやゴミを捨てに行く等の「ものの数分にも満たない僅かな時間の離席」についても、行き先をその都度「指導」担当所員に報告することを義務づけられ（甲83の47頁、控訴人本人供述32、33頁、種村証言23、24頁）、且つ、その離席を記録される（甲82）など、刑務所や強制収容所もかくやという処遇を受けた。

現に、控訴人は、余りにも机が汚いのでティッシュで机を拭き、そのゴミを捨てに出てすぐ戻ったところ、その1分にも満たない離席について、清水という若い女性の「指導」主事から、「部屋を出るときは行き先を報告しない」旨の注意を受けた（甲83の47頁、控訴人本人供述33頁）。そこで、控訴人が清水主事に対し、「トイレ等の短い離席までいちいち報告しなければならないのは人権侵害ではないか。」旨の抗議をしていたところ、清水主事自身は、「指導主事」という控訴人ら研修受講者の上に立ち「指導」する立場にあるにも拘わらず、この控訴人の抗議に対して「正対して」回答しようとせず、他の男性「指導」主事を呼んできて説明させようとする始末であり（控訴人本人供述33頁）、しかも、呼ばれてきた男性「指導」主事も、「以前、『トイレに行く』と言って、トイレに行っていないときがありまして」（控訴人本人供述33頁）などと、研修センターにおいては「研修受講者がトイレに行くか否かについてまで、いちいち監視・監督・観察している実態」を自白するなど、「研修」の呆れた実態が暴露されたものであった。

これに対し、本件研修当時の研修センター研修部企画課統括指導主事であり被控訴人都教委側の証人である種村明頼は、「控訴人のトイレ等の離席時

間をその都度記載、記録していたのではないか」旨の尋問に対し、「そんなのはもう一切ございません。そういう目的ではないので。」（種村証言 25 頁）として臆面もなく否認し、事実を隠蔽しようと図ったが、甲 82 の控訴人研修記録簿の一部を弾劾証拠として示され、慌てて「（私は）そういう指示はしてません。」（同証言 27 頁）と言い訳しつつ、「（分単位で短い 3 分ほどの離席を研修記録簿に付けている指導主事がいたことは事実か）はい。」（同証言同頁）と本件研修中の控訴人に対する監視・記録態勢の人権侵害性・非人道性を認めざるを得ない結果となっている。

更に、本件の重要な争点であるが、控訴人が、「古賀都議会議員を『歴史偽造主義者』、扶桑社を『歴史偽造主義者』と批判した本件資料」を作成し授業で使用したことは、生徒らに対し、公務員の憲法遵守義務に従い、「日本による侵略」という国際的に認められた世界史上の真実であり、日本国政府の公式見解でもある事実を正しく教えるために、この「真実」に反し歴史を歪曲しようとする「公人たる古賀都議」らについて、歴史学者も「正当な批判表現・文言として用いている『歴史偽造』という文言」が端的且つ適切で分かり易いことから、これらの表現・文言を用いたものであり、「誹謗中傷」ではなく、本件資料の生徒への配布や授業における使用について、控訴人は正当な教育・授業を行ったと考えている。

である以上、そもそも、被控訴人都教委による「個人的見解で特定個人や団体等を誹謗中傷した箇所がある資料」という「研修課題設定」自体が、その前提となる事実認識及び見解において、控訴人のそれと全く異なるものである。

被控訴人都教委は、本件第 2 次研修において、控訴人に対し、「古賀都議が『公人ではなく特定個人である』」とか「古賀都議の発言は『正しい歴史認識に立つものであり、歴史の真実や日本政府見解にも合致するものであるから”歴史偽造”と評することは、”批判”ではなく”誹謗中傷”である』

」という点について、控訴人を学術的論証等により説得・指導し、控訴人の主張に誤りがあるのであれば、きちんとした学術的論証等を用いて控訴人を説得・指導し、控訴人の誤りを正すべきであるのに、そのような説得・指導を一切行うことなく、「個人的見解で特定個人や団体等を誹謗中傷した箇所がある資料」という被控訴人らの「独自見解」を控訴人に押し付けようとしたのであるから、控訴人の反論・解答は、当然の対応である。

かかる事実が、原審において証拠上明らかとなっているにも拘わらず、原判決は、研修中の控訴人の言動にとって重要なこれら「前提事実」について、一顧だにすることなく、敢えて、恣意的に記事・認定することを懈怠している。

4 原判決第3の「5 都教委及び区教委の対応等」「6 本件分限免職処分」について

(1) 原判決各項摘示の本件分限免職に至る事実経過は、被控訴人千代田区教委の被控訴人都教委に対する服務事故報告書の存在及び内容等は、本件訴訟に至るまで控訴人は知らなかつたが、それ以外の部分、例えば、被控訴人千代田区教委が被控訴人都教委に対し、「継続した研修の実施などの適切な処置を取ることを求める内申書」を提出し、被控訴人都教委がこれを受領していたこと等は概ね事実である。

しかしながら、原判決は、またしても、被控訴人ら主張の事実のみを摘示・認定し、重要な「前提事実」を摘示・認定することを恣意的に懈怠している。

(2) 控訴人の「港区立御成門中学校への異動内示」の存在

控訴人は、本件分限免職処分発令直前の2006（平成18）年3月25日頃には、「同年4月1日付で千代田区立九段中学校教職員から港区立御成門中学校教職員へ異動する」旨の内示を受けていた。即ち、本件分限免職処分発令前1週間以内の時点では、「控訴人の教育公務員としての適格性」を

前提として「異動内示」が下されていた事実が現に存在する。

にも拘わらず、「僅か1週間足らず」の間に、しかも、その間新たに控訴人には非違行為と指弾される言動等の事実は全く存在しなかつたにも拘わらず、何故、同年3月31日にいきなり「本件分限免職処分」なのか、この事実経過を明らかにするためにも、「異動内示の存在」は重要な「前提事実」である。

(3) 控訴人における「教育公務員としての適格性」の判断のための重要な「前提事実」

ア 控訴人の教育実践一通常の授業・学力保障、特別活動について

① 通常の授業及び学力保障について

a 控訴人は、月に1度程度の紙上討論授業の時間を除いては、教科書を使用した通常の形態の授業を行っていたが、それも創意工夫をこらしており、控訴人の授業を参観した根深校長は、「・・・1つは、盆地の説明をするので、お盆を用意して授業に役立てるというような工夫をされたところがありました。もう1つ記憶にあるのは、お米のことを社会科の授業で、東南アジア、アジアの授業を米のことでやって、かなり詳しく、産地の違いであるとか、そういうことを含めて、授業を進められてました。」「・・・・基本的には、子供たちが意見を述べて考えたものを自分たちがまとめていくというような形の授業であったと思います。」（根深証言調書1、2頁）と証言しており、全く問題がなかった旨を証言している。

少なくとも、管理職の目から見ても、控訴人の通常の授業においても、全く問題はなく、むしろ通常の授業においても工夫をこらした授業を行っていたことが優に認められる。

b 学力保障の面についても、河野証人は、控訴人の担当した社会の成績が落ちたということは全くなかった旨を証言している（河野証言調書5頁）。また、九段中の生徒は、紙上討論をきっかけとして、社会科に興味を持

つようになり、テストで満点を取ったり、評価も「5」を取れるようになった（甲第21号証）。

この点については、分限免職処分の原案を作成した橋爪証人も認めている（橋爪証言調書30頁）。

② 特別活動について

控訴人は、通常の授業以外にも、九段中学の生徒達に対して人権に関する作文や税に関する作文の指導を積極的に行い、その指導の下で、生徒達がいくつもの作文コンクールに入賞している（甲94、95、控訴人本人8頁）。

また、同中学校において、悪質なキャッチセールスから中学生を守るという企画を出し、区役所の消費生活担当職員と共同して、これを成功させたこと也有った（甲96、控訴人本人尋問調書8頁）。

さらに、部活動においても、社会科研究部の顧問教師を務めていた（甲95・控訴人本人尋問調書9頁）。

修学旅行等の行事についても、控訴人は、修学旅行の際には、睡眠時間を削ってパトロールを行うなど極めて協力的な態度であった（根深証言調書3頁）。

③ 以上のように、控訴人は、紙上討論という教育実践に止まらず、通常の授業においても生徒たちの学力をきちんとつけ、さらには、作文指導などの特別活動においても、多くの実績を残していた。

イ 生徒・保護者との信頼関係の存在について

控訴人と生徒との信頼関係についても、紙上討論の項で詳述したように生徒たちは控訴人を強く信頼していることが優に認められる（甲第5、21乃至24、51、101乃至104号証等）。また、河野証人も、控訴人が生徒たちとの間に強い信頼関係があったこと、控訴人の夫が亡くなったときもすでに卒業していたにかかわらず自然発生的に教え子らが告別式に自主的に

出席したことなどを証言しており、控訴人の教師として信頼される人柄が窺えるのである（河野証言調書2, 7頁、甲第67号証）。

また、保護者との間においても、九段中においては、控訴人が研修処分を受けて授業ができなくなったことを伝えられたときにある保護者から「増田先生の授業は非常にいい授業なのにどうして」（根深証言調書23頁）という声が上がったり、保護者一同が卒業式に出席できなかつた控訴人に対して「1年半という短い期間ではございましたが先生が教えて下さった紙上討論で学んだ事を子供たちは決して忘れる事はないでしょう。本当にありがとうございました。」（甲25）との手紙を送るなど、古賀都議と友人関係にある中藤氏を除いては、極めて良好であったことが認められる。

ウ 控訴人の勤務状況等

① 校務分掌

控訴人は九段中において、千代田区の中学校の教育研究会の学校側の窓口や学年便りを発行する校務を担当していたが、これもきちんと行っていた（根深2頁、甲97の1乃至14参照）。

また、生徒指導の面においても、控訴人は生活指導部ではなかつたため、直接の指導の場面は少なかつたものの、担当の同僚教師の相談に必ず乗つたりという形で積極的に協力していたことが認められる（根深2頁）。

② 出勤状況及び年間指導計画の作成状況等

これらの点についても、根深校長は、「最初、特に問題がないというか、支障がないような話をしたんですが、出勤簿の取扱いであるとか、それから、休職証明処理簿の処理の関係については、職員の中で一番きちんとしているというふうに言えると思います。」と証言しており、職員の中でも優秀であったことを明確に認めている（根深3頁）。

また、現在では、教師に作成が義務づけられている年間指導計画についても、控訴人は、極めて詳細な計画を作成しており、教員としての義務を

十分に果たしていることが認められる（甲85参照）。

③ 同僚との人間関係

根深校長は、九段中における控訴人と同僚の教師達との関係についても「同僚と話しをしてるときに、自分の意見を最後まで押し通すというような形ではなくて、よく意見を聞いて、妥協点ということで、うまく人間関係を作りながら進めてるというふうに感じられました。」（根深2頁）と証言しているところであり、きわめて良好であったことが認められる。

また、控訴人が第1次研修処分を受けたとき、その取消を求める大多数の同僚教師の署名が集まった事実も、控訴人が同僚との人間関係を協力的なものとして作り上げていたことを裏付けるものである（甲第18の1乃至7号証）。

これらの事実は、控訴人の「教育公務員としての適格性」判断にとって、極めて重要な「前提事実」であり、且つ、これらの事実について、控訴人・被控訴人ら間には争いがない。

（4）「本件分限免職」「控訴人の教育公務員としての適格性」判断の「前提事実」における摘示・認定の欠如

前述（2）及び（3）の各事実は、「控訴人の教育公務員としての適格性」及び本件分限免職処分の適否」等の本件において最も重要な争点に拘わる極めて重要な「前提事実」であり、且つ、その各事実については、被控訴人をこれを争っていないにも拘わらず、原判決は、敢えて、これら極めて重要な「前提事実」を一顧だにすることなく、恣意的且つ不当に摘示・認定することを懈怠していることが優に認められる。

5 小結

以上、原判決は、「第3 前提事実（争いのない事実及び括弧内に挙示した証拠による認定事実）」において、敢えて、本件争点判断にとって重要な「前提事実」、ことに、控訴人の主張を裏付ける重要な事実について、摘示・認

定することを不当且つ恣意的に解釈し、あるいは、証拠に反する事実誤認、及び、事実の歪曲を行うなど、争点判断以前に、違法かつ不当な事実認定を行っていることが優に認められ、このことが原判決の判断を誤らせる根本的な原因となっているのである。

当審においては、控訴人に対して、本件戒告処分、研修処分、分限免職処分がなされた詳細な背景や控訴人の「教師としての適格性」の判断において、本項に述べた重要な前提事実を十分に審理された上、公正な判断を心から望むものである。

第2 本件戒告処分に対する原判決の判断の誤り

1 原判決の判断

原判決は、本件戒告処分に関して以下のとおり判断した。

- (1) 本件紙上討論プリントの表現は、①ことさらに特定の個人及び法人を取り上げて、②客觀性なく決めつけて、③稚拙な表現で揶揄するものであり、④特定の者を誹謗するものである。
- (2) そのような資料を作成、配布することは、公正、中立に行われるべき公教育への信頼を直接損なうものであり、教育公務員としての職の信用を傷つけるとともに、その職全体の不名誉になる行為に当たるし、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行である。よって、本件資料の作成、配布行為は地方公務員法33条に違反し、同法28条1項1号及び3号に該当し、懲戒事由該当性が認められる。
- (3) 本件戒告処分は、紙上討論授業そのものではなく、本件資料の作成、配布行為を対象にしているのであるから、教育への不当支配にはあたらず、教育の自立性を侵害するものではなく、憲法26条、旧教育基本法10条1項違反にあたらない。

また、処分権の逸脱、濫用にもあたらない。

2 原判決の判断の誤り

- (1) 原判決は、本件紙上討論プリントにおける古賀都議発言批判と扶桑社批判が特定の者の誹謗にあたるとし、その理由として①ことさらに特定の個人及び法人を取り上げて、②客觀性なく決めつけて、③稚拙な表現で揶揄するもの、という3点を挙げている。しかし、①ないし③はいずれも誤っており、控訴人の上記批判は誹謗にあたらない。
- (2) ①「ことさらに特定の個人及び法人を取り上げた」という点について
- ア　ここで原判決がいう「ことさらに」の意味は曖昧不明瞭であるが、あえて解釈するならば「古賀都議や扶桑社を授業で批判的に取り上げる必要性や必然性がないのに」と理解できる。しかし、控訴人が本件授業で古賀都議の都議会での発言や扶桑社を批判的に取り上げるに至った経緯をみれば、その必要性・必然性がわかる。
- イ　控訴人は、中学の全学年を通じて、とりわけ、2、3年の「歴史」「公民」の授業で、日本の侵略戦争の歴史事実や平和と民主主義のあり方を課題として取り上げ、紙上討論という方法を導入し、それらの課題について論議し、思考を深め、定着をはかることを実践してきた。紙上討論が、侵略戦争の歴史事実や平和と民主主義のあり方について、例えば、朝鮮植民地支配、日中戦争、戦争責任問題や原爆問題、沖縄の基地問題などのテーマを設けて、生徒たちに、口頭ではなく意見・感想を文章に書かせてそれをもとに議論を深めるものであることはすでに原審において詳論したとおりである。
- ウ　2005年6月末から7月初めにかけて、控訴人は、中学校3年社会科「公民」の授業で、日本によるアジアへの侵略戦争と植民地支配について考えさせようと、韓国で盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領が行った「三・一独立運動記念演説」を生徒たちと読み、大統領に手紙を書くという実践を行った。この「三・一独立運動記念演説」は、日本植民地支配から10年が経過し

た1919年3月1日、日本からの独立を求めて朝鮮全土で巻き起こった「3・1独立運動」を記念して、毎年官民一体で行われる記念式典での演説である。盧武鉉大統領はこの年、この3・1独立運動に決起し日本の官憲に捕らえられ拷問、陵辱されたうえ殺害され少女・柳寛順（ユ・ガンスン）を記念する「ユ・ガンスン記念館」内で、この演説を行った。

演説は、原審でも紹介したように“反日”演説などでは決してなく、『日本の知性に訴える』と副題が付けられており、日本国家ならびに日本人民に對して向けられた極めて格調高い普遍性をもったメッセージでもあった。

「・・・私はこれまでの両国関係の進展を尊重し、過去の歴史問題を外交的な争点にはしない、と公言したことがあります。そして今もその考えは変わっていません。・・・しかし、我々の一方的な努力だけで解決されることではありません。過去の真実を究明してこころから謝罪し、賠償することがあれば賠償し、そして和解しなければなりません。それが世界に広がっている過去の歴史清算の普遍的なやりかたです。

・・・私は拉致問題による日本国民の憤怒を十分に理解できます。同様に日本も立場を変え考えてみなければなりません。日帝36年間、強制徴用から従軍慰安婦問題にいたるまで、数千数万倍の苦痛を受けた我々国民の憤怒を理解しなければなりません。

日本の知性にもう一度訴えます。真実なる自己反省の土台の上に韓日の感情的なしこりをとりのけ、傷口が癒えるようにするために、先立ってくれなければなりません。いくら経済力が強く、軍備を強化したとしても、隣人の信頼を得て国際社会の指導的国家となることは難しいことです・・・」

控訴人は、この演説を月刊誌『世界』2005年4月号で知り、植民地支配という歴史事実と、今それを隣国・韓国の人たちがどう認識しているのか

を知り、隣国の人々との眞の友好・信頼をどうつくるべきかを考える絶好の教材であると考えた。そこで、この「演説」を取り上げたのであるが、この実践の中で、（生徒たちも書くことになったが）控訴人自身もノ・ムヒョン大統領に手紙を書くことにした。

エ その手紙の中で、2004年10月26日の都議会・文教委員会において古賀都議が行った「（わが国の）侵略戦争というのは、私まったく当たらぬと思います。じゃ、日本はいったい、いつ、どこを侵略したのかということを具体的に一度聞いてみたい」という本件発言（個人的発言ではなく、都議としての公的立場での発言）を行ったことを議事録から引用し批判した。

都民を代表する立場にある都議会議員の公的発言であるためその影響も大きい上、上記教材を取り上げて学ぶ姿勢と真っ向から対立する考え方であり、身近にもこうした誤った考えが流布されていることの例示としてこれを取り上げたのである。同時に、古賀都議らが絶賛推奨してやまない扶桑社と「新しい歴史教科書をつくる会」の中学校歴史・公民教科書を「歴史偽造主義」と批判した（甲6）。

オ 控訴人が、古賀都議の発言と同都議が絶賛する歴史教科書の出版社である扶桑社を授業で批判的にとりあげるにいたった経緯は以上のとおりであり、生徒らにとっても都議の発言と教科書という身近な材料であり考える材料として適切なものであったといえる。原判決の「ことさらに」という批判は失当である。

カ また、「特定の個人及び法人を取り上げた」という点に関しても、原審における大江、樋川らの証人尋問を通じて決着済みである。これらの証人尋問を通じて、個人（都議会議員という政治家＝公人である）や法人を取り上げたこと自体が問題なのではなく「悪口」を言ったことが問題だということが明らかにされた。

（3）②「客観性なく決めつけた」の誤りについて

ア 本件戒告処分においては、控訴人が、前記古賀都議の発言や同都議が絶賛する「つくる会」の歴史教科書の出版社である扶桑社を「国際的には恥を晒すことでしかない歴史認識を得々として嬉々として披露している」、「侵略の正当化教科書として歴史偽造で有名な扶桑社の歴史教科書」「歴史偽造主義者達」と批判したことがその理由とされている。控訴人は、原審において、上記控訴人の批判が間違っている（根拠のない「誹謗中傷」ないし「悪口」にあたる）というのであれば、被控訴人らはどこがどう間違っているのかを明らかにし、被控訴人らの歴史認識を提示すべきであると繰り返し主張した。しかし、被控訴人は、「歴史認識を述べる立場がない」と逃げ、ついに被控訴人らの歴史認識を明らかにしなかった。

原判決も、それと全く同様に、控訴人の上記批判について「客観性なく決めつけ」と論難するだけで、客観性を欠くという根拠・理由について何ら述べようとしない。「客観性を欠く」というのであれば、当然、その判断基準を示し、理由・根拠を述べるべきである。

イ 控訴人は、原審において古賀都議発言や扶桑社に対する上記批判が決して控訴人の個人的主観的見解ではなく、客観性を有することを根拠を示して主張した（甲31ないし37、甲39ないし甲41、甲45ないし49、甲52ないし56、甲86等、原審準備書面（7））。

以下にそのいくつかを再論しておく。

古賀都議の本件発言を批判した控訴人の歴史認識とその実践は、日本政府がことあるごとに公に表明してきた立場に基づいており、十分に客観性を有する。

近くは、2005年4月22日、折からの激しい対日批判が浴びせられる中、バンدونで開かれた「アジア・アフリカ首脳会議」における当時の小泉首相の演説である。

「・・・我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、

とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を与えた。こうした歴史の事実を謙虚に受けとめ、痛切なる反省と心からのお詫びの気持ちを常に心に刻みつつ、我が国は第二次世界大戦後一貫して、経済大国になっても軍事大国にはならず、いかなる問題も、武力に依らず平和的に解決するとの立場を堅持しています。今後とも、世界の国々との信頼関係を大切にして、世界の平和と繁栄に貢献していく決意であることを、改めて表明します。」

そして、少し遡れば戦後50年にあたっての村山首相談話がある。

「いま、戦後50周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことであります。わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた。私は、未来に誤ち無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。敗戦の日から50周年を迎えた今日、わが国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広めていかなければなりません。」

国を代表する両首相の演説に表された歴史認識は、1995年=戦後50年と2005年=戦後60年に行われた次の国会決議に準拠していることがわかる。

「・・・世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民特にアジアの

諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する。我々は過去の戦争についての歴史観の相違を超えて、歴史の教訓を謙虚に学び、平和な国際社会を築いていかなければならない。本院は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、世界の人々と手を携えて、人類共生の未来を切り開く決意をここに表明する。」

(戦後 50 年・歴史を教訓に平和への決意を新たにする国会決議)

「・・・われわれは、ここに十年前の「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を想起し、我が国の一時期の行為がアジアをはじめとする他国民に与えた多大な苦難を深く反省し、改めて全ての犠牲者に追悼の誠を捧げる物である。政府は、日本国憲法の掲げる恒久平和の理念の下、唯一の被爆国として世界の全ての人々と手を携え、核兵器などの廃絶、あらゆる戦争の回避、世界連邦実現への道の探求など、持続可能な共生の未来を切り開くための最大限の努力をすべきである。

」(戦後 60 年国会決議)

ウ このように、日本政府のみならず国権の最高機関たる国会においても日本の植民地支配と侵略戦争について、それを事実として認定し、それに対する真摯な反省を表明している。控訴人の教育実践は、この日本政府（国）の公の見解と歴史認識をそのまま具現化したものであって、なんら非難されるべきところはない。

逆に、この日本政府（国）の公式見解と歴史認識から大きく逸脱し、客觀性を有しないのが、古賀都議の「（わが国の）侵略戦争というのは、私まったく当たらないと思います。じゃ、日本はいったい、いつ、どこを侵略したのかということを具体的に一度聞いてみたい」という前記の公的発言であり、古賀都議らが絶賛推奨してやまない「新しい歴史教科書をつくる会」著作の中学校歴史・公民教科書（扶桑社刊）である。

エ 扶桑社とつくる会教科書批判が客觀性を有することについて

被控訴人らは、控訴人が批判した扶桑社の中学校歴史教科書（以下「つくる会」教科書という）について、文部科学省の検定に合格したものであり、誤った特定の歴史観に書かれたものではないと主張し、本件プリントが都議会議員と扶桑社を誹謗し、控訴人の歴史観を生徒に一方的に押し付けている点が問題である旨主張する。確かに「つくる会」教科書は検定に合格しているとはいえ、検定自体に問題があるうえ、検定によっても同教科書の根本的問題は何ら改善されていない。

また、「つくる会」教科書が検定に合格したとはいえ、実に137カ所もの検定意見がついた。近年の歴史教科書やその年の他の7社の歴史教科書への検定意見数と比べても、異例の多さであった。

137カ所の検定意見を時代別に分類してみると、圧倒的多数が近代史であった。近世史までは29カ所しかなく、実に8割近くが近代史に関してであった。「つくる会」教科書の近代史部分は、文部科学省によっても問題が多いと判断されたのである。

近代史への検定意見108カ所をさらに内容別にみると、中国・朝鮮・韓国・アメリカを中心にして「対外関係」に関するものが圧倒的に多かった。このうち、中国・朝鮮・韓国に関するものには、「眠り続けた中国・朝鮮」などのように両国に関係するもの、韓国併合や日中戦争などのように韓国・中国に個別に関係するものもあるが、これらを合わせると38カ所もあった。さらにアジア全体に関する6カ所を加えれば、40%を超えた。さらにアメリカ関係が12カ所もあった。これはこの教科書の基本構想に関連している。対米関係は「戦争」や「東京裁判」、さらには「人種」に分類されるものも深くかかわっており、これらの合計29カ所は全体の27%を占めている。これに対して国内の問題は22カ所、昭和天皇に関するものを加えても23カ所で21%であった。

これらの数字の示すものは、「つくる会」教科書に対する検定が、主に中国・韓国への配慮・対応に終始したということである。「つくる会」教科書は、「つくる会」西尾幹二会長が、検定申請直後にテレビでその内容を宣伝したことなどもあって、早くからその内容が注目され、新聞報道などに依拠して、日本国内ばかりでなく、中国や韓国からも批判の声があがった。検定ではこれらの批判への対応が考慮されたのである。しかし、近代史だけで108カ所もの検定意見がつき、その大多数が中国・韓国・アジアに関するものであるということは、教科書検定基準の「近隣諸国条項」を適用すれば、文部科学省の基準でも「不合格」になってもおかしくない内容であったというべきである。

現に、「つくる会」にとって2回目の採択にあたる2005年には、各教育委員会のみならず首長や地方議会にまで採択するよう働きかけたにもかかわらず、歴史教科書は0.43%、公民教科書は0.21%の採択率にとどまった。「つくる会」の関係者は、「シェア10%を目指した2005年の教科書採択で惨敗。戦犯探し始まり、つくる会はガタガタになった」と述べた。さらに、ほかならぬ扶桑社自身が、2007年5月、「各地の教育委員会の評価は低く、内容が右寄り過ぎて採択が取れない」と認め、既にこの教科書をもう発行しないと決定したことを社会的に公表していることからも明らかである（甲47：AERA「新しい教科書」最終章）。

オ さらに、原審において提出した多くの前記書証を検討すれば、扶桑社の歴史教科書が客観的にみて誤りが多く大きく偏向していることは明らかである。

原判決の、控訴人の上記批判が「客観性を欠く」という非難は失当である。

（4）③「稚拙な表現で揶揄した」との点について

ア 原判決は、古賀都議発言と扶桑社に対する控訴人の上記批判を「揶揄」であるという。「揶揄」とは国語辞典によれば「からかう」という意味である。控訴人は、古賀都議発言と扶桑社をからかったのでは断じてない。真正面か

ら批判したのである。そもそも「揶揄」などという言葉は被控訴人らすら使用していない。被控訴人らは「誹謗」ないし「悪口」という言葉を使用してきたのである。そして、控訴人が、原審において、「誹謗」「悪口」には当たらないこと、「誹謗」「悪口」とする判断基準が曖昧であることを繰り返し主張したことから、原判決は「揶揄」と言い換えたものと思われる。

イ しかし、繰り返すが、控訴人は古賀都議発言や扶桑社を「からかった」のでは断じてなく、批判したのである。「誹謗」「悪口」という言葉を「揶揄」に言い換えるという児戯に等しい小手先細工は全く正当性を有しない。

本件プリントにおける古賀都議と扶桑社に対する批判は、今日の歴史学の多数意見と政府の公式見解にのっとったものであり十分な根拠を有する。また、「歴史偽造」という表現も、歴史学における論争で使用されることはあることではない。

たとえば、中塚明は、「歴史の偽造をただす」（甲86）の244頁において、「日本では、最近、藤岡信勝東京大学教授（「つくる会」の代表である）らが旗ふりをして、歴史の事実を逆さまに書く動きを強めているが、歴史の偽造は日本が帝国主義国家として登場するきっかけになった日清戦争のときからそうであったことを、この『日清戦史』草案の記述はわれわれに改めて教えた。」と批判している。

また、同時代社から出版されつつある徹底検証「新しい教科書」シリーズ（全5巻の予定で現在第3巻まで刊行されている）は、扶桑社の「つくる会」教科書を徹底的に批判しようとする試みであるが、その第1巻古代編（甲52）のあとがきにつぎのような記載がある。

「また一つ疑問なのは、なぜ「つくる会」教科書の全面的な批判が、研究者の総力をあげてなされないのであるのかということである。「つくる会」教科書の記述は論ずるほどの価値もないほど、むちゃくちやなものだというのだろうか。たしかにこの教科書の記述はひどい。雑と言って

も良い。だがこの教科書がなした**意図的な歴史改変**を多くの人が受け入れてしまう危険が、今の日本には存在する。一つには、グローバリゼーションの進展の中で閉塞してしまった日本の状況。ここからの出口を求めて、日本ナショナリズムに走ろうという傾向が強く存在する。そしてこれは日本の歴史を美化しようという衝動を伴う。そしてもう一つは、日本における歴史教育の貧困により、「つくる会」のような**意図的な歴史改変**を見抜けない、国民レベルでの歴史の知識不足。このような状況を背景にして「つくる会」教科書市販本がかなり売れ、この教科書が実際に教育現場で使用されていく。

この状況を座視するわけには行かないと思う。間違ったものはきちんと科学的に批判されるべきである。」

この著者の指摘はまさに正鵠を射ている。上記の記述にある「意図的な歴史改変」という表現と控訴人の「歴史偽造」という表現は同趣旨である。

上記著作のほかにも「つくる会」教科書を批判するものは、「歴史家が読む「つくる会」教科書」（甲53）、「こんな教科書子どもにわたせますか」（甲54）、「あぶない教科書」（甲55）、「ここが問題「つくる会」教科書」（甲56）など多数ある。これらを通読すれば、控訴人が扶桑社や「つくる会」を歴史偽造主義として批判的に取り上げたことは、歴史認識をめぐる論争として正当、かつ、必要なことであってなんら「揶揄」「誹謗」「悪口」にはあたらない。

また、本件プリントにおける古賀都議と扶桑社に対する「歴史偽造主義」という控訴人の批判と控訴人が本件プリントにおいて引用した野中官房長官が小泉首相を批判した「一国の総理として我が国歴史に汚点を残した」「日本は衰退国として歴史から疎んじられる」という表現とを比較した場合、前者は「揶揄」「悪口」「誹謗中傷」にあたり後者はそれにあたらないなどと截然と区別できるのであろうか。また、控訴人の「国際的には恥を晒すこ

とでしかない歴史認識」という批判は「揶揄」「悪口」「誹謗中傷」にあたり、古賀都議らの「こんな偏向教師を許せるか」（甲40）という表現は「揶揄」「悪口」「誹謗中傷」にあたらないというのが「常識」といえるであろうか。

ウ 原判決が、「誹謗」「悪口」を「揶揄」と言い換えたことは、まさに言葉の遊びであって、控訴人の主張に何ら答えておらず、失当である。

3 本件戒告処分は、憲法26条、教基法10条1項に違反する違憲違法なものであること

原判決は、本件戒告処分は、「紙上討論授業そのものではなく、本件資料の作成、配布行為を対象にしているのであるから、教育への不当支配にはあたらず、教育の自立性を侵害するものではなく、憲法26条、旧教育基本法10条1項違反にあたらない。また、処分権の逸脱、濫用にもあたらない。」などと説示する。

しかし、本件戒告処分の処分説明書（甲2の2）によれば、処分の理由は、「不適切な文言を記載した資料を作成、使用した。」こととされており、さらに、本件分限免職処分の処分説明書（甲1の2）でも、「不適切な教材を、・・配布して授業を行ったこと」とされており、本件資料（紙上討論プリント）の作成・配布・授業での使用を一体のものととらえている。

しかるに、原判決は、資料作成・配布行為と授業での使用を機械的に切り離し、前者のみを問題として教育への不当支配にあたらないなどといふのである。両者は一体のもので切り離すことはできないのであり、被控訴人もまさに授業で本件プリントを使用したことを問題としているのであって、これは控訴人の教育実践への不当な支配にあたることは明白である。原判決の誤りは明らかである。

4 本件戒告処分に関する裁量権濫用について

前記3において述べたように、原判決が裁量権の濫用がないとした判示部分はきわめて不当であり、本件戒告処分には著しい裁量権の濫用が認められ、この点でも違法である。

その詳細は、本書面第4、1（3）及び同3乃至6に指摘したところと同様である。

第3 研修処分に対する原判決の判断の誤り

1 原判決同項「(1)無効確認請求の適法性」について

原判決は、控訴人の訴えをほぼ全面的に退けつつ、唯一、控訴人の「本件各研修命令に続く処分により損害を受けるおそれがあるとする無効確認請求訴訟を許容する余地は否定し難い」として、控訴人の「本件各研修命令処分無効確認請求の訴えの利益」を認め、被控訴人千代田区教委の主張を退けている。

この点においてのみ、原判決の判断は適法且つ相当であり、評価できる。

2 原判決同項「(2)本件各研修命令の違法性の有無」について

(1) 原判決は、被控訴人都教委の控訴人に対する任命権（地教行法37条）及び地方公務員法39条2項に基づき、また、被控訴人千代田区教委の控訴人に対する服務監督者の地位（地教行法43条）、同法45条に基づき、控訴人に対する研修命令発令権限を認めた。

また、原判決は、地方公務員法39条2項及び地教行法45条は、「研修の方法、内容、態様等について制限していないから、研修の必要性、具体的な内容、期間等の判断は、都教委、区教委の合理的な裁量に委ねられており、裁量権の逸脱、濫用がない限り、違法の問題は生じないと解するのが相当である。」としている。

即ち、原判決摘示の地教行法37条、地方公務員法39条2項、地教行法43条、同法45条に基づき、一般論として被控訴人らの研修命令発令権限

を認めたとしても、その権限は、あくまでも「被控訴人らの合理的裁量権の範囲内」で認められるものであるから「裁量権の逸脱、濫用があれば違法」となる理である。

(2) この点、まず、前述のとおり、被控訴人都教委による本件第2次研修命令処分発令は、被控訴人千代田区教委による本件第1次研修命令に基づく「研修が十分な成果を上げられず、区教委では長期研修の実施に限界があると判断し、更に根本的、専門的な研修が必要であるとして、都教委に対し、研修の実施を依頼」されたことから、被控訴人千代田区教委の依頼を受けて初めて被控訴人都教委が検討の上研修の実施を決定し発令された（原判決8、9頁）ものではなく、本件第1次研修命令の成果如何に拘わらず、同年8月31日時点で既に被控訴人都教委の「規定方針」として決定され、外部に情報漏洩されていた。

この事実につき、原判決が、敢えて重大な「事実誤認」を行っていることは、前述したとおりである。

そして、この事実を一見しても、そもそも、被控訴人都教委による本件第2次研修命令処分発令の「裁量の不合理性、裁量権逸脱・濫用性」が透けて見えるというものである。

何故なら、本件においては、原判決判示を借りるなら、地教行法43条、同法45条に基づき被控訴人千代田区教委が、本件第1次研修命令処分を発令したもの、「（本件第1次）研修が十分な成果を上げられず、区教委では長期研修の実施に限界があると判断し、更に根本的、専門的な研修が必要であるとして、都教委に対し、研修の実施を依頼」した後に、初めて、地教行法37条、地方公務員法39条2項に基づき被控訴人都教委が本件第2次研修命令処分発令を検討・決定する手続の流れ、事実経過であるはずなのに、不可解なことに、被控訴人千代田区教委の本件第1次研修命令処分発令以前の2005（平成17）年8月31日には、既に、被控訴人都教委において

「控訴人に研修を命ずる方針」が決定され、しかも、その情報が、幾多のメディアの内でも、特別に、「元々分社化前の扶桑社を出版部として有していたサンケイグループ傘下の産経新聞」にのみ情報漏洩・リークがなされていたのであるから、この被控訴人都教委の「研修を命ずる方針」に、サンケイグループ等の影響、政治的圧力等は容易に推察できるであろう。

この一点においても、被控訴人都教委による本件第2次研修命令処分発令は、その裁量権を逸脱、濫用する不合理なものと言わざるを得ない。

(3) 原判決認定の研修命令発令理由と本件各研修内容の矛盾・不合理性

本件各研修は、被控訴人らによれば、「その他の研修」に位置づけられるものであり（甲第27号証）、「指導力ステップアップ研修及び服務事故再発防止研修」のいずれにも該当しない。

しかしながら、原判決によれば、本件各研修命令は、控訴人が、「特定個人を誹謗する資料を配布する等の行為により2度の懲戒処分を受け、長期の研修を受けたにもかかわらず、特定個人及び法人を誹謗する内容を含む資料を作成、配布して3度目の懲戒処分である本件戒告処分を受けたのであるから、原告（控訴人）には、公教育の公正、中立性の維持の観点から、指導方法の改善、教育公務員としての資質向上を図る必要性が認められた」とことを理由に発令されたと認定している（原判決23頁）。

要するに、「2回の懲戒処分と過去の長期研修命令処分の後で更に本件戒告処分を受けたので、指導方法の改善・資質向上のための研修が必要」というのが原判決の認定した本件各研修命令処分の理由である。

原判決の認定によれば、本件各研修として「指導力ステップアップ研修及び服務事故再発防止研修」を選択すべきようにも解されるが、本件各研修命令処分は、何故か「その他の研修」という、非常に曖昧且つ不明確な種類・内容の研修である。

また、本来、教職員に命じられる「研修」とは、「教師としての指導力や資

質・スキル・適格性の向上のための研鑽」を目的として発せられるべきものであり、研修内容も、例えば、「より高度の指導力・資質・スキル・適格性を有する教育に関する有資格者による指導や講義の受講」等、当然、かかる研修目的に即したものであるべきである。

ところが、控訴人に命じられた本件各「研修」の実態は、連日、日がな1日研修報告書の作成に従事せよというものであり（丙9乃至26、乙口39乃至42）、控訴人単独で文献資料や教材キット等を閲読・分析し、研修報告書の作成を行うだけで、何ら研修・研鑽に資する内容ではなかった。

この事実からしても、本件研修は、控訴人の「教育現場外し」「教壇からの追放」こそが目的であって、「指導方法の改善、教育公務員としての資質向上」など目的としていないことは明らかである。

この点、研修命令処分は、原判決判示のように研修期間中「学校教諭としての身分及び給与に変動はない」（原判決12頁）としても、教育公務員にとって、「教育現場外し」「教壇からの追放」という処分である以上、「不利益処分」であることは明らかであるところ、かかる「不利益処分」につき、研修の種類・内容の不明確な研修を科すること自体、本件各研修命令が、憲法がその趣旨とする「明白性の原則」に反する意見・違法なものであり、被控訴人らの裁量権の逸脱、濫用は明らかと言うべきである。

（4）「二重処分」としての違法性

原判決は、「原告（控訴人）の処分歴に鑑み、教育公務員としての資質向上を図ることを目的として発令された本件各研修命令が二重処分に当たると評価することは出来ない。」と認定判示した（原判決24頁）。

しかしながら、まさに、原判決が認定・判示するとおり、本件各研修命令処分は、本件戒告処分を含む「原告（控訴人）の処分歴」を理由とする「不利益処分」であるからこそ、憲法の禁止する「二重処分」として、違憲・違法なのである。

本件第1次・第2次研修命令は、原判決も認めるとおり本件戒告処分という懲戒処分の処分理由と同じ基礎事実に基づく処分であり、且つ、控訴人の「教育現場外し」「教壇からの追放」、更には、本件各研修の内容、本件各研修期間中の控訴人に対する処遇、況や、本件各研修期間における控訴人の言動等を本件分限免職処分の理由としたという一連の事実経過を踏まえれば、尚更、明確に控訴人に対する「不利益処分」の性格を有するものである。

原判決の認定事実によっても、本件各研修命令処分は、違憲・違法な二重の不利益処分であることは明らかであり、これを否定する原判決は失当である。

(5) 本件各研修命令の憲法26条、旧教育基本法10条1項等違反

原判決は、「本件各研修命令は、公教育の公正、中立性の維持の観点から、指導方法の改善、教育公務員としての資質向上を図る目的で発令されたものであるから」控訴人の主張する「授業内容に対する不当な介入には該当せず」、「本件各研修命令は、紙上討論授業に対する不当な介入であり、憲法26条、旧教育基本法10条1項等違反には当たらない」旨判示する。

しかしながら、そもそも、本件各研修命令処分及び、本件各研修命令処分の発令理由となる本件戒告処分からして、「公教育の公正、中立性維持の観点」など微塵も存在しない処分である。

前記原判決判示のとおり、本件戒告処分の発端は、本件戒告処分以前から「控訴人に対する名誉毀損の不法行為に基づく損害賠償請求事件」等の訴訟事件の被告であり、「都民の血税で運営される公器である東京都議会」において控訴人を誹謗中傷する演説（原判決は、何らの証拠を摘示することなく「原告批判の演説」と認定しているが）を行っていた古賀俊昭都議会議員が、「友人である中藤健三PTA副会長」から本件資料を入手し、自らの権力を濫用し被控訴人都教委義務教育心身障害教育指導課長大江近を呼びつけ、「調査命令」を発令したこと、及び、「中藤健三PTA副会長」の被控訴人都

教委等に対する手紙にある。

そして、被控訴人らは、（そして、原審裁判所までもが）、本件資料「3学年、紙上討論1」中の前記「クラーク・ラムゼー元司法長官主催の国際行動センターIACによるブッシュ大統領痛烈批判」や「野中広務元官房長官による小泉純一郎元総理靖国参拝痛烈批判」といった、「団体・個人による特定個人（公人）批判（原判決及び被控訴人らの認識では『誹謗中傷（？）』」には一顧だの目もくれもせず、ただただ「古賀都議会議員が『侵略戦争云々というのは、私は、全く当たらないと思います・・・』などと国際的に恥を晒すことでしかない歴史認識を得々として喜々として披露している・・・歴史偽造主義者達」「侵略の正当化教科書として歴史偽造で有名な扶桑社」という部分にのみ「一極集中」し、「不適切な文言を記載した資料を作成し、使用し・・・全体の奉仕者にふさわしくない行為であって、教育公務員としての職の信用を傷つけるとともに、職全体の不名誉となる」云々として本件戒告処分を発令し、且つ、本件各研修命令処分において、「特定個人及び法人を誹謗する内容を含む資料を作成、配布して授業を行った理由及び教育公務員としてのあなたの考えを述べよ」云々とする「研修課題」を控訴人に課し、「特定個人や団体を誹謗中傷したり、誹謗中傷した資料を授業で配布・使用したりして悪うございました」という「控訴人の反省・転向・屈服」を強制し続けたものである。

そして、前述のとおり、極めて遺憾且つ嘆かわしいことに、原審裁判所までが、公権力である被控訴人らの「右に倣い」、本件資料を、「特定の個人及び法人を取り上げて、客觀性無く決めつけて、稚拙な表現で揶揄するものであり、特定の者を誹謗するものであることは明らか」などと認定するに至ったものである。

被控訴人らは、「中藤PTA副会長」という「特定の保護者」、或いは、「古賀俊昭都議」「土屋敬之都議」といった特定の政治家、「扶桑社・産経

新聞」といった特定メディアに対しては、異常なまでに気を遣い、その意見を尊重し（乙第59号証、甲第15号証の4）、あまつさえ、彼らの指示に従って違法に控訴人のプライバシー情報を漏洩したりしている（甲第72、甲第27、41号証判決書）。

更に、被控訴人都教委側証人の種村明頼は、本件の控訴人に対する一連の処分後の2006年4月13日には、杉並区教育委員会の指導室長として、「扶桑社の教科書を批判しない」よう校長達を「指導」までして、「扶桑社の教科書の普及」にこれ務めている者である（種村証言49頁）。

にも拘わらず、被控訴人らは、控訴人から直接授業を受けていた生徒ら（甲20乃至24）、控訴人の上梓や同僚ら教育現場の教職員ら（甲18の1乃至7、甲66、根深証言）、保護者ら（甲25、根深証言23頁）達の願いや抗議、疑問に対しては、これを全て圧殺して恥じないものである。

被告らの、その「政治的偏向・偏頗」ぶりたるや、特定の政治家や保護者やメディア、出版社等から、「便宜供与」でも受けているのかと疑いたくなるほどである。

本件各研修命令処分には、原判決が判示するような「公教育の公正、中立性維持の観点」など、どこをどう探しても微塵も見つかりようもない。

ただ認められるのは、被控訴人らの「教育公務員としてあるまじき不公正且つ偏頗な古賀都議会議員、サンケイグループ等政治的圧力への追従と迎合」の果ての本件各研修命令処分であって、本件各研修命令処分は、被控訴人らの裁量権を逸脱・濫用した違法な処分に他ならない。

しかも、控訴人の「紙上討論授業」は、前述のとおり、高い教育的効果を上げていたのであり、何ら学習指導改善の要はないことは明らかである。また、控訴人の「紙上討論授業」は、日本国憲法の基本精神に則った形で、平和主義・基本的人権を尊重し、かつ民主主義国家における主権者としての自覚を高めるものであって、何ら学習指導要領等に反するものでもない。

かかる控訴人の「紙上討論授業」に対して、「改善指導」を強制することは、教育基本法第10条1項が禁止する「不当な支配」に該当することは明白であり、これを受けて教師の教育に関する自律性を認めた学校教育法28, 51条に違反することは明白である。

この点を看過・否定した原判決の不当性・違法性は明らかである。

(6) 本件各研修命令処分における思想改造強制

原判決は、「本件各研修の内容は、学習指導の改善、教育公務員としての資質向上及び生徒、保護者の個人情報保護に係る配慮事項の3つを課題とするもので、出題された具体的課題の内容は、上記目的に沿ったものであり、原告の内心の世界観、歴史認識を問題にして、それらを改めるように要求するものでもないし」と認定・判示している。

しかし、この点も、明らかな事実誤認・誤判と言わざるを得ない。

現に、本件各研修期間中の「研修」の内容自体、何らの資格・学識・知見も持たない種村明頼らを筆頭とする「指導担当主事」らが、控訴人の思想・信条に基づく授業内容や研修態度に対し、「研修課題」「指導」或いは「助言」と称して、控訴人にその教諭・教育公務員としての信念を曲げることを強要し続けるというものであって、その「指導内容」は、正に「転向強要と思想統制」、「思想・信条・良心に対する侵害」以外の何ものでもなかった(乙口39乃至42)。

前述したとおり、控訴人が、「古賀都議会議員を『歴史偽造主義者』、扶桑社を『歴史偽造主義者』と批判した本件資料」を作成し授業で使用したことは、生徒らに対し、公務員の憲法遵守義務に従い、「日本による侵略」という国際的に認められた世界史上の真実であり、日本国政府の公式見解でもある事実を正しく教えるために、この「真実」に反し歴史を歪曲しようとする「公人たる古賀都議」らについて、歴史学者も「正当な批判表現・文言として用いている『歴史偽造』という文言」が端的且つ適切で分かり易いこと

から、これらの表現・文言を用いたものであり、「誹謗中傷」ではなく、本件資料の生徒への配布や授業における使用について、控訴人は正当な教育・授業を行ったと信じ、控訴人は、本件各研修においてもその旨を主張してきた。

である以上、本件各研修命令処分が原判決の言う「学習指導の改善、教育公務員としての資質向上及び生徒、保護者の個人情報保護に係る配慮」等を目的とするのであれば、まず、被控訴人らは、本件各研修において、控訴人に対し、「古賀都議が『公人ではなく特定個人である』」とか「古賀都議の発言は『正しい歴史認識に立つものであり、歴史の真実や日本政府見解にも合致するものであるから”歴史偽造”と評することは、”批判”ではなく”誹謗中傷”である』」という点について、文献等を呈示し学術的に論証するなどして控訴人を説得・指導すべきであろう。

しかしながら、被控訴人らは、そのような説得・指導を一切行うことなく、「研修課題」と称して「個人的見解で特定個人や団体等を誹謗中傷した箇所がある資料」という被控訴人らの「独自見解」を控訴人に押し付け、控訴人の反省・転向・屈服を迫ったものである。

かかる「研修」を、控訴人の「内心の世界観、歴史認識を問題にして、それらを改めるように要求するもの」と呼びずして、何と呼ぶのであろうか。

このような実情の本件各長期「研修」は、「研修」とは名ばかりの、思想、信条の自由に対する干渉、控訴人の憲法尊重教育、平和擁護教育、内心の世界観、歴史認識に対する弾圧であり、その点を看過する原判決の判断は、失当である。

(7) 本件各研修命令処分における処遇の人権侵害性

控訴人に対する本件各研修中の処遇が如何に非人道的・人権侵害的であったかについては、詳述したとおりである。

控訴人は、薄汚い部屋の薄汚い机と椅子に壁と正対して座らされ、両側を

衝立て仕切られた狭い空間で無言の座行を強いられ、トイレに行く程度の2,3分の短時間の離席についても行く先を告げるよう強いられ、その離席時間まで細かく関し・記録されていた。

この点、原判決は、「研修担当職員が原告（控訴人）の離席状況を把握するためには、離席の際、行き先を告げるよう求めたことは認められるが、この事実から直ちに人権侵害があったと評価することは困難である。」と認定・判示する（原判決25頁）。

しかしながら、かかる事実認定に基づきながらも、「人権侵害があったと評価することは困難」と評する原判決の事実評価こそ、原審裁判所の「人権擁護意識の低さ」「人権侵害被害者的心身の苦痛に対する無理解」を証するものに他ならない。

本件各研修命令処分における控訴人に対する処遇は、控訴人に対する身体的・精神的な拷問であり、研修に名を借りた違憲、違法かつ不当な人権侵害である。

その点を理解しようとしない原判決の不当性は論を待たない。

（8）本件各研修命令処分の適正手続違反

原判決は、本件各研修命令処分が、「挨拶や引き継ぎの機会を与えられず、校長の内申もなく」いきなり2005（平成17）年9月1日から控訴人をその在籍・勤務する千代田区立九段中学校現場から外すものであった事実自体は認めている（原判決25頁等）。

しかし、控訴人の「本件各研修命令処分は、実質的に転任ないし停職処分である」旨の主張については、「実質的に転任ないし停職処分と解する根拠は存しない」と「適正手続の保障の要請に反するものでもない」旨断じている。

しかし、事前には、控訴人はおろか根深校長にすら知らされることなく、従って、当然に「校長の内申もなく」、何らの引き継ぎも、年間授業計画の

変更も、生徒らや保護者、同僚教職員らに対する挨拶も出来ずにいきなり「研修所・研修センター」に送られることを、「実質的転任ないし停職処分と解する根拠がなく適正手続の保障の要請にも反しない」と言うのであれば、どう解するべきなのであろうか。

これは、控訴人自身の利益のみに関することではなく、学校という教育現場の、教育を受ける権利を保障された生徒らの利益に深く関わることである。

教育を受ける権利の享受者たる生徒の権利を守るためにこそ学校は存在し、教師・教育公務員は存在するのであり、そのためにこそ、教師・教育公務員の転任、停職、その他の処分に当たっては、適正手続が保障されるべきなのであるから、原判決判示のように、各研修期間中控訴人の「学校教諭としての身分及び給与に変動はない」（原判決12頁）から「それでよい」というものではあり得ない。

本件各研修命令処分が、適正手続に違反する、実質的「転任または停職処分」にも匹敵するものであることは明らかである。

この点においても、原判決は、失当である。

3 小結

以上、本件各研修命令処分は、違憲・違法・不当であり、国家賠償法を適用すべき不法行為である。

この点、本件各研修命令処分につき、「無効確認請求の原因となる重大かつ明白な違法等の無効事由を認める根拠はない」として控訴人の主張を退けた原審判断は、明らかに失当である。

第4 分限免職処分に対する原判決の判断の誤り

1 原判決における判例違背と公正原則違反

(1) 原判決は、地方公務員法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素

質、能力、性格等に起因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解するのが相当」であるとして、「この適格性の有無は、当該職員の外部に現れた行動、態度等を相互に有機的に関連付けて評価し、当該職員の経歴や性格、社会環境等的一般的要素をも考慮し、これら諸般の事情を総合的に検討して判断する必要がある」としている。

そして、「公務の能率の維持、その適正な運営の確保という分限制度の趣旨と同条項の分限事由が上記のような一般的要素を含んだ諸般の事情を踏まえた上で一定の評価を内容としていることからすると、分限事由の該当性の判断には、任命権者の裁量権が認められるが、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮し、また、その判断が合理性の観点から許容される限度を超えた不当なものである等、裁量権の逸脱、濫用が認められる場合には、違法性を帯びるというべきである」として、処分権者が分限処分を行う際の裁量権の逸脱・濫用の有無の具体的判断基準を示した。

原判決の上記判断は、いわゆる長東小事件最高裁判決（1973年9月14日第2小法廷判決・民集27巻8号925頁一以下、「長東小事件判決」という。）を参照したものと思われるが、その実態は、上記長東小事件判決の判旨を換骨奪胎したものであり、地公法28条の分限制度の趣旨、分限処分に関する判断基準の内容の重要な部分を意図的に無視している。さらに、原判決は、長東小事件判決が明確にした分限処分が免職である場合と降任等である場合との取扱いの差異について全く考慮しておらず、本件分限免職処分を降任等のより軽度な分限処分と同様の審査基準によって審査しているのであって、実質的には、明らかな判例違背を犯していることは明白である。

以下、具体的に、長東小事件判決と原判決のこれらの点における相違について検討する。

（2）原判決の判例違背

ア 分限制度の趣旨

原判決は、分限制度の趣旨として、「公務の能率の維持、その適正な運営の確保」という点しか摘示していない。

しかしながら、長東小事件判決においては、上記の点に加え、同制度の趣旨として、「・・・他方、**公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定したもの**である」として、地公法に定める分限制度の趣旨には、「公務員の身分保障の見地から処分権限を発動しうる場合を限定」するものである、という極めて重要な点が含まれていることを明言しているのである。

このことは、分限事由の存否に関する判断基準の設定や免職という重大な分限処分の場合に関する取扱いに決定的な差異をもたらすことになる。

イ 具体的な判断基準

原判決は、地公法28条1項3号の「その職に必要な適格性を欠く場合」における「適格性」の有無に関する判断基準として、「この適格性の有無は、当該職員の外部に現れた行動、態度等を相互に有機的に関連付けて評価し、当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮し、これら諸般の事情を総合的に検討して判断する必要がある」としているのに対し、長東小事件判決は、原判決と同様の点を指摘した上で、「・・・**これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連において、これを判断しなければならないのである**」と判示している。

この相違は、決定的である。すなわち、原判決は、長東小事件判決が必要とした「当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連」を無視することによって、本件において、教育公務員という「（控訴人の）職に要求される一般的な適格性の要件との関連」の検討を意図的に排除し、控訴人が紙上討論授業などで上げてきた高い教育的効果や通常の勤務の良好さという控訴人が有する「職に要求される一般的な適格性」との関連において判断するこ

とを放棄し、わずか数行でしか記載されていない古賀都議や扶桑社に対する批判（原判決の言葉で言えば「揶揄」）や過去のたった一度しかない特定の保護者とのトラブル及びこれに基づく戒告・減給処分などの事情のみを考慮（それも針小棒大に考慮している）して、本件分限免職処分を適法と判断する誤りを犯したのである。

さらに、処分権者の裁量権の逸脱・濫用の有無に関する判断基準についても、原判決は、「・・・同条項の分限事由が上記のような一般的要素を含んだ諸般の事情を踏まえた上での一定の評価を内容としていることからすると、分限事由の該当性の判断には、任命権者の裁量権が認められるが、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮し、また、その判断が合理性の観点から許容される限度を超えた不当なものである等、裁量権の逸脱、濫用が認められる場合には、違法性を帯びるというべきである」との基準を示した。この基準も、長東小事件判決が示した基準とは似て非なるものであることは明らかである。すなわち、長東小事件判決は、この点について、「**分限処分については、任命権者にある程度の裁量は認められるけれども、もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の上記目的と関係ない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることは許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮するとか、またその判断が合理性を持つ判断として許容される限度を超えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れない**」として、任命権者の裁量が純然たる自由裁量ではないこと、分限制度の目的と関係ない目的や動機に基づいて分限処分をすることは許されないこと、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることは許されないことという要素を上げているのである。

これは、分限処分について、原判決が示している考慮不尽、他事考慮の外、

事実誤認（恣意的な事実認定も含む）、目的違反、不正動機等として要約される裁量権濫用の一般的な判断基準が該当することを判示したものであるといえ、上記判示部分からすれば、長東小事件判決は、この点については処分権者の裁量判断の過程・方法に立ち入って、厳格に審査する姿勢を示しているものである。

しかし、原判決は、長東小事件判決の重要な上記判示部分を意図的に無視することによって、事実上、処分権者の裁量判断についてきわめて緩やかな基準による審査を行うことによって、本件分限免職処分を裁量権の範囲内であるという誤った判断を下したのである。

ウ 本件処分が分限免職という重大な処分であること

原判決は、本件処分が分限免職処分という被処分者（控訴人）から永久に教壇を奪うという教育公務員にとって「死刑」にも等しい重大な処分であることについて何ら考慮していない。

この点、長東小事件判決は、「この場合、ひとしく適格性の有無の判断であっても、分限処分が降任である場合と免職である場合とでは、前者がその職員が現に就いている特定の職についての適格性であるのに対し、後者の場合は、現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職も含めてこれらすべての職についての適格性である点において適格性の内容要素に相違があるのみならず、その結果においても、降任の場合は単に下位の職に降るにとどまるのに対し、免職の場合には公務員としての地位を失うという重大な結果になる点において大きな差異があることを考えれば、免職の場合における適格性の有無の判断については、特に厳密、慎重であることが要求されるのに対し、降任の場合における適格性の有無については、公務の能率の維持、およびその適正な運営の確保の目的に照らして裁量的判断を加える余地を比較的広く認めても差し支えないものと解される」と明確に免職の場合と降任等の場合とで、適格性の有無の判断における審査基準が異なることを判示してい

るのである。

すなわち、上記長東小事件判決は、降任等免職以外の分限処分の場合には、「公務の能率の維持、その適性な運営の確保」という制度目的から裁量的判断の余地を比較的広く認めるのに対し、免職の場合は、「公務の能率の維持、その適正な運営の確保」という制度目的より、「公務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定」するというもう一方の趣旨を重視して、きわめて厳格な審査基準を用いるべきことを示しているのである。

しかるに、原判決は、長東小事件判決が示すこのきわめて厳格な審査基準を一切無視してしまったのであって、明らかに判例に違背していることは論を待たない。

エ 以上のとおり、原判決には著しい判例違背が認められ、本来分限免職処分に対する司法判断の手法として使用されるべき「極めて厳格な基準」を意図的に採用せず、「緩やかな審査基準」を採用して、本件分限免職処分を適法としたこと自体、すでに失当であり、その取消は免れない。

(3) 原判決の公正原則違反

ア 地方公務員法13条は「職員に適用される基準」として平等取り扱い原則を定め、同法27条は「分限及び懲戒の基準」として「分限及び懲戒については公正でなければならない」と明文で定めている（以下、平等原則を含めて一般に「公正原則」という。）。

そもそも、公正原則は、憲法13条・14条に根拠を持つ法的一般原則であって、懲戒事由と処分量定の比例的合理的対応は、処分の公正性の初步的な原則である。この点、人事行政実務の解説書である「新版・地方公務員法逐条解説」（橋本勇著、学陽書房）には、次のように、公正原則が解説されている。

「公正についてとくに問題となるのは、処分が行われる場合にはそれが苛酷であるかどうか、および他の処分との均衡がはかられているか

どうかの二点であろう。…いずれも基本的には任命権者の裁量権の範囲の問題であり、任命権者が処分の原因となった事実の軽重を基礎として、これまでの勤務実績の評価を含む本人の情状、さらに他の職員に及ぼす影響や公正な世論の批判などに対する対外的な影響等を考慮して適切に判断することになるが、特定の職員を不当に処遇する意図が諸般の証拠から明らかであるときは苛酷な処分として公正の原則にふれる場合もありうるであろう。

また、他の処分との均衡がとれているかどうかも原則として任命権者の裁量に属するが、事実の軽重と本人の情状がほぼ等しいにもかかわらず、処分の重さが著しく異なるときは公正の原則に照らして問題となることがありうる。処分の苛酷性および不均衡の問題は、この公正の原則だけでなく、同時に平等取り扱いの原則（法13）との関係においても問題となるものである。

処分が公正の原則に反するときは、それが比較的軽度の場合は、当、不当の問題にとどまるが、重大な違反の場合は違法な処分となる。」

（同266～267頁）

「社会観念上いちじるしく重い処分は裁量権の濫用であり、平等取り扱いの原則（法13）および公正の原則（法27-1）に従い、適切、妥当な判断をすべきものである。」（同528頁）

イ この点に関する詳細な検討は後述するが、控訴人は、33年間にわたる教員生活の中で、紙上討論授業という方法により、生徒たちが差別や戦争といった問題を主体的に考えることを通して正当な批判能力を身につけ、また憲法の基本原則である基本的人権の尊重、平和主義への理解を深めていったことは、原審においても詳細に主張立証してきたところであり、かかる実績は教育学者を始めとする各方面でも高く評価されてきたところであって、かかる高い勤務実績を有する控訴人が、わずか数行を使用して古賀都議や扶桑社

の批判をしたことから免職に追い込まれるということが認められるならば、他の職員に及ぼす影響（都教委の方針に反することは何もできなくなるという萎縮効果）や公正な世論の批判などに対する対外的な影響（韓国などにおける批判）も極めて大きいと言わねばならない。また、控訴人に対する本件分限免職処分が、まさに控訴人という特定の個人を一定の政治的思惑の中で不当に処遇しようとする意図の下になされた苛酷なものであることもまた明らかであり、公正原則に反するものであることは余りにも明らかである。

さらに、本件分限免職処分と他の処分との均衡も全く考慮されておらず、本件処分が著しく重いこともまた、原審段階から詳細に主張立証してきたところである。

にもかかわらず、原判決は、これらの公正原則からの観点に立った検討は全くといっていいほど行わず、ただ、「本件処分は政治的圧力によるものとは認められない」、「比例原則にも反しておらず他の処分と不均衡とは言えない」という結論だけを繰り返しているに過ぎない。

ウ 原判決は、このような杜撰な認定方法により、控訴人に対する分限免職という「死刑」に等しい処分を追認したのであって、公正原則に著しく反することは明白である。

2 控訴人に関する「職に必要な適格性」の判断について

（1）本件における「職の適格性」の有無の判断基準

教育公務員に対する分限免職処分における「職の適格性の有無の判断」に使用されるべき「きわめて厳格な審査基準」（＝「特に厳格、慎重であること」）は長東小事件判決では必ずしも明確になっていないが、同判決の趣旨からすれば、少なくとも、当該教員の外部的行為・態度から認められる職務の円滑な運営に生じる支障（ないしは生じる蓋然性が高い支障）の程度と当該職員が有している「職に一般的に要求される適格性の程度」を比較衡量して

当該教員を教壇に残すことと教壇から離れることとのどちらが子どもの学習権保障にとって有益であるかを検討することにより「（教員としての）職の適格性の有無」を判断することになると解される。そして、仮に、当該教員の現状が教育公務員としての適格性を欠くと判断されたとしても、公務員の身分保障の見地から、他のより緩やかな処分の可能性はないか（研修処分、養護学校への転任、他の職への転任）等を検討すべきことが最低限必要になると考えるのが妥当である。

本件においては、まさに上記のような判断基準が採用されるべきであったにもかかわらず、前述したとおり、原判決は、このような「特に厳格、慎重」な判断を全くなしていないのである。

この点、指導力不足教員とされ、「（教員としての）職の適格性を欠く」として分限免職処分を受けた元教員が、同処分の取消を求めた裁判において、岡山地裁（2009年1月27日判決一甲108）は、「そして、以上のとおりの地方公務員法及び地方教育行政法の各規定や前掲高裁判決の判示を総合して考えれば、原告のような市町村立学校の県費負担教職員は、教員たる地位と地方公務員たる地位とを併有しており、地方教育行政法7条の2第1項各号に該当する場合には、教員たる地位にふさわしくない者として、教員としての適格性を欠くこととなり、同条同項に基づく『免職』、『採用』、即ち、上記趣旨での実質上の転任をすることが許容されるが、地方公務員法28条1項3号の『その職に必要な適格性を欠く場合』に該当するとして免職することは、『公務員たる地位を失うというという重大な結果』をもたらすものであるから、教員としての適格性を欠くというだけでは足りず、教員以外の『転職可能な他の職をも含めてこれら全ての職についての適格性』を欠いているときに限ってこれを行うことができ、その判断に当たっても、『特に厳密、慎重であることが要求される』ものと解するのが相当である」と判示し、長東小事件判決における判断基準に従って、上記分限免職処分を取

り消した。この事件においては、原告が指導力不足教員として認定されていることから、「その職（教職）に必要な適格性を欠く」ことは認められるものの、さらに分限免職の場合には。「転職可能な他の職をも含めてこれら全ての職についての適格性を欠いているときに限って、これ（分限免職）を行うことができ」、その判断も「特に厳密、慎重であることが要求される」としているのである。

本件においては、控訴人は「指導力不足教員」と認定されているわけではなく、「教職に必要な適格性」の有無の判断についても「特に厳密、慎重であることが要求される」ことは明らかであり、上記岡山地裁の裁判例における判示と合わせ考えれば、前述した「職の適格性の有無」に関する判断基準は十分な妥当性を有するものと解される。

以下、本件について具体的に検討する。

（2）原判決の判断内容とその誤り

ア 原判決の判断内容

原判決は、「上記前提事実によれば」として、控訴人の「職の適格性の有無」について、次のような判断をしている（まさに、以下に示すような判断をするために原判決の「前提事実」は恣意的な認定がなされていることがきわめて重大な問題を孕んでいることに留意されたい。）。

まず、原判決は、いわゆる「足立十六中」事件に係る1998年（平成10年）、1999年（平成11年）に控訴人に対してなされた第1次、第2次懲戒処分を挙げ、さらに控訴人が2年7ヶ月の研修を受けた後、約4年3ヶ月後に本件戒告処分を受けたことを挙げている。

そして、これらの事実のみ（！）から、「義務教育として行われる普通教育を施すこととする目的とする中学校の教師の立場において、特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うことは、教育の中立、公正さに対する信頼を直接損ねる行為なのであり、第1次、第2次懲戒処分と本

件戒告処分は、誹謗の対象が生徒の保護者か都議会議員及び教科書出版社かという違いはあるものの、同種の非違行為であることは明らかである」とし、「中立、公正に教育を行うべき教育公務員としての自覚と責任感を欠くという問題点を有していると言わなければならない」と判示した。

さらに、本件戒告処分の後になされた本件各研修期間中の態度、行動からして、反省の態度が見られなかつたことを前提に、「原告は、研修による指導を受け入れて、教育公務員としての自覚と責任感の下で、公正、中立に教育を行うという考えがなく、今後も、自己が正しいと信じる見解と相容れない見解を一方的に誹謗する資料配布等を行うという強い意思を有していると評価することが可能である」とした上で、結論として、「そうすると、原告には、中立、公正に教育を行う教育公務員としての自覚と責任感が欠如しており、・・・これを改善しようとする意思が全く認められないであるから、教育公務員としての職務の円滑な遂行に支障が生じているし、今後も支障を生じる高度の蓋然性が認められる。そして、上述したところからすると、このような職務遂行上の支障は、簡単に矯正することのできない原告の素質、性格に起因するものというほかない。そうである以上、原告について、その職に必要な適格性を欠く場合に該当する」としたのである。

結局のところ、原判決は、「（自己が正しいと信じる見解と相容れない見解を有する）特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うこと」は、すなわち「教育の中立、公正さに対する信頼を直接損ねる行為であること」であり、「控訴人には、これを継続する強い意思が認められ、改善しようとする意思が見られない」＝「教育公務員としての職務の円滑な遂行に支障が生じているし、今後も支障を生じる高度の蓋然性が認められ」、これは、「簡単に矯正することのできない原告の素質、性格に起因するもの」である＝「控訴人には教育公務員としての適格性がない」と判断していることになる。

原判決の上記判示が、長東小事件判決のいう「職に一般的に要求される適格性との関連」、「他の職への転任等の可能性」について何ら判断していないことはすでに述べたが（詳細はさらに後述する。）、まずもって、原判決の上記判断そのものが全く誤っていることについて述べることとする。

イ 原判決の誤り一「特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うこと」及び「これを継続する強い意思があること」について

① 原判決が「控訴人が特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配付して授業を行う」及び「これを継続する強い意思がある」と認定したのは、「第1次、第2次懲戒処分と本件戒告処分は、誹謗の対象が生徒の保護者か都議会議員及び教科書出版社かという違いはあるものの、同種の非違行為であることは明らかである」としたことに基づいている。

しかしながら、原判決の上記判断はあらゆる意味で誤りである。

まず、第1次、第2次懲戒処分と本件戒告処分とを同種の非違行為である」とした点は全くの誤りである。

第1次、第2次懲戒処分の原因となったのは、控訴人が、足立十六中に在籍していた当時、紙上討論の授業の中で、特定の保護者を批判（原判決の言葉で言えば、「誹謗」一以下、同じ）したことが原因となっている。前記第1、1（1）（2）において詳細に述べているとおり、上記授業の際に配布されたプリントには、その保護者の名前は特定されていない上、複雑な背景事情があったことは留意される必要があるが、そのことはいつたん措くとしても、控訴人は、この処分以後、教壇に復帰してから、授業において配布した教材プリントなどの資料の中で一私人である「特定の保護者」を批判したことはただの一度たりともないことは争いのない事実である。

これに対して、本件戒告処分において問題とされたのは、都議会議員という「公人」である古賀都議が「公」の場である都議会の場で発言した内

容と扶桑社という教科書出版会社が出版した歴史教科書という「公」の刊行物の記載内容に関して、授業の際に使用された教材プリント（甲6）の中で批判したことについてである。

すなわち、前者は、生徒の保護者という個人の権利が重視されるべき「私人の発言」を対象としたものであるのに対し、後者は、公開が前提とされ批判に晒されることが予定されている都議及び教科書という「公人の発言」ないし「公的な刊行物の記載内容」を対象とした点において、全く異なっている。

また、前者は、「アサハカ」「チクリ」など生徒の目線での言葉とはいえ、やや行き過ぎた感のある表現が用いられているのに対し、後者に対する控訴人の上記批判は、国際的には常識の部類に入る歴史認識及び日本国政府の公式見解が取る立場（先の戦争が侵略戦争であったという立場）に基づくものであったことは、前記第2、2において詳細に述べたとおりである。

したがって、第1次、第2次懲戒処分において問題とされた控訴人の行為と本件戒告処分において問題とされた控訴人との行為とでは、その対象は「私人」であるか「公人」ないしは「公的な刊行物」という点において、また、その質（個人の権利が重視されるのか公開原則の下で批判に晒されることが予定されているのか）において、決定的に異なっているのであって、これらを「同種の非違行為」と断じた原判決は完全に誤っていると言わざるを得ない。

さらに、とりわけ後者の控訴人の上記批判は、前述のとおり、まさに正当な「批判」（物事の可否に検討を加え評価・判定すること—甲88、悪いところを根本的に批判すること—甲89）なのであり、原判決が言うような「誹謗」（他人の悪口をいうこと、同義語として「中傷」＝根拠のない悪口を言い他人の名誉を傷つけること—甲88）「揶揄」（からかう）

といった低レベルの問題ではないこともまた、前記第2，2において詳細に述べたとおりである。さらに補足するならば、日本国憲法が、先の戦争がアジアの人々及び日本国民に計り知れない甚大な被害を与えたことの深刻な反省から（侵略のための）戦争放棄という平和主義を根本原則としたことからすれば、日本国憲法の存立基盤を否定するような公的発言及び教科書の記載内容を批判的に生徒たちに教えることは、むしろ憲法遵守義務を課せられた（教育）公務員にとって必要とされることなのである。

以上からすれば、原判決が「（控訴人が）特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行う」とした「誹謗」との認定もまた、完全に誤っていることは明白である。

なお、上記古賀都議発言、扶桑社の歴史教科書の記載内容に対する批判が問題とされた部分は、控訴人が当該授業で配布した紙上討論プリントは11枚のプリント（1枚に2頁の分量がある）の中のわずか数行にすぎないものであることもまた、留意されるべきである。

② これまで述べてきたとおり、原判決が「同種」とした第1次、第2次懲戒処分の原因となった事実と本件戒告処分の原因となった事実とは、本質的に異なるものであることからすれば、これを「同種」とすることを根拠とした原判決の「（控訴人が）特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うことを継続する強い意思がある」とした原判決の認定もまた完全に誤りであることは明らかである。前述したとおり、控訴人は、第1次、第2次懲戒処分の後は、一度たりとも特定の保護者（私人）を批判（誹謗）する内容を含む資料を配付したことはないことからも、このことは優に認められるところである。

③ 以上から、控訴人について、「特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うこと」及び「これを継続する強い意思がある」と認定することは到底できないことはすでに明らかである。

ウ 原判決の誤り一「教育の中立、公正さに対する信頼を直接損ねる行為であること」との認定について

① 前記イにおいて検討したように、原判決が「教育の中立、公正さに対する信頼を直接損ねる行為」とした「特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うこと」は、少なくとも本件戒告処分の原因となった控訴人の行為については明らかに誤った認定であることはすでに述べたとおりである。

したがって、原判決が、本件戒告処分の原因となった控訴人の行為について、「教育の中立、公正さを直接損ねる行為である」と評価したことは、何の根拠もない悪口（＝「誹謗」「中傷」）であって、失当であることは論を待たないところである。

② さらに、原判決のいうところの「教育の中立、公正さ」には、きわめて重大な問題を孕んでいることが指摘されねばならない。

「教育の中立、公正さ」とは、教科書に記載されている内容だけをそのまま教えることでもなければ、意見の分かれのある問題について、何の価値判断もなく対立する意見の内容を提示するというものでもない。例えば、「自分の利益のために人を踏みつけにすることはやむを得ない」とする意見と「自分の利益のためであっても人を踏みつけにすることはしてはならない」とする意見を羅列して、「どちらでも貴方のいいと思う方を選びなさい」と言うだけで、「教育の中立、公正さ」が保持されるとは誰も言わないであろう。また、「自国の利益のためには核兵器を所有、使用してもよい」とする意見と「世界の人々の平和のためには自国の利益だけを考えて核兵器を所有、使用することはあってはならない」とする意見などについても同様であろう。

このことは、教育の本質論との関連で考察されるべきものである。この点、教育裁判の先例的価値を有するいわゆる旭川学テ判決（1976年5

月21日最高裁大法廷判決刑集30巻5号615頁）は、「（憲法26条・教育を受ける権利）の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習をすることのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在している」とし、「換言すれば、子どもの教育は、教育を施す者の支配的機能ではなく、何よりもまず、子どもの学習をする権利に対応し、その充足をはかりうる立場にある者の責務に属するものとしてとらえられている」と判示している。そして、そのためには、「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的な内容及び方法につきある程度自由な裁量が認めなければならない」としている。

すなわち、教師は、子どもの「一市民として成長、発達し、自己の人格を完成、実現するための必要な学習」要求を充足する責務として、上述の例で言えば、「自己の利益のために人を踏みつけにすることはしてはならない」「世界の人々の平和のために自国の利益だけを考えて核兵器を所有、使用することはあってはならない」と子どもに対して教えるべきなのである。そこには、当然のことながら、教師の一定の価値判断が介入していることは明らかであり、無価値な「中立」「公正」ということはあり得ない。

そして、子どもは、小学校、中学校、高等学校、大学という公教育の中で、出会う多くの教師（教授の具体的な内容及び方法につきある程度自由な裁量が保障された教師）との間の「直接の人格的接触を通じて」様々な薰陶や影響を受け、その中で、自己の人格を完成し、実現していくことになる。

子どもが、教師から多くの薰陶、影響を受けた例としては、控訴人の教育実践（紙上討論）がその典型的な例として挙げができる。すなわち、子ども達は、控訴人の紙上討論授業及びそれを通じた控訴人との直接の人格的接触を通じて、「当時の先生の、本気で、本音でぶつかってくるというエネルギーというのはすごいと思うんです。みんな、そういう先生の姿を見て、ちょっとずつそういう姿を感じていたと思うんです。」（原審における河野陽子氏の証言）、「・・・増田先生の紙上討論をしている内に、みんなの意見をきいて自分もしっかりした意見が持ちたいと思うようになり、積極的に勉強するようになりました。・・・こうして考えて見ると増田先生の授業や紙上討論が、私のこれから的人生に大きな光を作り出してくれたのかも知れません。」（甲21一本件処分当時の九段中の卒業生の手紙）、「・・・戦争や原爆のビデオを見たりして、涙した事もありました。でも、その時は大変でも、今振り返ってみると。紙上討論のお陰で、自分の意見が言えるようになり、友達の考えを知る事ができました。あれらのビデオを見たお陰で、教科書では学ぶことのできない真実を知ることができました。先生の授業で無駄になった事は一つもありません。一年半という短い期間しか授業を受けられなかったのはとても残念ですが、この貴重な体験を大切にし、将来、自分の子供にも真実を教えられる先生のような人間になりたいと思います。」（甲23一前同）という形で自己を成長させていることが看取されるのである。

このような薰陶、影響を子ども達に与えることができる教師の「教授の具体的内容及び方法」を「教育の中立、公正さを直接損なう行為」であるとすることは到底できないことは火を見るより明らかである。

また、原判決が、先の戦争が侵略戦争であることを否定したり正当化したりしている古賀都議の都議会における発言や扶桑社の教科書の記載内容を批判した内容の資料を控訴人が授業において配布したことによって、「

教育の中立、公正さを直接損ねる行為」であるとしているところからすれば、原判決は、控訴人が先の戦争に対して一定の立場（先の戦争を侵略戦争と評価する立場）に立っていることを生徒たちの前で表明したことが「教育の中立、公正さ」を損なうと評価しているようである。

しかしながら、教育の本質的要請として存在する「子どもとの間の直接の人格的接触」には、一定の価値観が介在することは当然のことであることは前述したとおりである上、旧教育基本法も、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又は、これに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」（同法8条2項）としている外は、「中立、公正」について具体的に制限していない。これは、上述した旭川学テ判決のいう教育の本質的要請に合致するものであると解されるところ、控訴人が上記旧教基法8条2項にいう意味での政治教育を行っていないことは争いのないところであるから、原判決が、控訴人の上記の批判内容を含む資料（甲6）を授業において配布したことをもって、「教育の中立、公正さを損なう」と評価することが誤りであることもまた、明白である。

加えて、原審においても、本書面においても再三指摘しているように、控訴人の古賀都議らに対する批判内容は、日本国憲法が根本原則としている平和主義に則ったものであり、我が国が立憲主義の立場を取っている以上、憲法の基本原則に忠実な教育を行うことは、むしろ憲法が要請するところであって、何ら「教育の中立、公正さを損なう」ものではないのである。

以上の検討からしても、原判決がいうところの「教育の中立、公正さ」という観念自体が無内容ないしは教育の本質的要請と相反するものであって、到底許容されるべきものではなく、このような無内容ないしは教育の本質的要請に反する「教育の中立、公正さ」から控訴人の行為を断罪することは決して許されない。

以上、この点における原判決の摘示は、不当かつ失当であって、その誤りは明白である。

エ 原判決の誤り一結論として

以上の検討からすれば、控訴人の教育実践という外部的行為、態度をもつて、「簡単に矯正することのできない原告の素質、性格に起因」して、「教育公務員としての職務の円滑な遂行に支障が生じているし、今後も支障を生じる高度の蓋然性が認められる」と判断することができないことは、論理上も実体上も明らかのことである。また、そうである以上、「控訴人には教育公務員としての適格性がない」と判断することは、原判決の判断基準（特に厳密、慎重な検討も行わず、「職に要求される一般的な要件」との関連も検討しない）をもってしても、到底できることはもはや明らかである（なお、原判決は、本件戒告処分の後になされた本件各研修中の控訴人の行動、態度を問題にしているが、少なくとも第1次、第2次懲戒処分以後における控訴人の教育実践に何らの問題がない以上、これを理由とすることはできないことは明白である。）。

したがって、控訴人について「教育公務員としての適格性を欠く」とした原判決の判断は誤りであり、取消を免れない。

（3）控訴人は、教育公務員としての適格性を十分に有していること

ア 仮に、万歩譲って、原判決が言うように、控訴人について「当該職員の外部に現れた行動、態度等を相互に有機的に関連付けて評価し、当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮し、これら諸般の事情を総合的に検討した」結果、「教育公務員としての適格性を欠く」要素（原判決に言わせれば、「特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うこと」とされる。）があったとしても、さらに、「職に一般的に要求される適格性の要件」との関連において、これを判断しなければならない（前掲長東小事件判決）。そして、後者（職に要求される一般的な要件）におい

て認められる適格性の要素が適格性を欠くとされる要素を上回っていた場合には、「教育公務員としての適格性を欠く」という判断はできないはずである。

イ 控訴人は「教育公務員に要求される一般的要件」を満たしていること

① 控訴人が「教育公務員に要求される一般的要件」を満たしていることは、原審における最終準備書面第3章、第1、2（同準備書面60頁乃至72頁）において詳細に述べているところであるが、原判決は、これらについてほとんど検討していない。これは、原判決が、「前提事実」の項において、意図的に教育公務員に要求される一般的要件に関する事実を記載せず、本件分限免職処分に関する判断基準について、上記要件を外したことによるものであって、これだけでも原判決の不当性が明確であることは、再三述べてきたとおりである。

② 「教育公務員に要求される一般的要件」は、当該教員の教育実践の内容は十分なものか、学力保障ができているか、子ども達との信頼関係が築けているか、無断欠席など勤務状況はどうか、授業以外に担当する特別活動や校務の遂行状況はどうか、などの点であると解される。

本書面においても、第1、4（3）において、記載されるべき前提事実として、これらの点の事実を指摘しているところであるが、その詳細は、前掲した原審における最終準備書面第3章、第1、2において論じたところであり、これに付加すべき点はなく、かつきわめて重要な点であるので、上記部分を以下に引用することとする。

<以下、引用部分>

2 原告の教師としての適格性について

（1）原告の教育実践一紙上討論について

原告が行ってきた紙上討論授業の意義やその教育的効果の高さについては、これまでも詳細に論じてきたところである（原告準備書面（6）及び（9）

等参照)。

ア 紙上討論授業の教育的意義について

紙上討論授業の教育的意義について、浪本勝年教授は、次のようにまとめ
ておられる。

「『紙上討論授業』の第一の意義は、生徒が自分で学習したことについて、
一定の文章に書くことにある。『書く』ということは、とりもなおさず、『
考える』ということである。暗記中心ではなく自分の頭で考えるというこ
とが、どんなに大切なことであるかということは、今日の学校教育の中で、い
くら強調しても強調しすぎることはない。」

『紙上討論授業』の第二の意義は、生徒自らが紙上に自分の意見を発表す
ることを通じて、授業への参加意識、学校における自己の存在感を持つこと
である。子どもの権利条約はその第12条で意見表明権を保障している。また、
「III」で眺めたように文部省も現在の学習指導要領及び指導書で盛んに
『生徒の主体的な学習』を強調している。『紙上討論』は、まさにその延長
線上にある創意工夫をこらした優れた実践の一例といえよう。

『紙上討論授業』の第三の意義は、生徒達は、大勢の友人の意見や先生の
コメントに文字を通して十分に耳を傾けることができる、ということである。
このようなプリント教材を作成している原告の労力たるや大変なものであり、
また適切なコメントを付けることも周囲の読者が考えるほど容易なことでは
ない。ベテラン教師であるがゆえに可能な方法であると言えよう。」

かかる紙上討論授業を長年継続してきた原告の実績だけを見ても、教育実
践という教師の最も重要な適格性の要件を有していることは明らかである。

イ 紙上討論授業の教育的効果

原告は、上記のような教育的意義を有する紙上討論授業を、歴史的分野に
おける近現代史や公民的分野における自由権、平等権に関する発展的学習と
して位置づけ、沖縄の米軍基地の現実、戦争の実態、差別の問題を具体的に

取り上げて、これらに関するテレビ番組のビデオや「語られなかった戦争－侵略パート1」、「予言」などを生徒たちに見せて、これらの問題を考えさせてきた。

その結果、生徒たちは、教科書だけでは知らなかつた事実を知り、主体的に自分の意見を表明することや相手の意見に耳を傾けること、議論し合うことの重要性を身につけていったのである。

その教育的効果は、生徒たちの次のような感想に如実に現れている。

① 足立12中時代（「侵略パート1」を見た生徒の感想）

「何が人間をここまでさせたのか？と思った。増田先生が『見る義務と権利がある』と言っていたけど、本当にその通りだと思う、人体実験などの恐ろしいことを日本人が行っていたかと思うと、何も言う言葉が見つからない。そのころの兵士などの言葉を聞くと同じ日本人として、とても身近に思えてきた。・・・私たちが同じことを繰り返さないためにも日本人はみんなこのビデオを見た方がいいと思う。」

（甲 68・15頁）

「・・・人間らしい感情を全部奪ってしまうのが戦争だと思う。中国人が日本人を今も『日本人鬼子（リーベンケイズ）』と呼んでいるっていうのを何かで読んで、その時はもう戦争が終わって何十年も経つのに、とか思っていたけど、あのビデオを見たら許せなくて当然だと思う。もし、日本が逆の立場だったら絶対に許してないと思う。たぶん、中国の人たちにとってはにほんとの戦争はまだ終わっていないんだろう。その人たちにとっての平和が早く来るようにならう。」

（甲 68・15頁）

「たぶん、私もある時代に生まれた兵士だったら、同じことをしていたかも知れない。命令されて反対できなくて人を殺し、殺すことに慣れ、快感を覚え、あの理解できない行動をとっていく。本当に人間は何にで

も慣れ、たとえそれが正常な精神でいられない状況だとしても、それはそれで暮らしてしまう、怖い生き物だと思った。」

(甲 68・15, 16 頁)

上記「侵略パート1」の制作者であり、中学校の社会科教師を経て現在静岡大学の非常勤講師を務めておられる森正孝氏は、このような生徒達の感想について、「これらの感想に総じて言えることは、まず誰もが初めて知る日本人の残虐行為に衝撃を受けている、しかし、生徒たちは、その衝撃だけに止まつてはいない。事態を懸命に客観的に見つめようとしている姿がそこにはある。『何とも言えない気持ちになった』衝撃から、それを事実と受け止め、状況次第では人間も残虐になりうるのだ、戦争の怖ろしさはそうした人間を非人間化してしまうことだ、そして、被害を与えた中国人の立場に立って、その苦痛、悲しみ、怒りに思いを馳せるという、大人にもできない情緒の健全さと判断力を持っていることが分かる。」と述べておられるが、まさにそのとおりである。

このように生徒たちには、「衝撃的事実について、事実を事実としてうけとめながら、それを乗り越えようとするだけの理性と判断力は十分に育成されている」(甲 68・17 頁)のであって、かかる事実だけを見ても、被告都教委らの「中学生に見せるには残虐すぎる」という批判は、全く失当であることは余りにも明らかである。そして、このことは、「侵略パート1」を教材として使用したことを「反省」させようとした本件各研修の無意味さをも浮き彫りにしていることを付言する。

かかる高い教育効果を上げたことの証左として、足立12中時代には、卒業生の答辞の中で、「・・・特に私達にとっておおきなプラスとなったのは二年生から社会でやり始めた紙上討論です。そこで他人の意見と自分の意見を照らし合わせ深く考えさせられました。自分の愚かな行動や考え方方に気付いた人もいます。また自分の行動や考え方方に自信をもてるよう

なった人もいます。私達はまっとうな判断力を身につけ、社会に適応できるようになってきています。勉強とはそうするためにするものだと思います。」と原告の紙上討論に対して謝辞が述べられたのである（甲5）。

② 足立 16 中時代（1年間紙上討論を行った感想）

「私は一年間、紙上討論授業をして良かったと思う。一番、最初は『何？あれ？早くやめてほしいよ。』って思ってたけど、この紙上討論授業を通して、今まで、私が知らなかつた、考えたこともなかつた歴史上の問題や、現在の日本に起こっている問題を知ることができたし、学年のいろんな人達が、どんな風に考えているか、ということが、良く理解する事ができた。紙上討論をやらず、教科書そのままの知識を知っただけでいたら、本当のことを考へないままに、社会科を学んでいたと思う。今まで紙上討論に対する反対意見もあったけど、（私も一時、そうだった）、やっぱり紙上討論して、良かったと思う。それから、やっぱりこういうこと・・・日本が中国、朝鮮やアジアにたいしてしたヒドいことは、子供達に教えるべきだと思う。別に、それで日本を誇りに思おうと思うまいと、その人の勝手だし、その人自身が考えること。でも過去に日本はヒドい事をしたのは事実なんだから。日本のいいところばかりを見て、誇りに思うより、どんなにいい所も、どんなに悪い所も、ちゃんと知った上で、誇りに思った方がいい。・・・」

（甲51・86枚目）

「・・・それから私は、紙上討論をするのが、初めはイヤだった。同じことを何度も繰り返しているように思えたし、他人の意見に口出しされたりするから。紙上討論にも反対の意見がいくつも出ていたし、私の反対意見も載った。でも紙上討論を繰り返しているうちに私の意見が変わった。それは、増田先生は紙上討論を通じて、私達に一つの事（テーマ）について、『いろいろな意見を出し合い、考えあうこと』を教えてく

れているんだと気付いたから。私は『正しい事は正しい、間違っている事は間違っている』と堂々と生徒に教える事のできる増田先生の意志は素晴らしいものだと思う。・・・この紙上討論は、決して無駄ではなかったと私は言い切れる。」

(甲 51・87枚目)

「私は日本がアジアを侵略した事については。真実をちゃんと教えた方がいいと思う。もしかしたら、今の子供達が日本のしたことを知らずに大人になったら、また戦争をしてしまうかもしれないから。日本が、どんなにひどいことをしたのか教えれば、戦争したいと言われても、大多数の人が反対すると思う。『日本を誇りに思えない』なら、これから先、いいことをいっぱいして、未来の日本を誇りに思えるようにすればいいと思う。」

(甲 51・89枚目)

「私達は、この一年間に、たくさんの紙上討論をやってきた。そして、この紙上討論を通じて米軍基地のことや、日本のつらくて悲しい過去を知るなど、いろいろな事実を知ることができた。みんなの意見や、事実の知識を知った上で、自分が、また意見や考えを出す。それのくり返しをしてきた。いろいろな意見と同時に、紙上討論や増田先生に不満を持ったり、反対する人が出てきた。本当にいろいろな事があった。それでも増田先生は、私達が考えなければいけない事実を教えるため、紙上討論を続けてくれた。私は紙上討論を通じて、いろいろな意見を出せたり、社会に対する関心を高める事ができた。自分でも驚くくらい、たくさん考え、たくさん意見を出す事ができた。一番言いたいのは、紙上討論を通して『自分の意見をきちんと持ち、考え方』の大切さが分かった、ということ。これは社会の授業だけでなく、大切な事だと思う。もちろん、そんなことは当たり前かもしれないけど、私は改めて分かった。

一年間の紙上討論は、私にとってプラスだったし、きっと、みんなにとってもそうだと思う。」

(甲 51・92枚目

ここに見られるのは、「紙上討論にも反対の意見がいくつも出ていたし、私の反対意見も載った。でも紙上討論を繰り返しているうちに私の意見が変わった。それは、増田先生は紙上討論を通じて、私達に一つの事（テーマ）について、『いろいろな意見を出し合い、考えあうこと』を教えてくれているんだと気付いたから。」「私は紙上討論を通じて、いろいろな意見を出せたり、社会に対する関心を高める事ができた。自分でも驚くくらい、たくさん考え、たくさん意見を出す事ができた。」「学年のいろんな人達が、どんな風に考えているか、ということが、良く理解する事ができた。」という、他の人の意見をよく理解し、自らの力で考えていく、という思考態度と過去の日本が犯した戦争の真実を知った上で未来に向けて誇りに思える日本を作っていくという子ども達の将来への明るい希望である。

この年に、いわゆる「16中事件」が起きたことを考えると、原告が行った紙上討論授業の教育的効果がいかに高いものであるか、ということが優に窺えるのである。

③ 九段中時代（原告が教壇を奪われた年の生徒たちの感想）

「・・・この前の休み明けテストも100点でした。これは本当に増田先生のおかげです。私は、社会があまり好きではなくて、歴史も興味を持てなかつたのですが、増田先生の紙上討論をしている内に、みんなの意見をきいて自分もしっかりした意見が持ちたいと思うようになり、積極的に勉強するようになりました。・・・こうして考えて見ると増田先生の授業や紙上討論が、私のこれから的人生に大きな光を作り出してくれたのかも知れません。先生が九段中からいなくなってしまったから、

ずっとずっと、いつ帰ってこられるのかなと、いつも待っていました。でも、結局最後まで先生のあの笑顔を見ることができないと知り、とても悲しくなりました。・・・」（甲21）

「・・・紙上討論は、文章が苦手な私にとって、とても辛いものでした。戦争や原爆のビデオを見たりして、涙した事もありました。でも、その時は大変でも、今振り返ってみると。紙上討論のお陰で、自分の意見が言えるようになり、友達の考えを知る事ができました。あれらのビデオを見たお陰で、教科書では学ぶことのできない真実を知る事ができました。先生の授業で無駄になった事は一つもありません。一年半という短い期間しか授業を受けられな（か）ったのはとても残念ですが、この貴重な体験を大切にし、将来、自分の子供にも真実を教えられる先生のような人間になりたいと思います。」（甲23）

「しかし、先生の紙上討論が一番なつかしいです。最初は全然意味が分からなくて、なんでこんなことをしなきゃならないんだ！！って感じだったんですが、時がたつにつれて、だんだんおもしろくなってきて、紙上討論の時間がとても楽しみになってきました。意見を率直に書けるのがとても気楽でよかったです。」（甲24）

また、原告が、研修処分を受けなければ、2005年度の9月から行う予定であった平等権をテーマにした紙上討論の教材プリント（甲29）の中には、「・・・私は現在14歳なので、20～22歳までの間に国籍を選ばなければならないので、今、正直に言うと、心が苦しいのです。私が韓国人になれば『日本人ならできるいろいろなことが、できなくなってしまうので、やめなさい』と周りの人々に言われます。もし、私が「在日」になってしまったならば、選挙権が得られないと言われました。これは明らかに民族差別になると、私は思います。日本国憲法の前文も英文だと「We, the Japanese people =われわれ、日本の人々

は」となっています。ということは、私たち在日の人間にも選挙権があつていいはずなのに・・・と思うことがあります。ですが、日本文だと「日本国民は」となってしまいます。これは明らかに、おかしいと思います。いつか日本政府が、この間違いに気付いて、差別のない日本を作ってくれると信じたい、と思っている私はバカでしょうか？・・・」（甲29・6枚目）と自らの出自と日本の外国人差別に悩んでいる生徒の正直な意見が書かれている。このような個人のアイデンティティーに関わる重要な問題を正直に紙上討論で開陳することができること自体、生徒と原告との間の信頼関係の強固さを見る所以である。

以上のような事実を見るとき、このような生徒たちの成長を促すことでの原告の紙上討論授業の教育的効果は極めて大きく、また、それはとりもなおさず、原告の教師としての適格性を雄弁に物語っているのである。

ウ 被告都教委の紙上討論に対する評価について

被告都教委の研修担当者である種村、守屋証人、本件分限免職処分発令の担当者であった勝部、橋爪証人は、その証言において、判で押したように、原告の紙上討論の教材プリントの量の多さを問題にし、また、「侵略パート1」や被爆映画「予言」等の内容の残酷さは中学生の発達段階からすれば疑問である、とする。

しかしながら、上述した生徒たちの意見を見れば、プリントの量が多いことに不平を述べる生徒は全くいないことが分かるし、このことは、甲第6号証、甲第29号証、甲第51号証等の紙上討論のプリント全体を見渡しても、そのような不平は生徒からは全く出ていない。

この点について、原告の教え子であった河野通子証人は、「量が多くて理解できないという部分がちょっと理解できないんですけども、いろんな意見がどんどん出てくるので、量が増えるのは当たり前だと思うので、量が多くて理解できないということはちょっとよく分からないです。」（河野7頁）

）と述べているところである。

また、「侵略パート1」や「予言」等について、残酷すぎるという都教委の見解についても、前述した森正孝氏の「生徒たちは、その衝撃だけに止まつてはいない。事態を懸命に客観的に見つめようとしている姿がそこにはある。『何とも言えない気持ちになった』衝撃から、それを事実と受け止め、状況次第では人間も残虐になりうるのだ、戦争の怖ろしさはそうした人間を非人間化してしまうことだ、そして、被害を与えた中国人の立場に立って、その苦痛、悲しみ、怒りに思いを馳せるという、大人にもできない情緒の健全さと判断力を持っていることが分かる。」という言葉に全てが集約されている。中学生は、呈示された現実を受け止め、それを正面から受け止め自らの糧とする情緒の健全さと判断力を十分に持っているのであって、これを残酷だからという理由だけで、生徒たちに見せたことについて原告に「反省」を強要する（そして、原告が反省しないとみるや、矯正不可能な「独善的態度」と決めつける）都教委の態度は、自らの中学生の理解力と判断力に対する理解の浅薄さと自らの「独善性」を示すだけのものであって、何らの説得力を有しないことは余りにも明らかである（同旨原告本人9頁）。

（2）原告の教育実践一通常の授業・学力保障、特別活動について

ア 通常の授業及び学力保障について

① 原告は、月に1度程度の紙上討論授業の時間を除いては、教科書を使用した通常の形態の授業を行っていたが、それも創意工夫をこらしており、原告の授業を参観した根深校長は、「・・・1つは、盆地の説明をするので、お盆を用意して授業に役立てるというような工夫をされたところがありました。もう1つ記憶にあるのは、お米のことを社会科の授業で、東南アジア、アジアの授業を米のことでやって、かなり詳しく、産地の違いであるとか、そういうことを含めて、授業を進められてました。」「・・・基本的に子供たちが意見を述べて考えたものを自分たちがまとめてい

くというような形の授業であったと思います。」（根深1，2頁）と証言しており、全く問題がなかった旨を証言している。

また、根深校長の証言によれば、被告千代田教委の酒井指導課長も、原告の授業を見て、「その授業の様子から、増田さんの授業については素晴らしいという話」をしていました（根深9頁一但し、酒井本人は証言においては否定しているが、処分者側である酒井課長の立場を考えれば、根深校長の証言の方が信用できる。）。

少なくとも、管理職の目から見ても、原告の通常の授業においても、全く問題はなく、むしろ通常の授業においても工夫をこらした授業を行っていたことが優に認められる。

② 学力保障の面についても、河野証人は、原告の担当した社会の成績が落ちたということは全くなかった旨を証言している（河野5頁）。

また、九段中の生徒は、紙上討論をきっかけとして、社会科に興味を持つようになり、テストで満点を取ったり、評価も「5」を取れるようになった（甲21）。

この点については、分限免職処分の原案を作成した橋爪証人も認めてい る（橋爪30頁）。

イ 特別活動について

原告は、通常の授業以外にも、九段中学の生徒達に対して人権に関する作文や税に関する作文の指導を積極的に行い、その指導の下で、生徒達がいくつもの作文コンクールに入賞している（甲94、95、原告本人8頁）。

また、同中学校において、悪質なキャッチセールスから中学生を守るという企画を出し、区役所の消費生活担当職員と共同して、これを成功させたこともあった（甲96、原告本人8頁）。

さらに、部活動においても、社会科研究部の顧問教師を務めていた（甲95・原告本人9頁）。

修学旅行等の行事についても、原告は、修学旅行の際には、睡眠時間を削ってパトロールを行うなど極めて協力的な態度であった（根深3頁）。

ウ 以上のように、原告は、紙上討論という教育実践に止まらず、通常の授業においても生徒たちの学力をきちんとつけ、さらには、作文指導などの特別活動においても、多くの実績を残していたことが優に認められる。

（3）生徒・保護者との信頼関係の存在について

原告と生徒との信頼関係についても、紙上討論の項で詳述したように、生徒たちは原告を強く信頼していることが優に認められる（甲5、21乃至24、51、101乃至104等）。また、河野証人も、原告が生徒たちとの間に強い信頼関係があったこと、原告の夫が亡くなったときもすでに卒業していたにかかわらず自然発生的に教え子らが告別式に自主的に出席したなどを証言しており、原告の教師として信頼される人柄が窺えるのである（河野2、7頁、甲67）。

また、保護者との間においても、九段中においては、原告が研修処分を受けて授業ができなくなったことを伝えられたときにある保護者から「増田先生の授業は非常にいい授業なのにどうして」（根深23頁）という声が上がったり、保護者一同が卒業式に出席できなかつた原告に対して「1年半という短い期間ではございましたが先生が教えて下さった紙上討論で学んだ事を子供たちは決して忘れる事はないでしょう。本当にありがとうございました。」（甲25）との手紙を送るなど、古賀都議と友人関係にある中藤氏を除いては、極めて良好であったことが認められる。

（4）原告の勤務状況等

ア 校務分掌

原告は九段中において、千代田区の中学校の教育研究会の学校側の窓口や学年便りを発行する校務を担当していたが、これもきちんと行っていた（根深2頁、甲97の1乃至14参照）。

また、生徒指導の面においても、原告は生活指導部ではなかつたため、直接の指導の場面は少なかつたものの、担当の同僚教師の相談に必ず乗つたりという形で積極的に協力していたことが認められる（根深2頁）。

イ 出勤状況及び年間指導計画の作成状況等

これらの点についても、根深校長は、「最初、特に問題がないというか、支障がないような話をしたんですが、出勤簿のと理扱いであるとか、それから、休職証明処理簿の処理の関係については、職員の中で一番きちんとしてるというふうに言えると思います。」と証言しており、職員の中でも優秀であったことを明確に認めている（根深3頁）。

また、現在では、教師に作成が義務づけられている年間指導計画についても、原告は、極めて詳細な計画を作成しており、教員としての義務を十分に果たしていることが認められる（甲85参照）。

ウ 同僚との人間関係

根深校長は、九段中における原告と同僚の教師達との関係についても、「同僚と話しをしてるときに、自分の意見を最後まで押し通すというような形ではなくて、よく意見を聞いて、妥協点ということで、うまく人間関係を作りながら進めてるというふうに感じられました。」（根深2頁）と証言しているところであり、きわめて良好であったことが認められる。

また、原告が第1次研修処分を受けたとき、その取消を求める大多数の同僚教師の署名が集まつた事実も、原告が同僚との人間関係を協力的なものとして作り上げていたことを裏付けるものである（甲18の1乃至7）。

エ まとめ一何ら問題がないこと

以上のように、九段中における原告の勤務状況（校務分掌、出勤状況、同僚との人間関係等）の面においても、原告に教師としての適格性を疑わせるような事情は皆無であり、むしろ良好かつ優秀な勤務状況であったことが認められるのである。

<以上、引用部分終わり>

③ 以上の検討からすれば、控訴人には、「教育公務員に要求される一般的な適格性の要件」については、何ら問題とされるべきことはないばかりか、きわめて優秀な状況にあることは明らかであり、教師としての適格性が優に認められることは明らかである（この点については、最も身近に控訴人と接していた当時の九段中学校の校長であった根深証人の証言が重視されなくてはならない。）。

ウ 小括（総合的検討）

① 原判決は、控訴人が「特定個人又は法人を誹謗する内容を含む資料を配布して授業を行うこと」及び「これを継続する強い意思があること」をもって、「教育の中立、公正さを損なう」とし、これが「職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生じる高度の蓋然性がある」と言う。

しかしながら、このようなことが認められないことは、これまで論証してきたところであるが、仮に、万歩譲って、そのようなことが認められるとしても、「特定個人」とりわけ「私人」を「誹謗（批判）する内容を含む資料を配付して授業を行うこと」は、第1次、第2次懲戒処分以後、皆無であることは客観的事実であり、本件戒告処分の原因となった行為についても、「公人」ないし「公の刊行物」が対象であり、それも11枚という資料の中のわずか数行にしか過ぎない上、中学の3年間にわたる社会科の授業という膨大な授業時間からすればきわめて微々たる部分に過ぎないこともまた、客観的事実である。

そうすると、仮に、原判決が指摘する「職務の円滑な遂行に支障」があるとしても、その程度はきわめて微少なものであることは明らかである。

② これに対して、前項イにおいて、引用した控訴人の原審における最終準備書面部分から認められるように、控訴人の教育実践によって薰陶、影響を受けた生徒たちの声は、その教育的効果の高さを示している上、控訴人

の授業による学力保障、生徒たちとの信頼関係の構築、勤務状況、特別活動や校務等の遂行状況についてもきわめて良好なことが認められる。

③ 上記①及び②において検討したように、控訴人に関する諸般の教育公務員としての適格性を欠くと見られる要素と教育公務員として要求される一般的な要件を満たしていることとを総合的に考慮した場合、明らかに、控訴人に対しては、「教育公務員としての適格性」が認められるのであり、控訴人を教壇から追放しなければならない必要性は認められない、と言うことができる。

したがって、長東小事件判決の見解に沿った判断をすれば、控訴人には、分限免職処分を受ける要件は存在しない、と言えることは明らかであり、同判例に反した基準により、控訴人に対する分限免職処分を適法とした原判決の判断は失当であって、やはり取消を免れない。

(4) 控訴人については、分限免職処分より緩やかな処分が十分にあり得ること
ア 以上の検討からすれば、その余の検討を行う余地は全くないとも言えるが、前記（3）より、さらに万歩譲って、仮に、控訴人について、教育公務員としての適格性を欠くと判断されたとしても、前述した「等しく適格性の有無の判断であっても、分限処分が降任である場合と免職である場合とでは、前者がその職員が現に就いている特定の職についての適格性であるのに対し、**後者の場合は現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職をも含めてこれら全ての職についての適格性である点において適格性の内容要素に相違がある**のみならず、その結果においても、降任の場合は単に下位の職に降るにとどまるのに対し、免職の場合には公務員としての地位を失うという重大な結果になる点において大きな差異があることを考えれば、**免職の場合における適格性の有無については、特に厳密、慎重であること**を**要求されるものと解するのが相当である**」という長東小事件判決の趣旨からすれば、公務員の身分保障の見地から、他のより緩やかな処分の可能性は

ないか（研修処分、養護学校への転任、他の職への転任）等を検討すべきことが最低限必要になることは、前述したとおりである。

イ 原判決は、控訴人について、上記のような検討を全く行っていない。

原判決は、控訴人の適格性の欠如の根拠として、控訴人が「今後も、自己が正しいと信じる見解と相容れない見解を一方的に誹謗する資料配付等を行うという強い意思を有している」点を挙げている（原判決27頁）。

原判決の上記判示がそもそも誤っていることは、前述したとおりであるが、この点を措いて検討すると、そもそも区教委は、都教委に対して、2006年3月28日の段階で、控訴人について研修継続の内申を行っていることが認められるのであって、区教委は分限免職まで行う必要がないと考えていたことが推認される。すなわち、控訴人については研修を継続して、教育現場に復帰させることは十分可能であると判断する余地は十分にあったのである。このことは、これまで述べてきたとおり、控訴人について「教育公務員としての一般的な適格性」が優に認められることからしても妥当性を有する判断と言うことができる。原判決がかかる判断をしなかったのは、「前提事実」について「教育公務員としての一般的な適格性」に関する事実を全く摘示しなかったことの一点を見ても、きわめて不当かつ失当なものであることは明らかである。

また、原判決のいう教育公務員として行う「資料配布等」というのは、授業等教育の場での資料配布等を意味するものと考えられる。とすれば、知的障害児を担当する養護学校の教諭などは、こうした資料配付等を行う余地がほとんどない「職」であり、このような「職」に控訴人を異動させることも十分に可能である。

あるいは、原判決の立場に立ったとしても、事務職等教職以外の職への転任も十分にあり得るところである。原判決は、「教育公務員としての適格性がない」控訴人には事務職員への転任の余地もないとしているが、教育公務

員特例法 2 条の教育公務員の定義によれば、事務職員は明らかに教育公務員に含まれていないのであって、原判決は、この点について事務職員を教育公務員に含める決定的な誤りを犯している（29, 30 頁）。

ウ しかるに、原判決は、研修継続や養護学校の教諭、事務職を含めた「全ての職についての適格性」を厳密、慎重かつ具体的に検討することなく、極めて大雑把に「教育公務員としての適格性を欠く」と判断している点で、上記長束小事件判決に違背する誤りを犯したものであり、その取消は免れない。

しかも、本件分限免職処分は、約 33 年間の継続した勤務において「教育公務員としての適格性」が認められてきた控訴人につき、3 月 14 日に控訴人の御成門中学校への異動を内示した直後（橋爪 16 頁）、その間に何らの控訴人の非違行為等の具体的な事実も存在しないにも拘わらず、いきなり発令されている。この一事をもってしても、被控訴人東京都が、控訴人につき、「当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させができるか否か」を慎重に検討・考慮した事実はない。

（5）小括

以上のとおり、原判決は、控訴人に関する「職の適格性」の有無の判断について、先例である長束小事件判決の趣旨に明らかに反する判断手法をもつて、控訴人に対して、「教育公務員としての適格性を欠く」と判断しているのであって、その誤りは重大であり、その取消は免れない。

控訴人は、「教育公務員としての適格性」を十分に有しているばかりか、33 年間にわたる教員生活の中で高い教育効果を上げてきたことは、何度も確認されるべきである。

3 裁量権濫用について一公正原則違反（本件分限免職処分が著しく苛酷な処分であること）

(1) 公正原則

前述したように、処分が行われる場合において、それが苛酷であるかどうか、具体的には、①処分の原因となった事実の軽重を基礎として、②これまでの勤務実績の評価を含む本人の情状、さらに③他の職員に及ぼす影響や④公正な世論の批判などに対する対外的な影響等を考慮して適切に判断されなくてはならず、⑤特定の職員を不当に処遇する意図が諸般の証拠から明らかであるときは苛酷な処分として公正の原則にふれる場合がある。

本件分限免職処分は、明らかに著しく苛酷な処分と評価されるのであって、裁量権を濫用したものと評価される。

以下、検討する。

(2) 本件分限免職処分が著しく苛酷な処分であること

ア 上記①処分の原因となった事実の軽重

これまで検討してきたとおりであり、本件戒告処分の原因となった事実は、1枚の教材プリント（甲6）の中のわずか数行にわたる部分の表現についてであり、授業に支障が生じたこともなく、むしろ、当時控訴人が勤務していた九段中の生徒たちは、控訴人が教壇から突然いなくなつたことに衝撃を受け、復帰を待ち望んでいたこと（甲21乃至25、101乃至104）、保護者からも控訴人の授業について高い評価が与えられていたこと（根深証言）、本件各研修についてもむしろこれを行う区教委、都教委の側に問題があつたこと等からすれば、事実を過大に重大視するべきでないことは明白である。

イ 上記②これまでの勤務実績の評価を含む本人の情状

原審における根深証言等からしても、控訴人の勤務実績はきわめて良好である上、紙上討論授業等の教育実践において高い教育効果を上げてきたことはすでに詳細に主張してきたとおりである。

ウ 上記③他の職員に及ぼす影響

控訴人が本件第1次研修処分を受けた際の九段中の同僚の教師達のとまどい、驚きは、甲第18号証の1乃至7に記載されているとおりである。当時の同僚の藤原康子氏は、「今回の件に関しましてとても驚きとともに恐怖感すら抱いております。」「また現場の混乱、教育活動のしくみ上、生徒にも我々教師にも多大なダメージを与えることを考慮していないと思います。」(甲18の7)と述べておられ、他の職員に及ぼす影響はきわめて甚大なものがあることが優に認められる。

また、全都、全国の教師に対しても、公人の発言を批判すれば免職になるかもしれないというきわめて強い萎縮効果を与えることになることは優に推測されるところである。かかる萎縮効果は、「物言わぬ教師」、「お上の言うことだけを教える教育マシーン」を生み出す原因となり、戦前の国家主義的教育を彷彿とさせるものとなるばかりではなく、「子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ」行われるという教育の本質的要請(前掲旭川学テ判決)に反するものであることはすでに明白である。

なお、原判決は、「本件分限免職処分は、原告の素質、性格に起因して職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生じる高度の蓋然性が認められるかという観点から行われたものであり、原告の内心の思想や歴史認識とは関係がない」と判示しているが、「職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障が生じる高度の蓋然性」などは存在しないことは、詳細に検討してきたとおりであって、原判決の摘示は失当であることを付言する。

エ 上記④公正な世論に批判などに対する対外的な影響

本件分限免職処分については、中国、韓国の識者から多くの批判、処分の取消を求める声が相次いでおり(甲99の1、2参照)、国際的な批判を浴びていることが認められる。

また、韓国やイギリスのテレビ番組でも紹介されており、古賀都議の発言を批判したことをもって、かかる免職処分までなされた異常性が問題視され

ていることは、原審における証拠調べにおいても明らかとなっている。

以上のように、本件分限免職処分は、国際的な批判に晒されており、日本の国際的信用という問題にまで発展しつつあるのである。

オ 上記⑤特定の職員を不当に処遇する意図が諸般の証拠から明らかのこと
後述するように、本件分限免職処分は、古賀都議らの圧力が影響している
ことが根深証言等から明らかである。

また、原審における根深証言によれば、本件戒告処分時においては、九段中に重大な性的暴行事件が発生した直後の移動教室という学校行事の最中にもかかわらず、区教委及び都教委は強引に処分に向けた事情聴取や事故報告書の作成を強要していたこと、控訴人の直接の上司である根深校長は、控訴人が古賀都議や扶桑社の教科書批判を行ったことについて当初は何らの問題性を感じていなかつたこと（同校長作成の事故報告書は、区教委の強引な「指導」によって何回も書き直させられたことが明らかである。）等の事実は、通常の懲戒処分とは異なり、現場の校長の意思を無視して、強引になされたものであることは十分に認められるところである。

そして、本件分限免職処分についても、前述したとおり、区教委は、控訴人を御成門中学校に異動させること、研修継続を内申していたこと、本件戒告処分の原因事実を過大に重要視してなされていること等の諸般の証拠からすれば、控訴人という特定の職員を不当に処遇（それも、免職という極めて重大な不利益を伴うもの）する意図があったことも優に認められる。

(3) 以上の検討のとおり、本件分限免職処分は、著しく苛酷な処分であることが明らかであって、公正原則（地公法13条、27条）に違反しており、裁量権の逸脱、濫用が認められる。

4 裁量権濫用について一公正原則違反（本件分限免職処分が比例原則に違反していること）

(1) 原判決の誤り

原判決は、「本件分限免職処分が不当に重く、裁量権の逸脱、濫用があると評価する余地はない」とする（原判決29頁）。原判決は、その理由として、「上記判断のとおり」ということしか記載していないが、「上記判断」とは、「原告には、中立、公正に教育を行う教育公務員としての自覚と責任感が欠如しております、懲戒処分や研修を受けても、これを改善しようとする意思が全く認められないであるから、教育公務員としての職務の円滑な遂行に支障が生じているし、今後も支障を生じる高度の蓋然性が認められる。そして、上述したところからすると、このような職務遂行上の支障は、簡単に矯正することの出来ない原告の素質、性格に起因するものというほかない。」との点であると思われる。

前述の通り、この判断は絶対的に誤りであるが、仮にこの「判断」を前提としても、そこから認められるのは、控訴人が何らかの分限処分に相当する、ということだけであり、それだけでは分限免職に相当することの理由とはならない。後述するように、控訴人に対しては、転任等の手段もとりうるし、分限免職とせず、かつて行ったような長期の研修をなすこともありうるからである。

それにも拘らず、なぜ、任命権者と当該公務員との任用関係を失わせるもっとも重い処分である分限免職が相当なのか、については、他の事例との比較検討によって、その公平性を判断することが必要である。

ところが、原判決はこのような検討を一切行っていないのであるから、原判決は理由不備ないし判断の脱漏の誤りを犯したものといわざるを得ない。

(2) 分限免職処分における比較

ア 伊沢けい子都議の調査

伊沢けい子都議の調査によって東京都教育庁より提出された分限免職データ（甲57）によれば、平成9年4月から平成19年9月末まで約10年間

の小学校・中学校・高等学校の分限免職者は21名、処分理由の内訳は以下の通りである。

失踪	2
勤務実績不良	2
欠勤及び度重なる不適切な言動	4
病気休職3年満了	3
私事欠勤	3
無届欠勤	4
指導力不足による教員不適格	4
体罰・暴行	1
職務命令違反	2
不適切な会計処理	1

このように、分限免職の処分理由は、体罰・暴行や無断欠勤、私事欠勤のように免職者に大きな問題がある場合がほとんどである。

平成17年の欄の1名が控訴人である。控訴人だけが「度重なる不適切な言動」のみで処分されており、他の「度重なる不適切な言動」を処分理由として挙げられている3名は、3名とも「欠勤及び」というのが付いている。

イ 都における過去の分限免職処分等の事例について

このうち、地方公務員法第28条1項3号「前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合」（不適格）だけを理由として分限免職処分を受けたのは、控訴人を含め6件（2003年度3件、2004年度2件、2005年度1件）である。

そのうち3件は、指導力不足教員として認定された者である。これは、教師の職責の中核である「授業」そのものに問題があり、数年（通常3年）の長期研修をもってしても、「指導力」が向上しなかった、と判定されているものであって、「指導力」については何ら問題視されていない控訴人とは全

くレベルが異なると言わざるを得ず、控訴人の場合をこれと同視することはできない。

また、他の1件は、体罰・暴行、職務命令違反を繰り返したと認められる者である。墨塗りの処分説明書から推測されるところだけでも、少なくとも15回にわたって職務命令違反を繰り返し、その内の1部は、無届けの自動車通勤を長期にわたって繰り返していたことが認められる。さらに、これに加えて、厳に禁じられている体罰・暴行事件が加わっているのであって、教員として不適格であることが明白な事例である。

さらに、他の1件は、学校事務員が不適切な会計処理を行ったというものであって、教員の場合と比較できるものではないが、横領的な行為が推測される事例であって、これまた職の不適格性が明白なものであることに変わりはない。

これらの他の5件に比較して、控訴人の場合、教師の職責の中核である「授業」そのものについては何らの問題もなく、むしろ学力保障という面でも優秀であり、「紙上討論授業」についても多くの生徒や保護者から高い評価を受けていることはこれまで述べてきたとおりである。

さらに、控訴人の「度重なる不適切な言動」なるものも、問題とされているのは、結局のところ、1997年度（平成9年度）の足立十六中時代の事件と、それから8年もの時を隔てた2005年度（平成17年度）の九段中における古賀都議及び扶桑社に対する批判を行ったことだけである（処分説明書に記載されている事項は、上記2つの事件から生じた事態に派生したものである。）。

つまり、他の5件は、明らかにほとんどの保護者や生徒との間において教師としての信頼関係を長期間にわたって喪失していたり、刑法上の問題ともなりかねない事例であることが容易に推認される。それに対して、控訴人の場合は、被控訴人都教委という公権力にとって都合の悪い「日本国憲法の侵

略戦争否定の事実や侵略と植民地支配への反省を国の内外に表明した日本政府の見解に立つ歴史認識に基づいて、教科書発行会社や政治家を批判した授業を行った。」などという言動を以て分限免職処分とされたものである。

そのことからも、控訴人に対する処分が特異な例であり、明らかに著しく重きに失し「比例原則違反」であり、被控訴人都教委の裁量権の逸脱濫用の程度は著しく、不当かつ違法な処分であることは、余りにも明白である。

(3) 懲戒処分との比較

本件分限免職処分は、既に述べたとおり、懲戒免職処分に匹敵する不利益処分である。そこで、以下に、懲戒処分、とりわけ、停職以上の処分例について論じる。なお、これ以下の処分事例の証拠は、甲第105ないし107号証による。

ア 体罰・いじめの場合

まず、教職員による児童・生徒への人権侵害の最たるものである体罰、生徒へのいじめ、不適切指導に係る懲戒処分例について、その「非違行為の態様と被害の大きさ」と処分程度の対応関係を概観する。

① 体罰、いじめについての標準的処分量定

まず、「処分量定標準」では、どのように定められているかを見ておこう。

2005年「処分量定標準」では、体罰は「常習性、複数の児童・生徒に対する重傷事故等、特に悪質な場合」は、停職、免職とされ、それ以外の場合は、減給、戒告とされている。

これに対して、「職務命令違反」は、「勤務態度不良」として「職場離脱」と一括して、戒告・減給とされている。

2006年「処分量定標準」では、体罰は「悪質、危険な暴力行為、傷害の程度が重い場合、隠蔽性や常習性がある場合」は、免職・停職、「暴力行為で傷害があり、事故処理が不適切である場合」は、減給・戒告とさ

れている。

また、10月改訂で付加された「いじめ」については、「児童・生徒へのいじめ、児童・生徒間のいじめへの加担・助長」は、減給・戒告、「内容が悪質な場合、欠席・不登校など苦痛の程度が重い場合、隠蔽・常習性がある場合」などは、免職・停職とされている。

これに対して、職務命令違反は、「職務専念義務違反」「職場離脱」とともに「勤務態度不良」と一括され、戒告・減給とされている。

② 体罰に係わる停職処分等について

体罰に係わる処分には、停職以上の処分例も、ごく少数であるが存在する。

しかし、それは、最終準備書面99頁以下に見たように、きわめて悪質重大な事案である。

③ 体罰、いじめ、不適切指導に係る懲戒処分の量定上の特徴

a 処分程度は、大半が戒告であり、停職・免職は、停職が5年間で5件、諭旨免職が2件（うち1件は、児童への性的行為との複合例である）あるのみである。「処分量定標準」では、「悪質若しくは危険な暴力行為」「傷害の程度が重い場合」は、免職、停職とされているが、全治1週間～2週間の傷害を与えていても戒告とされている。

b 本件では、控訴人が誹謗を繰り返したとして、分限免職とされている。この点に関し、複数回の体罰行為で量定が加重されている例も見受けられるが、3～4件併せて戒告という例もある（平成17.3.22付処分説明書、平成15.12.5付処分説明書、平成15.6.20付処分説明書）。複数の体罰や不適切な言動があわせて1件とカウントされている例も多い。

体罰事案では、1人に対する往復ビンタ1回で戒告、3人殴れば減給といった規準で量定が決定されている訳ではない。10発殴っても（平成16.

3. 9付処分説明書)、5~6回蹴っても(平成16.3.9付処分説明書)、計21人に体罰を加えても(平成17.5.27付処分説明書)戒告である。

過去に体罰で二度の減給処分歴があり、同種の非違行為を繰り返しているのに戒告という例もある(平成20.2.21付処分説明書)。

イ 性的行為の場合

① 児童・生徒への性的行為についての標準的処分量定戒告・減給処分

2005年処分量定標準では、「児童・生徒に対するわいせつ行為」は免職、それ以外の「不適切行為」は、戒告、減給、停職、免職とされている。2006年の処分量定標準では、児童・生徒に対する性的行為は、「性行為、陰部への接触、キス、のぞき・盗撮」は、免職、「性的不快感を与える言動」は、減給・戒告とされている。

② 児童・生徒に対する性的行為に係わる停職処分例

最終準備書面101頁以下記載のとおりである。

ウ 欠勤、遅参、早退の場合

次に、分限処分にされることもある欠勤(無断欠勤)、遅参、早退の処分例を検討することとする。

2005年「処分量定標準」では、欠勤は、戒告~免職とされ、引き続き3週間以上の欠勤は分限免職とするとされていた。2006年「処分量定標準」では、3週間以上の無届け欠勤の継続は免職、無届け欠勤5日又は私事欠勤15日以上は停職、無届け欠勤3日又は私事欠勤9日以上は減給、無届け欠勤1日又は私事欠勤5日以上は戒告とされている。

プレス発表資料をみても、無届け欠勤、私事欠勤については、おおむねこの量定どおりに運用されているようである。

エ その他の停職処分の事例

最終準備書面 103 頁以下では、先に見た体罰・いじめ、生徒・児童に対する性的行為、無届け欠勤等に係わるもの以外の、この 5 年間のその他の停職処分（職場のセクハラなど）をすべて列挙したが、いずれも重大な非違行為の場合のみである。

オ 職務命令違反の場合

職務命令違反の事例との比較については、控訴人の職務遂行上の支障が「簡単に矯正することの出来ない原告の素質、性格に起因する」とされている点との比較で、7 回の職務命令違反で減給 10 分の 1 6 月という事案も、注目すべきである（平成 16. 2. 25 付処分説明書一当審において証拠提出予定）。

この職務命令は、「授業中の指導方法の改善及び教職員と連携した教育活動の推進」を命じたものであったという。教育内容に関するものであるから、7 回も違反があっても、減給処分にとどまっているものと思われる。そして、7 回もの職務命令違反は、本件のように、「簡単に矯正することの出来ない素質、性格に起因する」と考えられなくもないが、分限免職とは判断されていないのである。

カ 小括

以上からすれば、被告都教委は、原告について、他の処分事例とは明らかに異なる取り扱いをし、ことさら重い処分量定を行っているのであって、本件処分の比例原則違反は明らかである。

この点について判断せずに、「裁量権の逸脱、濫用は認められない」とした原判決の判断の誤りは明らかである。

5 裁量権濫用について一分限免職への政治的圧力の存在（他事考慮）

（1）原判決の誤った判示

原判決は、「原告のこれまでの処分歴、本件各研修命令による研修中の態度等を総合的に考慮すれば、本件分限免職処分をする根拠は十分に認められ

る」として、「原告が主張する都議会議員との間で訴訟事件等の確執が存在し、本件戒告処分の理由となった本件資料の都教委への発覚の経緯に都議会議員が関与していたという事実から、本件分限免職処分の違法性を根拠付けることは出来ない」としている（原判決28頁）。

しかし、仮に原判決の判示するように「本件分限免職処分をする根拠が一応に認められる」としても、いわゆる「動機の競合」の問題となるのであって、不当労働行為認定の場合では「決定的動機説」（使用者における2つの動機のいずれが相対的に有力であったかで判断する）が採用されるところである。

すなわち、JR東日本（神奈川・国労バッジ）事件の控訴審判決（平成11年2月24日判決・労判763-34）は、使用者側の指示、命令、措置等が就業規則違反を理由とはしているが、実は組合を嫌悪し、これを弱体化し、ひいては組合を排除しようとの意図が「相対的に有力な動機」となっている場合、つまり措置・処分が就業規則違反を「口実」としているに過ぎないと認められるときには、労働組合法所定の不当労働行為が成立するとした。その上告審の最高裁は、1999年11月11日、一審被告のJRの上告申立を受理しないとする決定をした（労働判例770号32～33頁）。

このような判断は、本件のような政治的圧力による処分の場合にも当てはまると考えられる。

本件において、古賀都議及び産経新聞社の政治的圧力と、控訴人の発言や態度の問題とを、いずれを「相対的に有力な動機」であると考えるかという点について、全く検討していない原判決は明らかに判断の脱漏の誤りを犯している。

（2）本件分限免職処分への古賀都議による政治的圧力

ア 懲戒減給処分時の古賀都議による圧力

古賀都議らは、1998年以来、一貫して議会内外において、控訴人に対する攻撃を繰り返してきた。その内容は、原審の訴状、準備書面（4）の第

1、第2の3においても述べてきたところである。

本件分限免職処分の前提とされた第一次及び第二次懲戒減給処分が出される直前には、古賀都議が、必ず、都議会で控訴人に関する質問を行うとともに、控訴人の懲戒免職を求める要望書を提出するなどの行動に及んでいた。これを受ける形で、控訴人に対する処分が行われていることは客観的事実である。

さらに、第二次懲戒減給処分及びこれに続く長期研修において、古賀都議らは、都教委に対し、控訴人個人にすら開示されないような控訴人に関する個人情報の開示を指示し、都教委はこれに従って、控訴人の個人情報を違法に漏洩したことが明らかとなっているのである（甲26、41）。

イ 本件戒告処分及び分限免職処分時の古賀都議による圧力

本件戒告処分の前には、前述のとおり、古賀都議会議員が裁判の相手方である控訴人を目の敵にして私怨を晴らそうとし、控訴人の九段中学校における授業状況を調べるため、情報公開請求を行い（甲42）、考え方と同じくする中藤氏を使って都教委に圧力をかけ、これがうまくいかないとみるや、都教委を通じて千代田区教委を動かし、控訴人の授業内容に関する資料を収集していると推認される（甲14、43等）。そして、教員に対する服務監督権がないはずの都教委がさらに区教委や校長に圧力をかける中で、およそ懲戒に当たらない控訴人の教育実践に対して戒告したものであり、露骨な政治的介入であった。

さらに、その後の研修処分も、古賀議員の実名を挙げた紙上討論プリントの授業での使用について反省を迫ることを専らの目的としたものであった。

古賀都議は、控訴人の教材資料を使用して、本件研修処分中である2005年10月20日に、都議会文教委員会において、「・・・今回また処分の対象となって、戒告処分を受けているわけです。しかし改善されていない。改善されることなく、こういう授業を今でも繰り返している。私はこの人に

ついて教員として重大な欠損があるというふうに思うんですけども・・・」と、まさに今回の分限免職処分を念頭に置いた質問を行っているのである。加えて、本件研修中に「改善されていない」と断言していた（当審において証拠提出予定）。

そして、前述のように、本件分限免職処分は、3月14日に控訴人について御成門中学校への異動の内示がなされた後、2週間もたたないうちに急遽決定されたものであった。その判断に際して、古賀都議の友人である中藤氏について言及されたビラが考慮されたことは、本件処分理由書（甲1の2）からも明らかである。このことからも、この方針の急変の背後には、古賀都議らの介入があることは容易に推認できるのである。

また、古賀都議は、毎年2月期の都議会で、必ず控訴人を批判する質問を行っていたが（2005年においては3月16日の質問）、2006年2月期の都議会においては、控訴人について一切触れなかった。この変更は不自然であり、古賀都議は、控訴人に対する免職処分の確証を得ていたものと思われるるのである。

控訴人は、原審において、この古賀都議による政治的圧力の存在については、根深校長の証人尋問で十分であると判断していたが、原判決は、根深校長の証言を軽視し、古賀都議による政治的圧力により本件戒告、分限免職処分がなされたことを認めようとしなかった。

そうであれば、この点は、古賀都議自身の人証調べによるほかはないことは明らかであるから、控訴人は、当審において、同都議の証人尋問がなされることを強く求めるものである。

（3）本件だけにとどまらない古賀都議による教育への政治介入

古賀都議による教育内容への介入は、本件に限られない。

ア 野牧雅子のホームページにおける古賀都議についての記載

控訴人を敵視する教員野牧雅子のホームページには、古賀都議とその議会

質問が紹介されている（当審において証拠提出予定）。

その各質問は、いずれも、日の丸君が代問題、性教育問題、そして本件控訴人を取り上げて、露骨に教育内容への介入を主張するものである。

その中でも「足立16中人権侵害事件」というのは、古賀都議らが控訴人について足立16中で生徒の人権侵害をした、との内容の本を出版したことについて、控訴人が古賀都議らを名誉毀損で訴えているものである。

イ 七生養護学校の性教育への介入と金崎事件判決

七生養護学校へのバッシングは、2003年7月2日の土屋たかゆき（民主党）都議の都議会での同校の「こころとからだの学習（性教育）」への攻撃に端を発しているが、土屋都議と古賀都議は盟友であり、古賀都議の関与も認められる。

すなわち、上記のとおり、都議会で質問した土屋都議は授業内容を「世間の常識とかけ離れた教育だ」と述べ、都教委に「毅然とした対処」を要求した。7月4日に七生養護学校を視察した土屋・古賀・田代博嗣の都議3名が授業内容につき「常識では考えられない」「不適切」としたうえで、養護教諭に対して「こういう教材を使うのをおかしいと思わないのか」「感覚がまひしている」と強く非難し、さらに、田代が無断で資料を持ち去ろうとしたのを止められた際に「何を持っていくかは、俺達が責任をもって持つて行くんだから、馬鹿なことをいうな！俺たちは国税と同じだ。1円までも暴いてやるからな。生意気なことを言うな！このわけのわからない2人（養護教諭）は出て行ってもらってもいいんだ」と発言した。

この視察を受けて、7月23日には土屋が代表、古賀・田代の2名が副代表を務める「日本の家庭を守る地方議員の会」が都議会議事堂において「不適切な性教育教材展示会」を開催した。

こうした七生養護学校側への非難の高まりを受けて、都教委は9月に「授業内容が不適切である」として授業に使用された教材145点を没収した。

それとともに、同校では、校長の金崎氏が、平成11、13、14年度の学級編制において、仮決定を受けた重度・重複学級の一部を編制しないで虚偽の報告を行い、不正に教員の加配を受けた、などとして、2003年9月11日、都教委から停職1か月の懲戒処分と、同法28条1項3号に該当するとして、東京都公立学校長を解く旨の分限処分を受けた。それに対して、金崎氏が各処分の取消を求めて東京都（処分庁都教委）を被控訴人として裁判を提起した。

同事件は、2008年2月25日、東京地方裁判所民事第36部合議B係で、

「本件各処分は、いずれも重きに失し、被控訴人の裁量権を濫用ないし誤って行使して発せられたものといわざるを得ない。」

「以上から、その余の点を判断するまでもなく、本件各処分は取り消されるべきものである。」との判決が言い渡された。

都教委はこの判決を不服として控訴したが、2009年4月10日の東京高裁判決も一审判決を支持し、都教委側の控訴を棄却した。

また、元教員ら31名が都教委・土屋ら都議3名と授業内容について「過激な性教育」等の見出しで報じた産経新聞社に対して教育現場への不当介入により精神的苦痛を受けたとして約3000万円の損害賠償と没収された教材の返還を求めていた訴訟では、2009年3月12日に東京地裁で判決が言い渡され、矢尾涉裁判長は「都議らの行為は政治的な信条に基づき、学校の性教育に介入・干渉するもので、教育の自主性をゆがめる危険がある」として、土屋ら3名の視察に際しての発言や行動が教育基本法の「不当な支配」に当たると指摘した。また、都教委の処分については「教育内容の適否を短期間で判定するのは容易ではなく、いったん制裁的な取り扱いがされれば教員を萎縮させて性教育の発展が阻害されかねない」として裁量権の濫用を認定し、都議3名と都教委に210万円の支払いを命じた。

当然の判断ではあるが、障害児教育の現場における学級運営の努力を正当に評価し、都教委による違法な処分を断罪した優れた判決であり、多くの識者から高く評価されているものである。

ウ 本件との比較

上記各判決の事例において裁量権の濫用が認められたのは、古賀都議による介入・政治的圧力があったためである。本件も、その点では、上記金崎事件と同様であるが、本件においては、古賀都議が、控訴人が訴訟の相手方であることからの私怨も含めて控訴人に対する処分への圧力をかけたことは明らかである。その点で、古賀都議による介入の違法性は一層大きいといわねばならない。

(4) 小括

以上のとおり、本件分限免職処分は、古賀都議の不当な政治的圧力により急遽なされたものであり、教基法10条1項が禁ずる「不当な支配」に該当するものであるとともに、かかる状況下でなされた本件分限免職処分には、本来考慮すべきでない事情を考慮してなされたものであり、著しい裁量権の濫用が認められることは明らかである。

6 裁量権濫用についてのまとめ一目的動機不正、考慮不尽等も認められること

(1) 前述のとおり、長束小事件判決は、「分限処分については、任命権者にある程度の裁量は認められるけれども、もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の上記目的と関係ない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることは許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮するとか、またその判断が合理性を持つ判断として許容される限度を超えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れない」としている。

本件においては、これまで述べてきた裁量権濫用を基礎づける公正原則違反（著しく苛酷な処分であること、比例原則違反、他事考慮）のほか、分限制度と関係のない目的や動機に基づいてなされたものであって、かつ考慮不尽の事由も認められる。

(2) 本件分限免職処分は、分限制度の目的とは関係のない目的や動機に本巣にてなされていること

これまで検討してきたところから明らかのように、本件分限免職処分は、「公務の能率の維持、その適正な運営の確保」（原判決26頁）という分限制度の目的とは関係のない目的、動機からなされていることが認められる。

すなわち、控訴人のこれまで行ってきた教育実践、勤務状況等からすれば、「公務の能率の維持」という観点からは全く問題がないことはすでに明らかになっている。また、「適正な運営の確保」という観点からしても、古賀都議の発言及び扶桑社の教科書の記載内容に対する批判は正当なものであったこと、その批判内容が記載された部分も11枚の教材プリントの内、わずか数行という程度のものであって授業の場では全く支障が生じていなかつたこと、上記批判内容に苦情を申し立てた保護者はわずか1名であり、生徒たちからは控訴人の授業は高く評価されていたこと等の事情からすれば、控訴人を分限免職にしなければ「公務の適正な運営の確保」が困難になるという特別の事情は見あたらないことからすれば、本件分限免職処分は、分限制度の目的に適うものではなかったことであることは明白である。

結局、本件分限免職処分は、分限制度の目的とは関係なく、控訴人の授業内容が、都教委の目指す愛国心教育（「日の丸・君が代」に関する10・23通達が典型的ない例である）と相容れないものであったがために、これを排除する目的でなされたものというほかはなく、目的動機の不正が認められる。

(3) 本件分限免職処分には多くの考慮不尽が認められること

この点についても、これまで詳細に述べてきたとおり、本件分限免職処分が、控訴人の過去の処分歴、本件戒告処分における原因事実、本件各研修中の言動という控訴人にとって不利益な外形的事実のみを、複雑な背景事情を全く考慮することなく、理由としてなされたものであることは明らかである。

一方、分限免職処分を行うに際して考慮しなければならない控訴人が行ったこれまでの教育実践、勤務状況、校務や特別活動という「教育公務員に要求される一般的な要件」は全く考慮されず、さらに、他の職への転任の可能性といったことも、特に厳密、慎重に考慮されなければならなかつたのに、これらを考慮した形跡も全くない。

したがって、本件分限免職処分には、多くの考慮不盡が認められる。

(4) まとめ

以上本項3乃至6において検討してきたように、本件分限免職処分については、公正原則違反（本項3、4）、他事考慮（本項5）に加えて目的外処分であること及び多くの考慮不盡が認められる（本項6）であり、「その判断が合理性を持つ判断として許容される限度を超えた不当なものである」とはすでに明白であって、「裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れない」（長東小事件判決）ものであって、その取消は免れない。

7 本件処分の違憲、違法性

これまで述べてきたとおり、本件分限免職処分が、古賀都議による圧力が介入してなされたこと、都教委が自らの目指す愛国心教育と控訴人の教育実践が相容れないものであったがために本来教師の裁量の範囲内である控訴人の教育内容に対してこれを排除する目的でなされてきたことからすれば、本件分限免職処分は、旧教基法10条1項が禁止する「不当な支配」に該当する違法な処分であることは明白である。

また、上記のように本来教師の自由裁量に属する控訴人の授業内容を問題に

した点は、憲法 23、26 条に違反するものである。

さらに、公正原則（比例原則）に違反する分限免職という重大な処分を下したこととは、地公法 13、27 条に違反するとともに、憲法 13、14 条に違反する違憲違法と評価されなくてはならない。

なお、この点については、さらに準備書面をもって補充する予定である。

8 本件分限免職処分の手続的違法性について

（1）手続的違法性の総論

ア 控訴人が主張する手続的違法性

以上述べてきたところは、本件分限免職処分の実体的違法性に関するものであるが、本件分限免職処分については、手續的違法性、すなわち、

①区教委の処分内申が必要であるという地教行法 38 条 1 項の趣旨への違反

②他職転任を優先すべきという「東京都の職員の分限に関する条例」（以下「本件分限条例」と言う）3 条 3 項違反

③告知・聴聞・弁明の機会の付与が必要であるという適正手続き違反が認められるので、実体審査に入る以前に本件分限免職手続が違法・無効であることは明らかである。

イ 教育に関する法令及び原則の解釈のあり方

これらの法令及び原則は、以下の通り、兼子仁東京都立大学名誉教授の論稿に拠れば、教育基本法の規定する原則に則って解釈されなければならない。

すなわち、前述した教育基本法の目的に基づき、教員については、教育基本法 6 条 2 項により、「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない」とされていた。

ここに言う「全体の奉仕者」性は、憲法15条2項に基づく公務員の「全体の奉仕者」性とは異なり、国公私立を問わず幼稚園から大学までの「法律に定める学校」の教員に共通するものであって、その趣旨は、子どもの「教育を受ける権利」の保障に任ずることに関わる学校教育の社会的公共性を意味するもの、と解されている。こうした「全体の奉仕者」である学校教員には、特別に身分が尊重されなければならないことを、教育法制上の原理として公定したのが教育基本法6条2項なのである。

特に、公立学校教職員人事に対しては、「教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない」（教育基本法10条2項）とされていたことと関わって、一段と強い拘束をもたらすものと解される。

公立の小・中・高等学校の教職員人事に当たっては、教育公務員特例法が国公立大学教員について明記しているような人事上の身分保障制度の規定が存しないだけに、この教育基本法における教員身分尊重原則の定めがとりわけ肝要なのである。

最高裁大法廷は、旭川学力テスト判決（1976年5月21日）において「教育基本法10条の解釈」に関連し、次のように判示している。

「教基法は、憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣言することを目的として制定されたものであつて、戦後のわが国の政治、社会、文化の各方面における諸改革中最も重要な問題の一つとされていた教育の根本的改革を目途として制定された諸立法の中で中心的地位を占める法律であり、このことは、同法の前文の文言及び各規定の内容に徴しても、明らかである。それ故、同法における定めは、形式的には通常の法律規定として、これと矛盾する他の法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、

法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教基法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないというべきである。」

すなわち、教育基本法上の「基本原理」規定は、全ての現行教育法令の解釈運用を拘束するものとされているのであって、公立学校教員の分限免職に関しても、前述の教員身分尊重の原理は適用されなければならないのである。原判決は、この教育基本法の教員身分尊重の原理を全く踏まえておらず、法解釈の重大な誤りを犯したものと言える。

以下に、手続的違法性上のそれぞれの問題点について、詳論する。

(2) 手続的違法性の具体的検討

ア 地教行法38条1項違反

① 内申が必要であるとする最高裁の指摘

本件においては、控訴人に対し、区教委が本年3月28日付で研修継続を内申している。にもかかわらず、都教委は、同月29日付で分限免職を決定している。このことは、地教行法38条1項に規定された内申制度の趣旨及び必要とされる手続に反することは明らかである。

この点について、最高裁（最判昭和61年3月13日・民集40・2・258 福岡県内申抜き懲戒処分事件）は、「地教行法38条1項所定の市町村教育委の内申は、県費負担教職員について都道府県教委が任命権を行使するための手続要件をなすものであり、右の教職員に対してその非違行為を理由に懲戒処分をするためには、市町村教委の処分内申が必要であり、その内申なしに処分を行うことは許されないのが原則である。」とし、「例外的に、市町村教委の内申がなくてもその任命権を行使できる」場合として、「市町村教委が、教職員の非違などに關し右内申をしないことが、服務監督者としてとるべき措置を怠るものであり、人事管理上著しく適正を欠くと認められる場合」に限定している。

原判決は、地教行法38条1項は「市町村教育委員会が都道府県教育委員会の任命権の行使を制限する制度ではない」としているが（原判決29頁）、上記判例は、まさに「任命権の行使の制限」を認めたものであり、原判決の判示の判例違背は明らかである。

本件においては、区教委は、控訴人を引き続き研修させる旨の内申を出しておらず、例外的に内申なしに（内申に反して）任命権を行使できる場合に該当しないことは明らかである。なお、確かに、行政組織上、区と市町村はその位置づけが異なるが、特別区も一定の独立性を有した地方自治体であり、上記最判の趣旨は、区教委の場合にも該当すると解すべきである。

② 地教行法38条1項には市町村教育委員会の意見の反映と両者の協働関係をはかる趣旨が含まれること

また、原判決は、地教行法38条1項は、「県費負担教職員が、市町村が設置する学校に勤務し、市町村の教育委員会の管理下に職務に従事することから、都道府県教育委員会の任命権行使に際し、市町村教育委員会の意見を反映させるという制度」であることを認めている（29頁）。上記最高裁昭和61年3月13日判決も判示するとおりである。

ところが、免職されてしまえば、もはや「教職員が市町村が設置する学校に勤務し、市町村の教育委員会の管理下に職務に従事すること」が出来なくなってしまうのだから、在職を前提とする研修の継続と、免職とではまったく意味が異なり、もはや「市町村教育委員会の意見を反映させる」との趣旨が実現できなくなることは明らかである。

また、「内申をまって」には、被控訴人都教委は、千代田区教委の「内申」に対し、控訴人の処分につき、両者において、一定の協議をすることも含む趣旨と解される。上記最高裁昭和61年3月13日判決も「両者の協働関係により県費負担教職員に関する人事の適正、円滑を期する趣旨に出たものと解される」と判示しているとおりである。本件において、被控訴

人千代田区は、「控訴人の分限免職処分の決定」について、一切事前に知らされていなかったのであり、その点についても、本件分限免職処分は、地教行法38条1項の趣旨を逸脱しており、その取消は免れない。

この趣旨からすれば、都道府県教委が市町村教委の内申と全く異なる任命権行使をなす、ということでは、市町村教委の意見が「反映」されたとは言えないし、「両者の協働関係」は破壊され、県費負担教職員に関する人事の適正、円滑が著しく阻害されると言える。市町村教委の側からすれば、どんな内申をしても、それと正反対の任命権行使がなされるのであれば、自らが軽んじられたとして嫌気がさし、人事の適正を図る気力もうせることとなろう。

上記の教育基本法における教員身分尊重原則を合わせ考えれば、任命権の行使に実際に教員を監督してきた市町村教委からの内申を反映させることによって、教員の身分を尊重させる方向での人事の適正を期する趣旨と言える。

また、控訴人に対する研修は半年程度であり、以前の長期研修と比べてもきわめて短いのであり、さらに研修を継続することが可能であったことは明らかである。

以上から、本件分限免職処分は、地教行法38条1項の趣旨に反して、区教委の内申を無視して強行された点において、その違法性は強度であり、明らかに被控訴人東京都の裁量権の範囲を逸脱し地教行法38条1項の趣旨に違反するものである。

③ 地教行法の改正の趣旨

1998年の改正以前は、地教行法59条1項は、東京都に関する特例をもうけ、東京都の特別区の教育委員会の所管に属する学校の教育職員の任用その他の身分取扱に関する事務については、都教委がこれを処理する旨定めていた。これは、区教委の所管に属する学校の教育職員の任用その

他の人事に関する事項が、統一的・一体的かつ広範囲な処理を必要とするものであることから、同法23条の特例として、都教委がその事務を処理することとされたものと解される。

それが、1998年の改正によって、この特例が排除されたのである。それは、特別区について、市町村と同等の地位を付与するという地方分権の流れに基づき、教員の人事について特別区教委の内申による意見反映を期する趣旨であった。内申に全く反する任命権行使がなされてよいのであれば、法改正以前から教員の人事について区教委の内申はなされていたのであるから、法改正までする意味がないはずである。

④ 小括

被控訴人都教委は、千代田区教委の内申を受けて、いつ、どのような議論の下にそれをどのような理由で斥けて控訴人の分限免職処分を決定したのか、を全く明らかにせず、単に「内申の内容には拘束されない」と主張するだけでは、「特に厳密、慎重な考慮」（前掲最判）を要する分限免職処分を行うための手続的要請を遵守していないと言わざるを得ない。

したがって、教育基本法の教員身分尊重原則に照らしても、最高裁判決に基づいても、地教行法の改正の趣旨からしても、「研修の継続」との区教委の内申と教員の身分尊重という点で大きく異なる本件分限免職は、地教行法38条1項に反して違法であることは明らかである。

イ 東京都の職員の分限に関する条例3条3項違反

① 原判決の誤り

東京都の職員の分限に関する条例3条3項は、「法28条1項3号により職員を降任もしくは免職することのできる場合は、当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができない場合に限るものとする」と規定されている。

しかし、控訴人は、被告都教委から、降任ないしは転職の打診すらも受

けていない。

ところが、原判決は「公正、中立に教育を行う教育公務員としての自覚と責任感が欠如した原告には、およそ教育公務員としての適格性がないとして、分限免職処分を決めた都教委の判断に、上記条例違反の問題は生じない」とする（30頁）。

この原判決の判示は、上記分限免職条例のみならず、最高裁判例にも、教育公務員特例法2条、地方教育行政法47条の2にも反するものである。

② 原判決の最高裁判例違反

長束小事件判決には、前述したとおり、以下の記載がある。

「等しく適格性の有無の判断であっても、分限処分が降任である場合と免職である場合とでは、前者がその職員が現に就いている特定の職についての適格性であるのに対し、後者の場合は現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職をも含めてこれら全ての職についての適格性である点において適格性の内容要素に相違があるのみならず、その結果においても、降任の場合は単に下位の職に降るにとどまるのに対し、免職の場合には公務員としての地位を失うという重大な結果になる点において大きな差異があることを考えれば、免職の場合における適格性の有無については、特に厳密、慎重であることを要求されるものと解するのが相当である」

そして、前述のとおり、原判決は、控訴人の適格性の欠如の根拠として、控訴人が「今後も、自己が正しいと信じる見解と相容れない見解を一方的に誹謗する資料配付等を行うという強い意思を有している」点を挙げている（原判決27頁）。

原判決の上記判示がそもそも誤っていることは、前述したとおりであるが、この点を描いて検討すると、教育公務員として行う「資料配付等」というのは、授業等教育の場での資料配付等を意味するものと考えら

れる。とすれば、知的障害児を担当する養護学校の教諭などは、そうした資料配付等を行う余地がない「職」であることは前述したとおりである。

しかるに、原判決は、この養護学校の教諭を含めた「全ての職についての適格性」を厳密、慎重かつ具体的に検討することなく、極めて大雑把に「教育公務員としての適格性を欠く」と判断している点で、上記最高裁判例に違背する誤りを犯したものである。

しかも、本件分限免職処分は、約33年間の継続した勤務において「教育公務員としての適格性」を認められてきた控訴人につき、3月14日に控訴人の御成門中学校への異動を内示した直後（橋爪16頁）、その間に何らの控訴人の非違行為等の具体的な事実も存在しないにも拘わらず、いきなり発令されている。この一事をもってしても、被控訴人東京都が、控訴人につき、「当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることができるか否か」を慎重に検討・考慮した事実はない。

これに対して、橋爪は、御成門中学への異動と教員としての適格性は「別です」と証言したが（橋爪16頁）、何の理由付けも無いものであり、およそ信用できない。

③ 事務職員は教育公務員ではない

また、被控訴人都教委は、本件分限条例3条3項が規定する「転任」とは「横滑りの異動を意味するもの」であるところ、控訴人は「県費負担教員であり、他の職への異動はそもそも不可能」だと主張した。しかし、2007年10月3日の伊沢けい子都議の教育庁人事部職員課長江藤巧に対する調査によれば、指導力不足教員は、最大3年の研修が期限に達した時点で実績が上がってないと評価された場合、自主退職か事務職への転職かの希望を訊かれ、後者を希望する時は事務職試験を受け、合格すれば事務職となっている。

よって、現に他の職への異動が行われているのである。

ところが、原判決はこの点を誤解し、「教育公務員としての適格性がない」控訴人には事務職員への転任の余地もないとして、事務職員を教育公務員に含める決定的な誤りを犯している（29, 30頁）ことは前述したとおりである。

教育公務員特例法2条の教育公務員の定義によれば、事務職員は明らかに教育公務員に含まれていない。

この点について、被控訴人都教委は「控訴人の独善的性格は、そもそも公務員として不適格なものといわざるを得ない」と主張したが、公務員として不適格かどうかは、その職務との関係で判断されるべきであるし、これまでそうした判断がなされてきたことを控訴人らは主張してきた。それを踏まえて、原判決は控訴人について「公務員として不適格」とは判断していない。そうである以上、教育公務員ではない公務員である事務職員については控訴人の転任の可能性が十分にあったと言える。

ましてや、「指導力」を十分に有していた控訴人については、そのような手続も取られずに分限免職とすることが違法であることは明らかである。

④ 事前の警告も依願退職の勧めもなかった

さらに、法令上の規定にはないものの、できる限り分限免職を避けるという本条例3条3項の趣旨及び通常の慣習上は、分限免職処分等が適用される事案にあっては、口頭又は文書を以て、対象者に対し、事前に警告等を行い、それでも改善が見られない場合に、「依願退職するか分限免職か。」の選択肢を与えるのが通例であり、人事院には、「職員が分限事由に該当する可能性のある場合の対応措置について」（通知）の中に、「警告書」という書式も存在する（甲50）。

しかるに、本件において、控訴人に対し、かかる警告が与えられた事実もなければ、事前に、「依願退職か分限免職か」の選択の機会を与えた事

実も存在しない。控訴人も「一切ありません」と証言した（控訴人本人38頁）。

この点についても、本件分限免職処分は、明らかに異常である。

⑤ 地方教育行政法47条の2に関する近時の裁判例の解釈

なお、都条例3条3項と同趣旨と解釈される法令として、2001年に改正された地方教育行政法47条の2がある。この点に関する近時の判決として、前掲した分限免職事件についての岡山地裁2009年1月27日判決がある（甲108）。

すなわち、上記事件の原告は、1981年以降理科の教員として勤務したが、2005年に「指導力不足教員」の認定を受けた。その後1年間にわたる研修を受けたが改善が見られず、県教委は同氏を06年に分限免職処分とした。これを不服として安東氏が岡山県を相手取り処分取り消しを求めていた裁判で、岡山地裁（近下秀明裁判長）は、前述したように長東小事件判決の判断基準に従って、県に処分取り消しを命じる判決を言い渡した。

同判決は、地方教育行政法47条の2第1項について以下のとおり判示した。

前述したところと重複するが、この点は重要なので以下に引用する。

「都道府県の教育委員会は、地方公務員法27条2項及び28条1項の規定に関わらず、市町村の県費負担教職員で、児童又は生徒に対する指導が不適切であり、且つ、研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことが出来ないと認められるものを免職し、引続いて当該都道府県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、延長及び教員の職を除く。）に採用することが出来ると規定している。そして、ここにいう『免職し、引続いて・・・採用する』とは、平成13年8月29日・文部科学省時間通知（1

3分科初第571号) 地方教育行政法の一部を改正する法律の施工についてにおいても、県費負担教職員は、その任命権は県教委にあるが、身分は当該市町村の職員であるため、一の県費負担教職員を他の地方公共団体に異動させる場合には、法形式上、現在、所属する市町村を『免職』し、引続いて都道府県に『採用』することとしているものであり、『免職』『採用』は、法律上、一体不可分的に実施されるものであって、『免職』のみが行われ、『採用』されないということはありません。同一地方公共団体内であれば、いわば『転任』に相当するものであると解されており、これは、地方教育行政法47条の2第1項の文理からしても、当然の解釈というべきである。

そして、以上のとおりの地方公務員法及び地方教育行政法の各規定や前掲高裁判決の判示を総合して考えれば、原告のような市町村立学校の県費負担教職員は、教員たる地位と地方公務員たる地位とを併有しており、地方教育行政法7条の2第1項各号に該当する場合には、教員たる地位にふさわしくない者として、教員としての適格性を欠くこととなり、同条同項に基づく『免職』、『採用』、即ち、上記趣旨での実質上の転任をすることが許容されるが、地方公務員法28条1項3号の『その職に必要な適格性を欠く場合』に該当するとして免職することは、『公務員たる地位を失うというという重大な結果』をもたらすものであるから、教員としての適格性を欠くというだけでは足りず、教員以外の『転職可能な他の職をも含めてこれら全ての職についての適格性』を欠いているときに限ってこれを行うことが出来、その判断に当たっても、『特に厳密、慎重であることが要求される』ものと解するのが相当である。」

上記判決は、安東氏の「教員としての不適格性」を認めた点には問題があるものの、県が処分理由は、教員としての不適格性のみに關係

し、「地方公務員としての適格性を疑わせるほどのものではない」と述べ、地方教育行政法47条の2第1項の適用による検討をしておらず、「裁量権を濫用した違法がある」とした。

上記裁判例は、この地方教育行政法47条の2を、分限免職を回避するために、まず転職を考慮すべきことを定めたもの、と解釈したのであり、地方公務員の身分保障という点で、極めて妥当である。

控訴人の場合、「指導力不足等教員」にあたらないことから、上記地方教育行政法47条の2第1項1号の要件（児童又は生徒に対する指導が不適切であること）を欠き、仮に被控訴人都教委の処分理由を前提としたとしても、控訴人は同条項2号の「研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことが出来ない」にのみ該当するとされているにすぎず、同条項の分限免職の対象とはなり得ない。

とすれば、指導力不足教員の場合ですら、同条項によります転任が検討されなければならないのだから、控訴人に対しては、なおさら、都条例3条3項の転任の措置が取りうるだけである。それをせずに控訴人を分限免職とした被控訴人都教委の処分は、裁量権の濫用が認められ、その違法性は明らかである。

これに反する原判決の誤りは明白である。

ウ 適正手続（憲法31条）違反

① 原判決の誤り

原判決は、「地方公務員法上の処分である本件分限免職処分には、行政手続法の聴聞、弁明の機会の付与の規定は適用されない（行政手続法3条1項9号）」、「原告は都教委から与えられた2度の事情聴取の機会を拒否している」として、「手続保障を欠くとの原告の主張は採用できない」とする（原判決30頁）。

しかし、この判示は以下に述べるように誤りである。

② 適正手続原則の内容と分限免職処分への適用

日本国憲法の母法たるアメリカ合衆国憲法では、修正5条・14条に「適正手続」条項が定められている。アメリカの司法審査では、行政の処分が公正手続きを経ているかが重視され、法律に規定がなくても、個人の権利法益に対する不利益処分に際しては当然に告知・聴聞の手続きが必要であることが「適正手続条項」の適用として判示されてきた（行政法総論51頁 兼子仁）。

こうした理由から、行政過程における人権保障のため、行政手続にも憲法31条を適用ないし準用するというのが学説の一一致するところである（行政法総論74頁 兼子仁）。

この憲法31条の趣旨を行政手続において具体化したのが行政手続法である。同法13条には、行政が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべきものについて、聴聞や弁明の機会の付与をしなければならないと定められており、その際にはいずれも「予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項」を書面により通知しなければならない、とされている（同15条、30条）。

原判決は、前述のように、本件のような公務員の身分上の処分については、行政手続法は直接には適用されないことを指摘する（30頁）。

しかし、名宛人がその職を剥奪されるという極めて重大な処分については、行政手続法15条、30条、ひいてはその根拠である憲法31条の趣旨が重視されるべきであり、やはり「予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項」が通知されるべきである。

学説でも、「我が国では不服申立および訴えの提起に執行停止効果が無く、執行停止要件も厳格な法制をとっていることからすると、免職処分の侵害度が強いこともあるので、現行法のような事後手続の形式的適用で適

正手続の要請を満たしているとみることはできない。処分事由説明書に加えて聴聞（必ずしも行政手続法の聴聞の形式をとる必要はないにせよ）の機会を事前に与えることが憲法上要請されていると解される（明治憲法のもとでも、官吏分限令、管理懲戒例における免職処分については、懲戒委員会の議決を経た後に処分をする、つまり、事前手続がとられていた。）」と述べられている（塩野宏・行政法III（第2版）（有斐閣）241頁）。

最高裁昭和46年10月28日判決民集25巻7号1037頁も、「道路運送法においては、個人タクシー事業の免許申請の許否を決する手続について、同法一二二条の二の聴聞の規定のほか、とくに、審査、判定の手続、方法等に関する明文規定は存しない。」としつつ、以下のように判示した。

「しかし、同法による個人タクシー事業の免許の許否は個人の職業選択の自由にかかわりを有するものであり、のことと同法六条および前記一二二条の二の規定等と併せ考えれば、本件におけるように、多数の者のうちから少数特定の者を、具体的個別的事実関係に基づき選択して免許の許否を決しようとする行政庁としては、事実の認定につき行政庁の独断を疑うことが客観的にもつとも認められるような不公正な手続をとつてはならないものと解せられる。すなわち、右六条は抽象的な免許基準を定めているにすぎないのであるから、内部的にせよ、さらに、その趣旨を具体化した審査基準を設定し、これを公正かつ合理的に適用すべく、とくに、右基準の内容が微妙、高度の認定を要するようなものである等の場合には、右基準を適用するうえで必要とされる事項について、申請人に対し、その主張と証拠の提出の機会を与えなければならないというべきである。免許の申請人はこのような公正な手続によって免許の許否につき判定を受くべき法的利害を有するものと解すべく、これに反する審査手続によつて免許の申請

の却下処分がされたときは、右利益を侵害するものとして、右処分の違法事由となるものというべきである。」

よって、公務員の身分に関わる分限の手続きについて、単に行政手続法が適用されないことのみを指摘して、憲法31条の趣旨を省みない原判決の判示は、憲法違反、法令解釈の誤り、及び判例違背をなしたものとして、取り消されるべきことは明らかである。

③ 本件における告知・聴聞の欠如

この点に関し、前述の通り、原判決は、被告都教委が3月2日と3月24日の2度の事情聴取の機会を与えたことを指摘する（13頁）。

しかし、橋爪は「分限で事情聴取というのではないと思いましたので、考えませんでした」「もう千代田区から事故報告書が上がっていますから」と述べて（橋爪調書26頁）、それらの事情聴取は分限処分のための事情聴取ではなかったことを自白した。よって、上記2回の事情聴取の機会は、控訴人の豊島区立勤労福祉会館でのビラ等の配布行為についてのものであると考えられる。そもそも、適正手続き保障の趣旨は、対象者に防御権行使の機会を与える点にあるが、目的が異なれば、防御権行使が実質的になしえず、上記最高裁判例の言う「その主張と証拠の提出の機会を与え」られたといえない。また、都教委は港区に対して3月14日に控訴人の港区立御成門中学校への異動を内示し（橋爪調書16頁）、そのことは控訴人にも伝わっていた。よって、控訴人にも、分限免職などという結果は想像もつかず、それに対する防御権の行使などなししようもなかった。控訴人自身、分限免職処分になるという予告は「全くありませんでした」と証言した（控訴人調書38頁）。

よって、この事情聴取の機会をもって、手続的保障をなしたとする原判決の判示は失当である。

また、前述の「内示」から僅か2週間後の3月29日には、懲戒分限審

査委員会が開催され、控訴人は同月 31 日付で分限免職処分とされている。このような急遽の分限免職処分決定のためか、九段中学校の根深校長も全く都教委からの事情聴取すらも受けていない。

橋爪は、人事部長レク、懲戒分限審査会の答申、教育委員会での議論、教育長の決定と、慎重な手続を経たかのように証言したが（橋爪調書 14 頁）、懲戒分限審査会で使用した自ら作成した提案書の添付資料については憶えていないと述べるのみで（橋爪調書 18 頁）、極めて不自然である。

さらに、中藤以外の九段中の他の 3 年生の保護者からの聞き取りも一切行っていないことを認めた（橋爪調書 27 頁）。

したがって、この点からも、本件分限免職処分の手続は適正なものとは言えず取消は免れない。

9 本件各処分の「二重処分性」について

「二重処分の禁止」という概念は、懲戒処分か、分限処分かを問わず、適正手続の理念から派生する手続の一回性の原則（憲法 31 条）および「2 重の危険の回避」（憲法 39 条）との見地から、ひとつの事象について二重に処分することを禁じたものである。

たとえば、JR 東日本の採用差別に対する神奈川地労委命令（昭和 63 年 1 月 4 日命令）は、分限処分どころか JR 不採用という事態について、国鉄当局による労働処分がなされているのだから、これに加えて不採用という重大な不利益を与えることは、事実上の二重処分であると判断している。

この控訴人の主張に対し、原判決は、何ら判断しておらず、理由不備ないし判断の脱漏の誤りをなしたものといえる。

被控訴人らは、あくまでも、本件分限免職処分は、「不利益処分」ではあるけれども、「懲戒免職」ほど重い不利益処分ではなく、「懲戒」の性格は持たないものであり、「二重処分」ではない旨主張するが、分限免職処分が、戒告

などの懲戒よりもいっそう重大な不利益処分であること、および、その形式を問わず二重処分性が考慮されるべきことは前述のとおりである。

また、勝部は「分限処分というのは、例えば、適格性の欠如と言うことに関しては、職員の性格、あるいは性向等の染み付いたものに着目してなされる処分です。」と証言した（勝部13頁）。被控訴人らは、このように、以前の処分に現われた性向に着目した分限処分だから二重処分ではない、と主張するようである。

この点を検討すると、本件分限免職処分の「発令通知書」（甲1の1）には、1997年の足立16中に於ける事象に対する1998年の減給処分、1999年の長期研修から記載されている。

そして、勝部は、この点に関する控訴人代理人の「この2年7ヶ月の研修は、一定の成果があったというふうに教育委員会のほうも評価していたわけでしょう」との質問に対して、「成果は見られたという報告であったと記憶しています。」と証言した（勝部32頁）。

また、橋爪は、控訴人が保護者を批判の対象にしたプリントを配布したのは上記の足立16中に於ける事象の場合だけであり、2005年のプリントは公人についてのものであるから性質が異なることを認めた（橋爪23,24頁）。

したがって、足立16中時代からの染み付いた性向として、控訴人が保護者や私人を批判の対象にしてプリントを配布する行為をなしていたとは認められないである。

また、勝部は、2005年12月12日付の研修状況報告書を、「ざつとではありますが、目は通しております」というだけで（勝部33頁）、研修の成果が上がっていないと判断したという極めて杜撰なものであった。

その理由としては、勝部は「研修を受ける増田教諭の態度であるとか、それから、研修中の研修担当者に対する言葉遣いであったとか、それから、課題研修の内容について、指導助言を行ったにもかかわらず、そこでの理解が得られ

なかつたというようなことを総合的に判断しました」と述べた。

控訴人が、研修の課題をきちんと提出しており、中学校学習指導要領（社会）の分析など、優れた報告をしていることは（乙口39資料1）、なんら考慮されていないのである。

また、控訴人が、研修の内容についての指導助言を理解しなかつたのは、前述のように、この研修が、控訴人がその思想・良心に基づき古賀都議や扶桑社の教科書を批判したことについてなんら反省すべき点がないのに、その反省を迫るものであったこと、しかも、古賀都議や扶桑社の教科書が批判の対象とならないことを示すような控訴人に対する学問的説得が何らなされなかつたことによるのであり、控訴人が反省しなかつたことは何ら責められる余地がない。

そして、被控訴人らも認めるとおり、控訴人の教育公務員としての「指導力」には何らの問題もなかつた。橋爪は、控訴人が日常業務に支障をきたさず、公務分掌をきちんとやっていたことについて、「話には聞いたことはありますけれども、きちんとやっていたんじゃないですか」と証言した（橋爪30頁）。

また、控訴人がビラを集会で配って保護者を誹謗したとされる点については、前述のように、控訴人が執行委員長の地位にある団体が発行したものではあるが、控訴人が執筆したビラではないし、その保護者を批判しようと考えてビラを発行したのではない（控訴人本人64頁）。

とすれば、本件分限免職処分は、控訴人に教育公務員として不適格な「染み付いた性向」があつたからではなく、単に以前の減給処分、研修処分、戒告処分があつたことを理由として控訴人を処分したものに過ぎない。

従つて、本件分限免職処分は二重処分であつて、憲法31条、38条の趣旨に照らして違法・無効である。

10 結論

以上のとおり、本件分限免職処分は、実体的には、「職の適格性の有無の判

断」について、「特に厳密、慎重」な検討は全くなされず（原判決は、「特に厳密、慎重な」検討すら不要としており、判例に違背していることは何度でも留意されねばならない。）、さらに公正原則違反、考慮不尽、他事考慮、目的外処分等の事情が認められ、裁量権の著しい逸脱・濫用が認められるから違法である上、これらの事情は、旧教基法10条1項違反、憲法13、14、23、26条にも違反するものである。

また、手続的にもきわめて重大な違法が認められるのであるから、その取消は免れず、これを認めた原判決は不当きわまりなく、その取消を免れない。

第5 損害論

以上からすれば、本件戒告処分及び本件分限免職処分は、違憲、違法であり、その取消を免れず、本件各研修は無効であることは明白である。

かかる不当な処分を受けた控訴人の精神的経済的損害はきわめて甚大であり、最低でも請求どおりの慰謝料が認められて然るべきである。

第6 結論

以上のとおり、原判決の請求棄却部分は全面的に取り消されなければならぬことは余りにも明らかである。

とりわけ、本件分限免職処分は、分限処分に関して先例的価値を有する長東小事件判決と相反する判断手法を用いて、分限免職という公務員にとって「死刑」にも等しい極めて重大な処分であるにもかかわらず、実質的には処分権者の全面的な自由裁量を認めるに等しい緩やかな基準により、これを適法としていることは絶対に許されない。

速やかに、控訴人の請求を認容する正当な判決を下されるべきである。

<まとめに代えて>

本控訴理由書の提出が大幅に遅れたことについてはお詫び申し上げるしかないが、本書面を作成するにあたり、原判決を改めて検討して、その杜撰さ、偏頗さが余りにも露骨であることを痛感した次第である。原裁判所が長東小事件判決に見られる分限免職処分における判断基準を知らなかつたはずはないが、これをあえて採用しなかつた理由は全く不明のままである。このような判断はまかり通るのであれば、都教委は教育公務員に対していかなる恣意的な不当な処分を下しても全て適法とはなりかねないと言わざるを得ない。

控訴人の行ってきた紙上討論という教育実践は、誰よりもこれを受けた生徒たちから絶大な評価を受けている。紙上討論授業は、生徒たちの膨大な意見をまとめてプリントにするだけでも通常の授業の何十倍という労力を要することは明らかであり、控訴人の教育にかける深い情熱がなけれな到底継続し得るものではなかつた。そして、その控訴人の努力と情熱に応えるように、生徒たちは、紙上討論授業を通じて、自らの主体的な思考、意見を深化させ、真実を知ることの重要性を身につけていったのである。

かかる控訴人に「分限免職」という「汚名」を着せたまま教壇を去らせることは、日本の教育にとっても、大きな汚点である。

どうか、裁判所におかれでは、かかる控訴人の教育にかける情熱を理解して頂き、慎重かつ公正な判断を下されることを心から望むものである。

以上